

法學士松崎藏之助講述

入論 完

東京專門學校藏版



歳入論目次

總論

第一編 官有土地論

第一章 官有財産の沿革を論ず

第二章 官有土地の管理方法

第二編 官林論

第一章 總論

第二章 森林行政

第三編 官業論

第一章 政府工業の起原を論ず

第二章 政府工業の性質

第三章 煙草の製造

第四章 鹽業の獨占

第五章 交通事業

第一節	郵便事務	二
第二節	電信事務	五五
第三節	鐵道事務	五六
第四編 手数料		
第一章	手数料の性質及其起原	全
第二章	手数料の制度	六七
第一節	行政上の手数料	六八
第二節	司法手数料	七二
第三節	手数料の徴收方法	七四
第五編 租税論		
第一章	總論	七八
第二章	租税の變化及歴史	八二
第三章	租税の定義	九〇
第四章	租税に關する原理	九六

第五章	税源及生計の最少の費用を論ず	一〇〇
第六章	租税の最多額	一〇七
第七章	租税の區分	一一四
第八章	國民の納税力	一二五
第九章	租税負擔の移轉を論ず	一二八
第十章	租税の原理	一三六
第十一章	租税の承認論	一五一
第十二章	租税の制度	一六〇
第十三章	所得税を論ず	一七〇

歳入論

總論

法學士 松崎藏之助 講述

本論は歳入論に於て政府の支出を論したるを以て次に之を支辨するに必要なる歳入を論するは自然の順序なり。而して財政上所謂歳入とは政府の歳入を支辨するに必要なる所得にして或は政府の自ら營む經濟上の事業より入る者あり或は政府が其財政權を利用して以て人民より取立つる者あり。此の如く如何なる方法を以て得たる者たるに拘らず苟くも國庫に收入する者は皆目するに收入の名を以てす。今學理上より論究する時は政府の收入に二種あり。一は國家經濟的の收入にして一は國家經濟的の收入是なり。此二者は皆に其由て來る所の方法を異にするのみならず經濟上又殊に政治上に於て至大の差異を有す。所謂私經濟的収入とは政府が恰も一己人の資格を以て經濟上の事業を營むに依て入る所の所得なり。是を以て政府は此種類の収入を得るには一己人と等しく

民法上の規定に従ひ其支配を脱すると能はず。而して政府が此種類の収入を有する所以は多少國家の爲にする所なきにあらざると雖も其歸着する所の目的は收入を得るにあり。換言すれば政府は此等收入を得んか爲に行ふ者と謂つへし。國家經濟的の收入に至りては全く之と趣を異にし此種類の収入は政府の經濟的の事業を相伴ふて生ずる者にあらざして政府は單に人民に令し若くは人民に依頼して收入を得る者なり。彼の租税の如き即ち是なり。租税を徵收するに當りては政府は毫も經濟的の事業を營み人民に直接の報酬を與ふるとなく只國家の最高權の命する所に従ひ人民より取上くる所のものなり。然らば如何なる理由に依て國家は此種類の収入を得るの權利を有するか一言以て之を掩へは一國の行政をなさんか爲なり。之に依て是を觀れば私經濟的の収入は人民に對する直接の報酬あり。之に反して國家經濟的の収入は直接の報酬なくして間接の報酬を與ふる者と云ふとを得へし。何となれば人民が租税を納むるに依て直接の報酬を受くるとなしと雖も國家は之を以て人民全體の利益を保護し進歩せしむるに必要なる事務を行ふを以て自ら後來間接の利益を享有するとを得。故に此

等の政府の収入に關しては各特別の原則あり所謂私經濟的の収入に至りては政府は單に利益を得以て其収入を多からしめんとを務め國家經濟的の収入に至りては宜しく國家行政の有權に注意して以て其収入を増減し且人民の經濟を傷はざるを要す

之を要するに以上二種の収入は其基く所の原理を異にするものなり。故に財政上同一の方向を以て取扱ふと能はず。歐洲各國政府は設令完全なる原則を設けて其方針に従はずと云ふも尙暗に從ふ所の原則あり。今之を擧ぐれば左の如し

(第一) 政府の私經濟的の収入に關しては國家は一個人と同しく毫も法律上の特權を有せず

(第二) 國家が政府私經濟的の収入を得るは單に財政上の便利のみを目的とする能はずして幾分か國家永遠の目的の爲になすとありと雖も概して言へば國家は此等の収入を獲るに付ては常に財政上の便利を計るを主とせざるへからざるなり。若夫れ財政上の便利のみを計れば冗費を省き收入を増加するのみを以て目的とせざるへからずと雖も政府の私經濟的収入中にも單に收入を得るの目的

とする事業のみならずして多少人民全群の安寧幸福を計るの事務即ち國家の目的を有する事業なからざるを得ず。彼の手數料を徵收するに當て政府の行ふ事務の如きは即ち是なり。然れども之あるを以て政府私經濟的の收入に關する事務は一概に國家の目的を有する者と云ふを得ず。即ち收入を得るを後にして人民永遠の利益幸福を計るを以て先にするものと云ふと能はず。例へば政府の所有する土地の如き政府の企つる事業の如き若くは郵便、電信、鐵道等の如し。此等は人民の便利を計ると共に又收入を得るを以て目的とせざるへからず

(第三) 政府私經濟的の收入は最も多くの利益を得ざるへからず。換言すれば最も多くの純收入なからざるへからず。此の原則たる畢竟財政上の利益を計ると云へる第二の原則と關係するものにして第二の原則は單に財政上の便利を計るを主とし、第三の原則たる實に便利を計るのみならず利益を得るを以て目的とせざるへからざるを謂ふなり。抑第二及第三の原則の應用を異にするは他なし。第二は政府の事業其のものに附着する性質と云ふものなるか第三は實際其事業を監視するに當て其の方法如何に付て云ふものあり。例へば政府鑛山を採掘し

て以て金銀寶石を採掘することを企つるとせば政府は可成精巧なる機械熟練なる勞力者を用ひ以て生産費を減し純收入を増すことを勉むるのみならず更に進んで之れを監視の方法を精密になし以て當該官吏の詐偽懶惰等を豫防することを勉めざるへからず

以上は財政上政府の私經濟的収入に關する大體の原則なり。政府にして此の收入を得んと欲せば可成之と背馳せざるを要す。然し乍ら濶に之を實際に照せば必ずしも此の原則の如くなるを得ざる場合なきにあらずと雖ども此等は例外と見做すべきものにして未だ以て一般の原則を傷くべきものにあらず

凡そ政府の私經濟的収入は其種類甚だ多し。今其重なるものを擧ぐれば第一官有土地第二山林及官有鑛山第三政府の商工業第四政府の交通事業第五手數料等是なり

第一編 官有土地論

第一章 官有財産の沿革を論ず

夫れ國家にして租税を徵收せんと欲せば主として人民富裕ならざる可らず、之に加ふるに其好意に出つると脅迫に出つるとを問はず人民は租税を納むるの念慮なからざる可らず。而して又政府の私經濟的收入に至りても人民經濟上の地位進歩し幸福なるを要するのみならず人民の經濟の度進歩し分業の組織完備なるを要す。蓋し現今に於ける政府の私經濟的收入は古代に於けるか如く人民を奴隸視して或は政府所有の土地を無理に耕作せしめ或は強て人民の勞力を徵收し之に依りて得るものにあらず單に經濟社會の關係に基き需要供給の原理に従ひて得る所の收入なり。已に需要供給の原理に基き得る所の收入なりとせば分業發達して人民富裕ならざるべからざるは實に必要缺くべからざる條件たると言を得たす

古代に於ける土地所有者は國王にあらざれば貴族なり。換言すれば土地を所有すると政治上の自由とは常に相併立し其關係たる恰も轡車の如く其一を缺く

まは他も亦成立せざりし。是を以て古代の國家にありては國王は最も大なる土地所有者なり。彼の希臘のホーマー時代の國王の如き佛蘭西獨逸の古代の國王の如き皆是なり。又羅馬にありては土地は國家僧侶及都人士の間に分たれ而して此等は皆純然たる自由の權利を有せり。之に反して平民若くは奴隸の如き遂も政治上の權利を有せざるものは亦毫も土地を所有する權利を有する能はずして只之を賃借するに過ぎざりき

又歐洲の中世時代に於ては土地を以て財政上の經費に當て之を以て國家の事務を行ふ材料となしたり。例へば政府は學校を維持するに貨幣を支出せしめて土地を以て之か基本に當て官吏を任用するに俸給を以てせしめて秩祿を以てしたるか如し。而して土地を所有するを得たるものは等しく自由の權利を有する人民たり。蓋し古代にありて土地は國家の經費を支辨するに必要なる材料たりしとは恰も現今に於て貨幣の必要なるか如くなりし。是固とより然らざるを得ざるものにして當時の自然經濟の程度は實に之か原因たりしなり

國家の費用を支辨する爲に土地を以て貨幣に代用せしは宙に歐洲諸國に於ける

のみならず日本に於ても古來之れ有り。大寶令中に勘學田の稱あるか如き徳川時代に於て聖堂の費用を辨する俸祿を給したるか如き其一例なり。之を要するに古代に於ては土地は國有若くは國王の所有たり。今其然る所以を講るに替て行はれたるマルク若くは土地共有の制度に基因するや疑なし。蓋し經濟の度未だ發達せざるに當りては人民は部落を成し近傍の土地を共有したりしか其後外敵の攻撃若くは種々政治上社會上の變遷に遭遇し遂には酋長を立て、國家をなし其主領をして部落を代表せしむるの止むへからざるに至れり。此に於て平嘗て共有の土地は一變して盡く酋長若くは國王の所有に歸せり。然るに後世に及んで國王は次第に其權力を失ひ權力を有する人民貴族等は恣に領土を零奪して私有とせり。此に於て乎土地は變して私有となりしもの多し。加之國王等は其年々増加する費用を辨せん爲に間々土地を賣却して以て收入を得んと企てたり。是即ち國王の所有したる私有土地の減少したる第二の原因なり。今羅馬に於ける例を述ふるに貴族は其收穫の十分の一若くは五分の一を出して

以て國家所有の土地を賃借せり。故に此時に當り貴族は只土地を借るの權利を有するのみ政府の要求に従ひ何時にても之を返却せざる可らざるなり。後世に及んで政府は殆ど之を取上ぐるの權利を失し貴族は公然國家所有の土地を押領するに至り殊にグラキの改革の反動として貴族は上田を押領すると甚しく紀元二百年頃に及びては公田殆んど全く其跡を絶てり。

又近世の國家に付て見れば貴族或は地方の豪族の起りたる爲めに國家若くは國王所有の土地次第に減少せり。其減少したる順序を尋るに當時國王に仕へて官吏たるものは己れ自ら其官を世襲とし以て之を其子孫に傳へたり。已に其職を世襲とせしか故に隨て其役料をも世襲したり。其他地方の行政事務は其豪族に依任して取扱はせたるを以て國王所有の土地も自然に此等豪族の掌中に歸するに至れり。蓋し當時地方の行政事務は必ずしも現今の行政事務と同しからず、くは國王の土地を管轄して租税若くは小作料を徵收するに在り。已に彼等の司とる所に於て土地にありとすれば歳月を経るの間遂に其土地を押領するに至るは自然の勢なり。

此等の原因に依りて國王若しくは國家所有の土地は次第に減少したり。然るに近年に及びて又次第に之を増加するの傾向あり。或は政府土地山林を購求し或は法律若しくは行政上の所爲を以て之を取上げ或は所有主なき土地山林を移して國家の所有となすに至れり。而して此等の政略は自ら中央集權の制度と相離るゝと能はず。何となれば中央政府にして權力を増さんどせば勢豪族を倒し以てその土地を取上げ或は行政上の所爲を以て土地に關せる檢査をなし曖昧なるものは自ら國家の所有となせばなり。然れども畢竟するに公有土地の制度次第に類れ私有土地制度の起るは現今に於ける社會制度の進歩に伴ふて離るゝからざる所のものなり。彼の資本の次第に増加し勞力の効果著大なるに至るか如き或は農業の方法租大より變して周約となりしか如きは皆以て土地私有財産の制を養成したる原因なり。故にアダム・スミス氏は其著書に於て頻りに土地の人民に屬せざるべからざる所以を論せり。曰く『若し國王若しくは政府にして土地を私有せば縦令租税を徵收するとなきも其國民の負擔は却て大なり。何となれば若し人民にして土地を私有せば之を耕作して以て多の收入を得るか故に租税を出

すも、蓋も其負擔たるを感せずればなり』と

抑官有土地に關する議論なる實は財政上のみならず行政上の一問題なり。或は又之を擲下くへしと云ふものあり。其説に曰く『若し政府にして官有土地を賣却せば其得たる所の資本を以て有益の事業を企つるを得。例へば高利の國債を償却して以て國民の負擔を減し若しくは鐵道溝渠等を築て交通の便を計り以て經濟の發達を計るを得べし。又土地を耕作して多くの收入を得るは政府か其官吏の手を借りて勞力者を使用し或は小作せしむる一國民に比して劣ると萬々なり。是經濟上よりして官有土地の非なる所以なり』

今又憲法上政治上の理論に従ひ官有土地保存の是非得失を見んに立憲國に於ては必ずしも其必要なきなり。抑立憲國に於ては政府は君主の政府にあらずして國民の政府なり。故に政府は國民の安寧幸福をまとして計らざるべからざるか故に隨て政府は行政上の費用を人民より徵收するを得るなり。焉んそ古代に於けるか如く國家が土地を私有するの必要あらんや。殊に政府にして多くの土地を有し若しくは工場を有するに至れば一國民と經濟上の利を争ふの恐れあり。

是亦其必要なき所以なり」と

如此一方に於ては官有土地を非難すへきの理由ありと雖も亦他方に於ては之に反して官有土地を保存せざるへからざるを説く保守論者あり。今其理由とする所を尋るに凡そ三あり。第一は皇室の利益を計る爲に官有土地を保存すへしと云ふにあり。彼の英國等の有様を見るに國王は次第に其所有の山林土地を移して以て政府に委ね己れは皇室の經費として年々歳許の經費を政府より受取り以て内庭の費用を辨するか故に或論者は之を目して曰く若し帝王にして此の如き方法により其内庭の費用を辨せは遂に帝王は變じて國內に於ける尤も巨額の恩給金を受くるの人となり帝王の威嚴を損ずると少なからずと。然りと雖も一般に議院政治の行はるゝ國にありては國家の經費は年々議會の討議若くは承認を経る者なり。而して議會は年々皇室經費を討議して之を増減するとせば遂には皇室の尊嚴を失ふの恐なきにしもあらず。然れども是亦憂ふるに足らず。何となれば元來君主たる者は人民以外に成立する能はず。況んや立憲政治の行はるゝの國に於ては人民と君主との間の關係を親密ならしむるの必要あるが故に人

民に依頼するとなぐして君主自ら存立せんとするは專制國若くは秩序の亂れたる國に於て見るべきとにして眞正なる議院政治の行はるゝ國に存在すへきとにあらざるなり

第二の理由とする所は政府が官有土地より收入を得るに當て毫も人民に於て損失する所なしと云ふに在り。蓋し租税は必ずや人民の財産を減するの結果を生ずるものなり。然ども官有財産より入る收入は決して租税の如く之が報酬なくして人民より取上ぐるものにあらず。是即論者か官有土地を存すへしと云へる論旨の第二なり。然ども若し官有土地を辨下くるの利之を維持するに優るときは此理由たる必ずしも保存論者の根據となすに足らず

第三の理由は尤も勢力あるものなり。今其の說を擧げんに曰く「現今に於けるか如き農業日に進歩し機械若くは其他の資本を要するに當り人民をして新規の農業を習はしめんと欲せば必らずや政府先の手を下して之れが經驗をなし以て模範を示さるゝへからず。況んや現今貧富の懸隔甚たしきに及んては政府は須からく土地を所有し以て社會政略を行ふの方便に供すへし」と。蓋し現時の經濟社

會は亦た昔日の經濟社會の比にあらず。隨て政府の將さに爲すべきの事業も大に増加し或は農業に或は社會政略に國家の注意すべきこと甚だ多し。故に此理由に依り官有土地を保存するは必ずしも悪しからずと雖も農業の改良獎勵を計るか爲に要する土地は必ずしも廣きを要せず。之に以て社會政略を行はんと欲せば廣大なる土地を要するを以て目的を達するには必要なれども是亦至難の業と云はざるを得ず。

之を要するに現今各國財政上官有土地を擲下くべきや否やの問題は急要なるものにあらず。若し國家にして從來之を所有せば強て擲下るの必要を見ず。之に反して從來所有するとなれば亦之を増加するの必要存せず。要は只自然の成行に放任するを以て可なりとす。

序てなかゆ一言すへきは已に官有土地を有するもせは果して國家の財産とすへきか將た皇室の財産とすへきかの問題なり。此の問題たる歐洲諸國殊に獨逸の諸聯邦に於て數年前激論しき議論ありしか遂に結局を見る能はずして止り。

併し歴史上の發達よりして見るもきは國有財産は次第に増加し遂に皇室財産を

併吞したるの傾向あり。殊に中央集權の行はれたる立憲制の國にありては或は法律の力に依り或は君主の道徳心に基因して皇室財産を變して國有財産となしたる例頗る多し。今此議論の有要なるや否やを見るに獨逸諸國に於ては此議論は左迄必要ならず。何となれば若し國家の經費にして不足を告ぐるとあるんか其皇室財産に屬すると將た亦國有財産に屬するとを問はず必ず官有土地より生ずる收入を以て之か不足を補ふとに定まり居ればなり。然らば其他の諸國に於ては如何と云ふに實際上二者何れに屬するを問はず間接若くは直接に議會之を監督し若し皇室經費にして土地より入る收入を以て辨すること能はされば結局議會の助を借りて以て之を支辨す。去れば此問題たる平時に於ては其必要を見ずして國家不穩の時に際して初て起る問題たり。例へば歐洲に於けるか如く革命の恐ありて君主其收入を失ふに至るとあるか將た暴君汚吏出て、官有財産を失ふの虞ある場合の如し。此等の場合に於ては固より單に理論のみにとり豫防すると能はざるものなれば豫しめ茲に之か手段を講ずるは無益に屬するものとす。

第二章 官有土地の管理方法

官有土地の管理に關しては行政上並に憲法上の規定あり。所謂行政上の規定とは實際の管理に必要な事務にして或は其境界を正し或は其廣狹を極め或は之を耕作し若くは之を貸付くるか如き是なり。是等の事務は歐洲の中世に於て已に之あり。彼のカメラリストと稱する一派の行政學者は頗りに此事に注意せり。カメラリストは恰も日本に於ける地方に關係せる官吏と同一種のものにして其職とする所は務めて官有土地の收入を増加せんとするにあり

又憲法上の規定とは官有土地を保存し若くは増減する所以の關係を規定するものなり。若し官有土地にして皇室財産たらしめは須しく皇室典範を以て其増減方法を規定すべく若し國有財産たらしめは憲法の定むる所に從ひ議會の承認を経へきは當然の次第なりとす。歐洲諸國の例を見るに官有土地の増減は議會の承認を要すへしと明に憲法上に記載する國多し

日本憲法にては官有土地に關する規定なく政府は自由之を處分するを得、或は之を賣却し又急迫に政府の義務とならざる以上は之を購買することも又出來

得べきなり。併し官有財産に付て政府の之を處分するの權利を僅に制限したるものあり。即ち其制限する官有財産を増減するに關しなむものにあらずして其方法に付ての制限あり。是れ日本會計法の規定する所に於て例へば政府は竊に官有財産を賣買するを得ざるも若くは一工の商人の間で賣却するを得ざるか如し。然れども此等は皆法律上の制限にして左邊大切ならず。其れは日本に於ては官有財産に關して一定の規定なきと云ふを得へし。現今に於ては官有財産即ち官有土地、山林、原野、森林、礦山、温泉等其數多々隨て其面積廣大なり。而して之を政府の處置に下するは抑揚なるか非なるか設令今日に於て規定の必要を見ざるも他日農業法の改良又は山林原野の保護を圖するの日に至らば必ず一問題あるべし

今や漸んで官有財産の賣買は行政上の事項に屬すべき材料なれば憲法の範圍に入るべきを考究せんに勿論前者に屬すべきものなり。例せば茲に一の土地あり此の土地の必要不整等を定む或は之を賣却すべし或は之を所持すべきかを決するは實に其の屬するものにあらずれば見込の附く善なし。是れに曰く「政府は

事を行ふなり、立法は職して行はず」と。之に依りて之を觀れば官有財産を賣買増減するは行政上の事務に屬すると以て設令憲法上に之が規定なきも強ち不當なるものと云ふべからざるなり

官有財産を管理する方法凡そ四あり。其最も古き方法は直接管理法と名く。是前述せる王侯の財産を其臣下として管理せしめたるものにして中世時代に於ては歐洲諸國に最も多く行はれ遂には此等の臣下が一定の小作料の如きものを出して自ら小作人の資格を備へたるの例あり。經し斯る例なしとするも此等の管理者は實に財産を管理するを以て職分とせず、同時に警察官、財政官並に裁判官を兼ねるを常とせり。蓋し王侯の收入を取扱ふ所の役人にして此等の職務を兼任するは古今東西同一條に出づ。日本に於ても其例あり。徳川幕府に於て彼の御勘定奉行と稱するものは同時に裁判官を兼ねたり。此の如く歴史上の事實同一なるは抑何そや。蓋し當時の收入は實に金錢にあらすして米、麥、材木及其他の實物なり。此等の實物を取扱ふには或は之を運送し或は之を賣却せざるべからず。然り而して此時代の行政は簡易にして政治は僅に司法警察及租稅取立の

三者に通じます。是を以て財政管理者は其地方に出でて、直接に人民より租稅を徵收し、或は之を賣却し、或は之を運送するの間に自然に人民の權利義務に拂はるに至り遂に一人にて此等の職務を兼ねるに至れり。然りと雖も其事務繁多にして到底一人の力を以て處分すること能はざるに至るときは合議制の財政官兼司法官を置き以て之が局に當らしむ。現今に於ては直接管理法は到底實行すること能はざるなり。縱しや之を行ふことを得るとするも經濟上の原則に違背するものより甚しきはなし。抑、生産を獎勵し收入の増加を計るには事業に従事するものをして己れの利己心に刺戟せらるるものにあらざれば不可なり。然るに直接管理法に依て王侯の財産を管理するとせば必ずや命令若くは規則を以て之を支配せざるべからず。之が爲り密に管理者のみならず又耕作者の所爲を制限し遂には土地の改良を妨げ依て以て新事業の發生を妨止する者なり。是を以て此方法たる農業法の集約となり注意と熱心とを要するに當りては最も不便を感ず。之に加ふるに農業上の改良等に要する資本は若し政府にして直接に之を支出するにせは不都合なる國債を募集するにあらざれば重稅に依て之を辨せざるを得ず。

二者共に國家の經濟に不利なり。此方法の不利なるは獨り此等に止まらずして尙又財政上の不便あり。何となれば之に依て得る所の收入は貨幣にあらすして多くは實物なれば物價の變動と共に政府の歳入を増減し財政官をして豫算の調製に苦ましむればなり。現今に於て此法を行ひ得る場合は甚だ僅少に過ぎず。例へば模範農場建設して農業の發達を計る場合或は特別の地質を有する土地又は國民の經濟上特別の關係を有する山林土地等の如し

第二の管理方法は委任管理法と稱すべきものにして直接管理法の欠點を補ふ爲に設けられたる簡便法なり。一千六百六十年一度風逸に於て試みられたりと雖も好結果を奏せず久しからずして廢止せられたり。此法たる官吏をして或る最少額を納むることを受負はしむるものにして彼の支那及朝鮮等に於て現今地方官をして一定の租額を受負はしむると同一なり。然れども此法は甚だ害ありて益なし。何んとなれば其委任せられたる管理者は最少額を納むるときは己れの責任は盡せるものなるを以て更に進んで多くを得んとするの考なく而して一定の收入を年々歳々納むるには多少其間に起る災害をも考へ置かざるへからざるか

故に其所謂最少額は平均の收入額より少なからざるを得ず。是に依りて之を觀れば此方法たる多少政府の收入を減するの恐れありて到底現今に於て行ふべきの方法にあらざるなり

第三の方法は年租小作法にして之を歴史上の發達に徴するも亦第三次に行はれたるものなり。經濟上の原則に従へば以上の二法に比して大に優る所あり。何となれば小作人は自己の利益に刺戟せられて土地の善惡に注意するを以て隨て多くの收入を得へければなり。故に自から土地を租末にし彼の盜賊農業を行ふの憂少なし。歐洲各國の政府は其初に當りては直接管理法若しくは委任管理法に依りたりと雖も現今に於ては大抵此法に遵據せり。而して其小作人を定むるには如何なる方法に依るべきかを尋るに凡そ二の方法あり。一は一己人と政府との對談に依りて定め一は競争に付して最も多き小作料を納むることを申出づるものに貸下ぐるの方法なり。此二法各長短ありて何れに依るも弊害なしと云ふを得ず。第二の法に依れば競争の爲に唯多くの小作料を出さんと欲して却て土地を租悪ならしむるの懸あり。第一法に依れば政府は自己の知人に私するの憂

あり。然れども此等は種々の監督法を設けて之を防ぐを得るを以て先づ第一法に依るを可なりとす

官有土地を小作せしむるに當りて其土地を一括して二三の人に小作せしむべきか將た之を分割して多くの小作人に貸下くべきかは一の重要問題なり。此論たる勿論農業の方法に依りて斟酌せざるべからずと雖も各國の經驗に依れば大中小各其釣合を得るを以て宜しとす。是を以て嘗て行はれたる一般小作法の如きは啻に益なきのみならず却て有害なるものなり

小作の年限は必らず契約の初に於て定めざるべからず。經濟學の原理に従へば其年限は可及的長きを算ふ。何んとなれば小作の年限にして短きときは自ら小作人をして土地を粗悪ならしむるの憂あるを以てなり。故に少くとも十年以上ならざるべからず。其最も適當なりと認めらるる者は小作人の一生を限りて之を貸付くるに在り。若し此の如くする時は小作人たるもの己れの利益を計るか爲に土地の改良を企てるに至るべし。然る而して小作料の額は單に政府の都合のみに依りて必ずしも之を高くするとを算はず。何となれば小作料にして高き

に失すれば却て土地を損し遂には政府の不利益を諷すに至るべければなり。故に小作料の標準は通常人民の拂ふ所の小作料よりは幾分か低くし之に加ふるに政府の土地に下したる資本に對する適當の利子を合むべきものなり。此方法に付き最も政府の困難を感ずるは土地の損害若しくは之に附屬する建物等の損害を辨償せしむべき方法なり。若し小作人の不注意に依り兼りたる土地の損害は熟練なる専門家にあらされば其果して不注意に出づるや否やを明にすると能はず。縱し此事にして分明なるとを得るとするも小作人をして全く其損害を償はしむべきや否は直に決すると能はず。故に精密なる標準を設け之に依りて政府の損害に歸すべきものなるか或は小作人をして負擔せしむべきかを定めざるべからず。又小作料の額は年々一定不動なるべしと雖も免除若しくは減納の特典を定め彼の人力を以て避くべからざる天災地妖に遭遇するときは勿論之を減免すべきなり。今普國の法に依るに故令僅少の災害たりとも尙此特典を與ふる人或は穀物の變動よりして生ずる小作人の損害を防がんか爲めに小作料の幾分を實物にて納めしむべしと論ずるものあり。是れ時の變ひに的中せざるものなり。

此の如くせば假令小作人には便利なるも政府の財政上之れより不都合なるとなし。何となれば之か爲めに費用及運搬の勞を取らざるべからざるのみならず時々穀物の價の變動と共に政府の收入變動するを免れられはなり。此方法に付ても亦困難を感ずるは其契約をなすに當り競争に一任すべきか若くは對談上にてなすべきかの點是なり。競争に依る時は其結果英國に於けるか如く所謂盜賊農業の弊害を生ずるに至るべし。然らば第二に依らん乎政府官吏の私心に出て之を成る一二の知人に貸付くるの憂あり。然りと雖ども泰西諸國に於けるか如く土地に不足を感し農業上土地を大切にせざるべからざる國に於ては固より第二に依り小作人の人柄を選ひ貸付に關する規定を設け小作人をして選擇せしめざるべからず。現に編造に於ては小作人の人柄を選んで貸付け必ずしも小作料の高きを算はず。併しなから人物の如何を選擇するは困難にして如何に法律にして嚴なるも規則にして周密なるも不正直なるものをして正直ならしむるは到底爲し能はざることなりと雖ども凡そ立憲政治の國に於ては事物を公にし私にするの弊害は務て避けざる可らざるの一事なりとす。

第四は世襲小作法なり。前述せる年期小作法は其年限短きか爲に未だ以て小作人をして土地に忠實ならしむること能はず。是を以て經濟學者等は専ら此法を主張せり。蓋し現今の如く土地は國有になすべしとの議論行はるゝ世に於ては社會學上より論ずるときは世襲小作法は最も適當なりと云はざるを得ず。又之を經濟上より觀察するも此法に依れば小作人の利益は土地の利害と相合して小作人は土地に對して資本を投し若くは注意を加ふべきは自然の勢なり。今又行政上より之を論ずるに大に政府の手續を省くの利あり。何となれば當に其監督容易なるのみならず政府は新に土地に資本を投し若くは改良を計るの煩なし。只此法の不利なる點は小作料永久一定し居るか爲に穀物の價の騰貴に従ひて生ずる小作料の増加の利益を得ること能はざるにあり。世襲小作法の要は先づ小作人をして其世襲の權利を買ふか爲めに一定の金銀を拂はしめ之に加ふるに年々一定の小作料を納めしむるにあり。而して此等の額は土地の價格と相對照し相當の利益に當るものたらざるべからず。

第二編 官林論

第一章 總論

東西諸國にありては第十八世紀の中葉よりして頻りに木材の不足を感ずるに至れり。是れ人口増加の爲に山林の變じて耕田となりたるに依る。然り而して當時の政府官等は其君主に屬する山林の收入を増加せんことを勉め頻りに山林の必要を説けり。今其論する所を見るに曰く山林は氣候に大なる關係を有す。曰く雨量の多少を來す。曰く水路の安全を計り水の供給を整ふと。此等は山林の培養せざるへからざる所以又其増加せざるへからざる所以の最大理由として當時の學者並に政治家の嘖々之を論じ、人民も亦等しく之を唱へたり。蓋し歐洲大陸に於けるか如く人口次第に増加し牧畜の業盛に行はれ、土地亦平坦にして山岳少なき國にありては間々材木の缺乏を生ずるも毫も怪しむに足らず。而して其缺乏を感したるか爲に世人皆山林の増加せざるへからざることを主張し恰も山岳に狂するの有様なりき。現時の研究に依るときは水路を整へ水の供給を調和するは山林の効用與て力ありと雖とも氣候の寒暖降雨の多少に關係すると云ふに

至ては必ずしも山林の關する所にあらざるに似たり。故に昔時の學者の唱導したるか如く山林の必要を見す。加之蒸氣の發明ありしより以來薪に代ふるに石炭を以てし建築の用に供する材木に代ふるに鐵石を以てするに至りたるか故に材木の需用は自ら減少せざるを得ず。是國民經濟上中世に於けるか如く至大の關係を有せざる所以なり。現今に於ては山林必要の原因は前に述べたる第三の理由其重なるものにして其他木材細工類の原料に供する材木を培養するにありと云ふて可なり

蓋し國民經濟上山林を培養して泉源を養ひ以て河水の涸渇を防ぎ降雨に當て河水の暴漲を豫防し且山林を以て山岳の崩壊を防ぎ河床の埋没なからしめんとを欲するは實に必要なるとなり。我國に於ては明治以來林政を忽諸に附し泉源に在る山林を濫伐したるか爲め密に洪水の憂を増したるのみならず、河岸の崩壊したるか爲め河床を埋めて農業上の害を加へたるは著名なる事實なり。是れ第一に或種類の山林は國有となさざるへからざる所以の理由なり。何となれば一己人の山林を培養するは固より利益を得んか爲めたるを以て縱令之を伐りて下流

人民の災害を招くも其關係する所にあらず。若し其下流にして愈長ければ其災も愈甚しくして最も下流に沿ひたる人民は上流に漲せる人民の林政を忽にするか爲に害を蒙ると最も甚し。抑國家は人民全體の利益幸福を計るものなり。故に之に注意するは固より相當の職分なり。歐洲大陸諸國に於ては主として山林を保護し之を擴張するを以て其主義とせり。其原因たる實に以上述べたる理由のみにあらずして其他に尙二三あり。第一は山林の利益は甚た僅少なるのみならず之を得るの年限甚た長き故に二三十年を一期として生活する人民の經濟には甚た不適當なり。第二には山林の利益たる之れを大にすれば收得隨て多きも若し之を分割して多數人民に所有せしむるときは利益大に少なし。蓋し山林の収益は最も短くして三十年を経されば不なり。其長きに至りては七十年より八十年の間に在り去れば永久の法人たる國家に於て之に注意するは固より適當なる職分なり。又管理方法の大小は實に大の關係を有し若し山林を以て專業となすに至ては必ずや其面積大ならざるべからず。然らざれば決して營業となすに足らざるなり。

第一章 森林行政

前論に依るときは森林を以て官有とすへき重なる理由は其収益僅少にして一人の營業に適せず且收入の期限長くして能く一己人の經濟を以て有利的に耕殖すること能はず加之國民の經濟上農業との關係あるが爲に國家は永久の法人として必ず之に注意せざるべからざるべし及山林の營業は小仕掛にするよりは寧ろ大にする方が合上利益多きと等なりし。然らば國家は山林を所有するに當り如何なる原則に基き之を管理すべきか。是次に考究を要する問題なりとす。(甲)政府は山林を培養するに當りては可成需用ある材木を培養せざるべからず。蓋し經濟學の原理に従へば必ずや需要あるものを生産すへきは固より然るべしとなり。然りと雖も山林事業の如き目前の小利を目的とせざる業に在ては樹木の何たるを問はず徒に之を培養するの風なきにあらず。加之山林の需要は所依り及人民に依て異なるものなれば政府は宜しく此等の事項に注意して細に需要供給の勢を察せざるべからず。

(乙)政府は一定の主義を以て山林を培養し獲りに農業地を變して山林となし若

くは山林を變して農耕地となすべからず。若し政府にして此の點に注意せざるときは實に相當の利益を見る能はざるのみならず間々山林を減少して農耕地の面積を相くとなしとせず

(丙)之を以て山林を變して農耕地となさんと欲せは先づ其國に於ける材木の需要を考へ然る後之を變するに依て生ずる結果を察せざる可らず。日本に於て既に山林を變して田畠となし穀物の供給需要に超へたる爲め再び山林となす現象を呈したるは主として之が爲なり

予て政府は主として自生森林の保存を計るのみならず必要なる場合に於ては自ら資本を投して之が培養を計らざるべからず。抑自生森林とは一に保存森林と稱するものにして河水の本源或は海岸風濤の災ある場所に於て樹木を生育し以て土砂の崩壊を豫防す。是全く國民經濟上の利益を計るの目的に出で収益に關係するものにあらず

今や歩を進めて山林の管理法を講進せんに元來山林のものたる小作に適せず。是人民をして政府の山林を培養せしむる時は實に不注意に依りて其目的を達せ

ざるのみならず假令小作せしめんとするも計算甚だ難くして小作料を定むる能はざるを以てなり。況んや山林の如き大仕事をなすを要する者に於ては政府が官吏の手を以てすると人民が勞力者の手を以てすると其間左差異あらざるべし。爾して之を管理すへき官制は農商務省にあらざれば大蔵省なり若し單に収益の多きを望まば大蔵省をして管理せしむるに如かさるべしと雖も若し國民經濟上の目的を行はんと欲せば農商務省をして管理せしむべし。何となれば國民人民の經濟に關して精密なる智識を有するものは實に農商務省なればなり山林事業に關する事務を列叙すれば精密なる統計表を作ると及野火其他の災害を豫防し樹木培養法を定め而して既に採伐したる山林を再び植付け山林の生産物を販賣し及出林の副産物を利用する事等なり

日本に於けるか如く山林を以て一の營業となさず農時の片手間を以て之が培養に當つるが如き國に於ては其樹木を何年間植置又何年目に採伐し設令其收入を定することなきも毫も妨げなしと雖も苟くも山林を以て一の營業となすには收支相償ひ尙餘あるを以て目的とせざるべからず。而して此目的を達せんには

先づ第一に甲地は植樹後何年間を經乙地は何年間に當り又之か伐採は何年の迄にすへまか等精確なる統計表を製せざるべからず。此の如くして初て一の營業をなすことを得へまなり

樹木の培養法に二種あり。第一は一山林全株同年數の樹木を培養するの法にして第二は一山林を以て數區に劃し各區其樹木の年限を異にするの法是なり。日本の如く樹林培養を農民の副業となす所に於ては儘く同年數の樹木を生育し區々一時之を伐採し一時に其收入を得るも可なりと雖も苟らく山林を以て一營業となすには年々一定の收入なからざるべからず。而して年々一定の收入を得るには山林を區畫し樹木の大小を保たしめ其年數に隨ひ交々之を伐採するに必要なり

生産物を賣却するの法に三種あり。第一は買賣法にして第二は山林を區畫し之を賣却し年々幾何の金額を上納せしむるの法なり。第三は政府に於て山林を伐採せざる材木として一定の場所に運搬し而して後買手を求めて之を賣却する方法なり。此の如くするときは政府の煩勞甚しく隨て官吏の數を増さるべし

おらざるのみならず此等の官吏の私心よりして或る一己人を利するの弊害ありを免れず。其最も通常なるは第一の方法にして方今諸國多くは此法に據る

副産物を利用するは下草、木葉若くは下木等を其近傍人民に年々一定の割合を以て譲渡するの謂なり。此事なる密に農業者に必要なるのみならず山間小民の間に肥料に必要なるものなり。農民は之に依て以て肥料を得或は之を以て小器具を製造する等人民の爲に利益するを少なからず又此等の事たる山林取締の間に必要なるものなり。日本は近來之を禁制したるが爲め犯罪者多く又野火等の憂を堪せり云ふ

政府山林事務を管むるに要する官吏に三種あり。其最も下等なるは山林保護官と名く行きの事にして實際の保護業務をなすものなり。次に之を支配するものは監督官にして彼等は官有山林所在の地方に住居し常に實際上の事務に當るものなり。而して此等監督官を總ふる監督官なるものあり。此は地方の行政官にありて山林行政を處理するものなり

第三篇 官業論

第二章 政府工業の起原を論ず

中世封建の制度漸く衰微し中央集権の世に移らんとするに當り諸國の國王は皆其領土の増加に苦みたり。然れども土地には限りあり。而して其限りあるの土地には各所有者ありて其歳入を土地に取らんとすれば彼等の抵抗に遇ひ其望を達せんとし難はず。此に於て乎各國の國王は獨裁の權力を利用して收入の道を見廣さんとを務めたり。當時工業及商業漸く盛大に赴けり。而して此等工商業たる者本何人の所有に屬したるものにもあらず又何人の恣にせし所にもあらずして其業漸く興りたるものなり。是を以て國王は宣言して曰く既に成立せる財産は皆其所所有の所有なり。然れども新に興りたるものは天下何人の有たることなれ國王の唯だ恣にするを欲する所のものなりと。當時各國の國王は皆之を運命として工商業中最も利益の盛みあるものは自ら己れの手に取り政府の事業とせり。

彼の舊國にありてはハインリッヒ十四世の時獨逸にありてはフレデリック一世の頃を以て最も盛なる時とす。之に加ふるに從來國家の組織にして政府があらゆる土地を所有したる國に於ては此制度に遷るに當り甚だ容易なりしが故に新に發見せられたる財源は皆法律上所有者なき財産と同一視せられたり。然り而して國民の製造工業を制限して政府若くは國王の専業となしたるは奢侈を禁ずるの旨趣に出で、警察上の禁止を以てしたる者あり。又新に開けたるの商業工業は悉くた以て世人の信用を受くると少なく是を以て生産物の精巧なるを證し若くは其堅固なるを證する爲に政府の干渉を要したる場合あり。政府は之を保證するに或は封印を以てし或は印紙を用ひしとあり。現今各國の政府は海關稅法により其輸出品及輸入品を先買するの權利を有するとなるか其基因は實に茲にあり。却立憲國に於ては固より人民に營業の自由を許し民業に干渉するは最も避るべき可からざるとなるにも拘はらず今尙之を存する所以の者は一は法制歴史上の關係に依り遂に廢止するに能はざるに出で、一は財政其他の政略を行はんか爲なり。實に立憲國に於ては政府の收入は殆ど盡く議會の承認を経ざるべからざるを以て政府は常に議會の爲に其額を制限せられ自由ならざるの有様なるか

に有爲の政治家にして鋭意國家の改良に従事するものは議會の干渉を離れ別に
 收入の進を得んとを企圖せり。現今獨逸に於て官有財産及び其の他の收入殆ん
 ど選舉を占むるは盡し亦此に原因することあらん。其の他多くの官吏を養ひ政
 府の権力を強めんとする國に於ては殊更に政府の事業の範圍を擴張して官吏の
 一俸に保たんとする傾きあり。彼の獨逸の如く十八世紀の終頃よりして官吏の
 改更を捷事し其の官吏たるものも正直嚴正にして一意國家の事を以て憂となせ
 る國に於ては其の政府及び君主の官吏に對する感情も又殊別なり。故に獨逸の
 官有財産の多きは此他の原因もあるべしと雖ども一は官吏養成の目的に出つる
 や疑を容るべからず

第二章 政府工業の性質

本章に於て説明すべき事項は雷に製造事業のみならず鐵道、郵便、電信に關する事
 項其他政府に於て製造したる物品を販賣することに伴ても亦論述する所あらん
 とす。故に茲に所謂工業なるものは最も廣き意味に解せざるべからず
 政府の營む所の工業は種々の目的の爲に出つるものなりと雖ども其工業中或

性質の事業に至りては其の弊害甚だ多きものなり。例へば其營業にして常に
 断なく變化し當局者の性意並に性質に依て其成功を支配すると多からんには政
 府の工業もして營むと甚だ難し。彼の官吏なるものは必ずしも常に事業の利益
 を増進するものにあらず。故に政府は常に之を監督し之を命令して以て弊害を
 せしめざるを勉めざるべからず。然りと雖も監督及命令には正直なる官吏も
 不正直なる官吏も一様に制限する者なるか故に不正直なる官吏の爲めに設けた
 る制限は却て正直善良なる官吏の行爲を束縛し之をして十分の勤をなましむる
 と能はず。殊に其工業投機の性質を帯ひ變動常なき時は焉んぞ法律命令を以て
 之を監督制限するを得んや。正直なる官吏は責任を減すると深く自ら任して
 危事事に手を出すことなく之に反して不正直なる官吏は縱令損をなすとあるも己
 れの損耗とならざるを以て竟に投機をなし政府の損害を招くに強る。故に現今
 の國家に於て工業を營まんと欲せば斯る投機の性質を帯ふるとなく又經濟社會
 に於て入局を競争するとなき事業を以て事業となさしむ可らず。然りと雖も政
 府は賣買を以て事業となすべからず、生産を以て事業となすとあり。或は二者を合

せて營むとあり。彼の英國印度政府が鴉片の專賣を以て業とし、佛國が彈藥の製造を以て專業となすは此種なり。畢竟するに政府の工業は固と止むを得ざるに起るものにして國民の經濟上善良なる結果を生ずるものにあらす。之が爲に人民に被らしむる所の二種の負擔あり。何をか二種の負擔と云ふ營業を制限して生産に従事せしめざるは即ち政府の生産者に被らしむるの第一の負擔にして本に政府の製造品を販賣するに當て自ら其價を定め人民をして之を價はしむるは消費者に被らしむるの負擔なり。

人職は政府の專業を以て自ら之を營ましめず人民に委託すへしと云ふ者あり。其言は固く官業の弊は官吏の懶惰と不熱心なるとあり。故に政府自ら營ますして一己人民に委託するときは此弊害を防ぐとを得へしと。然りと雖も今之を實際に觀すれば人民に托するの弊害は政府自ら従事するよりも甚し。何となれば政府の專業を一己私人に委託することあらんか是實に政府營業の權利を貸與するものにして人民利を歛するの結果遂に之を濫用し政府の特許したる範圍内を越へて私利を營むのみならず固々其製造品の品質を粗悪ならしめ一國の消費

者を營すまよ少小ならざればなり。去れば政府の專業を以て一己私人に委託すへしとの説は實則まよき言にあらす。然らば如何なる場合に於て政府の專業を許すべきか云ふに凡そ國體の場合あり。

第一は其工業は一國の爲に必要なるも未だ人民若くは私立會社か之を營むに適せざるべき例へは政府が社會公共の爲に要する物品にして一己私人之を製造するに堪ざるときは政府は止むを得ず自ら之に従事せざるべからす。彼の紙幣の原料紙を製造するか如き或は一國行政の爲に大切なる文書を出版するか如き若くは學術書籍を獎勵するか爲めに特別の製造場を設くるが如き即是なり。歐州諸國皆國に於ては一千八百年代の初頃より工業を獎勵する爲め政府自ら之を營むものあり。一國の富未だ増加せず人民之をなすの資力なきに於ては政府自ら之を經營せざるべからす。先年ビーオー會社と我三菱會社との競争の如き若し之を放任して顧みざらんか三菱會社は遂に之れが爲に敗を取り我國の海運事業は遂に衰進すると能はざるに至りしならん。故に此點に於ては英國の例を以て他に及ぼすと能はず。何となれば英國人民の資力は疾に増加し加之人民固有

の氣象獨立心に富み政府の厄介保護を受くるを好まず、鐵道の如き、郵政の如き他國に於て政府の保護を免れざるもの人民皆自ら之を経営すればなり。佛國は之に反し昔時より政治上の慣習的に政府に依頼するの風あり。今佛國議會の建議案を見るに或る一地方に何々の補助をなすへしと説き其甚しきに至て小學教育、老年教育に従事せし報酬として之に養老金を給與すへしと云ひ、其多くは皆此等補助の曾祖に出てざる者なし。故に英國經濟學者は曰く「假令獨逸主義の經濟學は他國に適當なりとするも英國には到底行ふこと能はず。何となれば他國に於て一國の事業を經營するには國家の權力を以て必要なる元素と認購すと雖も英國人民は政府に依頼するとなく自ら之を整理するの氣概あればなり」と。依是觀之官業の如何は單に理論のみならず依り其利害得失を定むる能はず、國に依り、其事業の性質に依り斟酌調度すべき者なると明なり。

第二條約的通信事業は官業に於て人民の職業繁雜に至りたる多し、以て經濟社會に於ける人民の交通は非常に繁く隨て交通を勤くるの方便を要すると急々急にして之か爲に鐵道、電信、郵便等に關する事業は經濟社

會に於て必要欠く可からざるものとなれり。今其發達の順序を觀察するときは其最も早く開けたるは郵便事務にして鐵道之に次ぎ電信又之に次ぐ。而して其初て興りたる當時に於ては直に國家の事業に屬せしめたる國ありと雖ども又人民の營業に任したるの國も少なからず。然るに現今に及んては其何れの國たるを問はず此等の事業を以て政府の事業となさんとし又爲さざる可からざることを主張するに至れり。故に此等の事業の性質は經濟上競争を許さざる所のものなれば經濟學者の金科玉條視する民業の利益は到底此事業の上に見ると能はざるものなり。然らば之を官業となすに於ては如何なる利益あるかは宜しく研究せざるべからざるの點なり。

抑多くの私立會社に於て鐵道、電信等の事業を營み相並んで競争する結果は必ず一時其質鏡の割合を低落せしむるに至る。然りと雖ども其質鏡の低落するは只一時の現象に過ぎず、到底永續して一般公衆を利すると難し。始め其の之れを低落する所以のものは互に能を倒さんとするの心に出で而して其極間々共に倒るゝの態境に陥ると少なからず。若し此態境を生ずるとなしとするも暫らく競争

して互に利する所なき時は後相合して遂には不適當なる賃錢を食ふに至ると明なり。彼の米國の私立會社が太平洋の海岸より大西洋の海岸に鐵道を敷設せんとするに當り其初は非常の競争を以て建築に従事せしか其後或は合併する者あり或は合併せざるも互に約束を結ひ相互の營業を保護するを計るに至れるもの多し。是に依て之を觀れば經濟學者の營業特別の長所と稱す競争に因て一己人民を利するは到底此場合に於て望む可らず。而して其賃銀の高低計られざるが爲に經濟上の交通を妨ぐるのみならず自他を損したるの後特占の弊害を生ずるに至る是れ前例に照らして明なり。故に鐵道事業は其初よりして國家の事業となすに如かず。况んや之を營むに當りて其區域愈廣きときは便利にして利益を得るを多し納へば其使用する機關車及其之に従事する官吏等は之を僅々なる距離の圖に於て用ふるよりは遠隔の地を連絡して敷設する鐵道に使用するの次に經濟的なるのみならず事務の取扱及乗客の便利は會社を異にするに依り大なる不便を感ずるものあるあり。其言を曰く「政府の任用する人成は政府の集約的運信事業を執業するものあり。其言を曰く「政府の任用する

所の官費は事業を取扱ふに當り又人民に接するに當り親切を欠き及勤勵心に乏しく隨て多額の費用を増し利益を得ると少なし」と。然れをも此批難たる必ずしも運輸を爲めたる者にあらず。凡そ民衆の利益あるの點は一個人か己れの利己心に關係せられず總歸するに在り。之に反して鐵道會社或は電信會社等は己れの直接利益のみは關聯せらるも資本家の營むものにあらず之れは社員之か事務員たるものは多きは官吏を同じく俸給若くは手當を得んが爲に勞働するものなれば報償會社の役員と政府の事務員との間に於て左迄差違あると云ふ可らん。又曰く「其民をして營業せしめんか其の一般公衆に榮らしむるの利益直接なり。何ぞなれば政府は自ら人民の事情に疎きを以て其要求に任せて十分の營業をなすと能はず之に反して己人民は常に其團體の意思を察し需要の如何を知るを以て直接の利益を獲らざるを得んし」と。然るも此批難たる又必ずしも有力なる者に非ず。成程政府は常に利益のみを目的とせざるを以て間々迂闊の業をなさんるに於ち必ずしも運輸交通の道開けで民衆發達するの世にありては政府と雖とも亦其民の利益と予知せざる可き其難易なり。然んぞ專政國の政府か人民の事

るも人民の手を以てするも其害は一なり。故に英佛白耳義荷蘭等の諸國は既に之を廢せり。然るに伊太利、埃太利、及獨逸の諸邦は今尙之を興行して收入を得るの一方便となすなり。

貨幣の鑄造並に紙幣の發行は又均して一己私人に任すること能はず。何んとなれば此等は交換の媒介價格の標準となり殊に經濟社會の交通を計るものなるを以て若し其製造をして不完全ならしめ或は濫發の弊害を生せしめは其經濟社會に流す所の害毒たる實に甚しければなり。茲を以て各國主として貨幣鑄造の權を其の中央政府の手に握り或は國王の特權となせり。故に現今又貨幣鑄造權を以て一己私人に移さんとするの議論なし。然れども紙幣發行に關しては未だ一定の議論なく或は中央政府に於て發行する國あり或は其中央銀行をして發行せしむる國あり或は數多の特權を享有せる銀行をして發行せしむる國あり。此の如く其軌を一にせずと雖ども現今各國大勢の歸着する所を察するときは多くは中央銀行をして之に任せしむるの傾きあり。何んとなれば中央政府が己れの需要に従ひ之を發行するは常に財政上危險の憂あるのみならず政府は其性質上商

業世界の有様に暗きを以て人民が紙幣を需要するの度を察すると能はず、又多くの銀行をして紙幣發行の特權を有せしむる時は貨幣制度に紛亂を來し紙幣の信用次第に衰ふるに至るへければなり。此等の弊害たる皆歐洲諸國の嘗て經歷したる所なり。

尙ほ此部類に屬する工業は硝薬の製造なり。若し政府が其軍隊に使用する硝薬を自ら製造せずして人民の製造物を買入るゝか如きとあらんか甚た不安心なるべし。彼等の完全の用をなすの望み少なし。彼の英國軍隊がクリミア戦争に於て使用したる硝薬の發火せざりしを見るも其一例を知るに足る。况や戰術に關する學理實際二つなから開けて以來其使用する物品の精巧なるを尊ぶのみならず秘密を要するに及んては固より政府自ら之を製造せざるべからず。若し人民をして隨意に此等の物品を製造するの自由を有せしめん乎社會の公安を害するの恐れあり。佛國にては政府自ら之を製造し他國より輸入するの火藥なしと雖とも我國に於ては未だ此に至らずして外國より供給を仰くと多し此等は漸次改良せざるべからざるの點なりとす。

蓋し政府の工業は人民營業の自由を制限するの嫌ありと雖ども誠に止むを得ざるに出づ。况んや租税を負課するに當りて其徵稅の費用手數二つなから大にして得る所を償はさるか如き場合に於てをや。之を以て其工業製造にして熟練の技術を要せず資本若くは機械の力を以て容易に製造し得べきものは政府の專業となすも大なる弊害なし。

第二章 煙草の製造

煙草製造は左迄精巧なる技術を要せず資本と勞力とを以て容易になし得べき者なり。而して之を人民に委し政府は只之か租稅のみを徵收せんとするは實に困難なるとなり。從來各國が煙草税を徵收するに當り簡便且容易なる方法を見出さんとを勉めたりと雖も其結果は依然として變せず若し煙草耕作者に課するに税を以てせば其資本の缺乏し居るか爲に又其粗生品の價値の常に變動するか爲に重税を負課すると難し。然るに煙草税は必ずや重からんとを要するものなり。之を以て此方法たる簡便なりと雖ども實際に行ふと能はず。之に反して煙草の重量に依て租税を課するときは品質の良否を區別すると能はずして其高價なる

ものも低價なるものも同一の租税を負担せざるを得ずして其結果貧者に重く富者に輕し。何んとなれば後者は善良の煙草を消費するも前者は悪しき煙草を消費するを以てなり。又精製品に賦課して其品位に随ひ輕重せんとするときには主として品質を鑑定するの困難あり。加之製造者は所々に散在するを以て收税官は一々之に出張して以て監督せざるべからず。然り而して此監督たる實に容易ならずして遂には人民の營業を妨ぐるに至るとあり。亞米利加合衆國の例以て之を證するに足る。今各國の實例を参照するに亞米利加合衆國は一千八百六十八年の改革に依りて精製品に課するの法を採用せり。收税官は常に製造者の商店或は工場を巡視して其の監督最も嚴密を極め其有様たる殆んど戒嚴令を施行し居たるか如し。英國は別に嚴密の法を設けずして只輸入品に課する海關稅あるのみ。然れども是れ唯り英國にのみ行ふべくして他國に行はるべきものにあらず。何となれば英國の地勢たる四面海洋を以てし密輸入を防ぐと容易なるのみならず。其土地煙草を産出するに適せず重に外國品に依頼するを以てなり。之を以て英國の如くせんには勢内國製の煙草を嚴禁せざるを得ず。而して政府

か煙草を專製する國は佛蘭西を以て主とし西班牙、埃太利、葡萄牙、ルーマニア等なり。此等の諸國は煙草稅の弊害に堪すして止むを得ず之を以て政府の專業となせしと雖も又其弊害なきにあらず。若し諸國の如く政府一手に煙草を製造するの業をなさは勢ひ外國貿易上他國の製造者競争すると能はず。故に政府の專業は只國內の消費にのみ供給する爲にするものなりと云ふて可なり。人或は之を難するものあり。曰く政府の煙草を專製するは人民に對して充分なる煙草の供給をなすと能はず。若し之に反して一己人民をして自由に之を製造せしめん乎相互に利を得んと欲する競争心に刺戟せられ全國一般の供給を充たすのみならず種々の品物を造り出し以て人民の好奇心に投ずるとを得と。斯る不自由あるにも係らず尙之を存し或は更に之を設けんとする所以は他ならず收税容易にして之に加ふるに煙草の品位に従ひ租税を輕重し公平を期するを得るを以てなり。加之租税を以て得る收入よりは專賣に依て生ずる收入更に大なり。是佛國其他の諸國に於て今尙存する所以にして嘗て普魯西に於て一度之に試みたるとありしか人民の反對に壓せられ永く營むと能はざりし

第四章 鹽業の獨占

支那其他歐米二三の國にありては今尙ほ鹽を以て政府の專賣品となすとなるか、之に關しては嘗て述へたる政府の營業をして正しからしむるの議論は十分に應用するに能はず。單に理論に隨ひ之を判斷すれば政府の鹽業は決して公平なる者と云ふへからず。嘗て鑛山業か政府の專業に歸し人民之に従事する權利なき中世時代に在りては自から之と相連繫して政府の收入を得るに最も完全なる一方便なりしは云ふを俟たず。蓋し中世封建の時代漸次中央集權の世とならんとするに當りては國王の歲入次第に不足して政費も増加と相伴ふと能はず。此時に方りて國王は租税を徵收せんとすれば地主其他有力なる地方豪族等の抵抗に逢ひ其望みを達すると能はず。勢ひ彼等の意に逆らはざる道を覺めて以て其費用を得ざる可らず。茲に於て乎未だ嘗て人民の營業せざりし鑛山其他の事業に向て其權利を主張したり。是れ所謂レガリア即ち國王の特權といふべきものにして其意國王自身の外國民中何人と雖も之を享有する能はざるの謂ひなり。彼の鑛山に關する國王の權利鹽業に關する國王の權利の如きは其最も著るしきも

のにして且つ最も勢力あるものなり。而して鹽の專賣は稍々人頭税の性質を帯ひ最も安全にして且つ大なる收入を與へたり。何んとなれば之を製造すると容易なる上に人民の需要最も廣きを以てなり。彼の佛蘭西に在りては國王主として之を行ひ獨逸に於てはウヰルヘルム第一世か一千七百二十五年以來嚴密に之を行へり。抑是等諸帝王の行ひし制度たる國民に命して一人に一定の鹽を買はしめ或は一戸主をして其家族の數に比して年々一定の鹽を購求すべきとを命したり。之れを製造するには國王自ら製造所を建て其生産したるものは政府か直ちに分配したることあり、或は人民に拂ひ下げたるもあり。現今社會の形勢を以てすれば國の供給を容易にし成るべく其價を低廉にするを要するか如し。彼の農業開けし以來肥料として使用するか爲め其需要増加したるのみならず製造事業の進歩の爲め工業上要する所の額も亦少からず。此時に方りて政府専ら之れを製造して專賣するは時勢に適したる制度と謂ふを得ず。若し政府財政の都合に依りて廢する能はされは寧ろ變して租税と爲すを可とす

第五章 交通事業

人民相集りて社會を爲し國家を組織して一般の安寧幸福を希圖するに當り其水陸に關する交通事業を以て純然たる一個私人の營業と見做すと能はず。從て人民か利益を追ふて私利を計るの道と認むる能はざるなり。何となれば交通の完全なると不完全なると其確實なると不確實なるとは常に一個人民の利益に關係を有するのみならず一國經濟上の發達に關係を有すると大なるを以てなり。若し經濟上の交通をして完全ならしめんとせば郵便、電信、鐵道の三者相並ひ相助りて其目的を達するとを計らざる可らず。鐵道は其事業の性質獨占的のものなるを以て政府の營業に任すべく且つ其爲す所の事業は郵便事務と相聯繫して離るべからざるか故に交通の最も古き制度たる郵便事務と相聯繫せしむるを以て最も適當なりとす。換言すれば鐵道行政は郵便行政と同じからしむべきものなり。何となれば荷物信書等に關する郵便行政をして最も迅速ならしめんとすれば必ずや鐵道に依らざるべからざればなり。而して各國の現狀を察するに郵便線路は必ず鐵道線路に添ふて相離れず。若し郵便と鐵道とをして其行政を異ならしめ其管理者を異ならしめれば其弊害決して鮮少にあらず。人若し英國の實例

を一瞥せば必ずや思ひ半ばに過ぐるものあらん
抑も政府が交通事業を營むは必ずしも利益を得るを目的とせずして一般人民經濟上の便利を計るを主とするを以て適宜の純收入を得れば即ち足れり。是を以て一個人民をして交通事業を特占せしめ竟に其貸錢の増加を生じて交通を妨碍するが如き結果を生ずるは最も忌むべきとなり。況んや交通事業の性質たる主として獨占なるを以て一個私人と雖も亦法律上の保護を受け幾分の特權を享有せざるを得ず。若し之れなしとせん乎彼等は到底其營業に耐ゆる能はざるなり。此の如く法律を以て一個私人を幸ひするとせば是れ取りも直さず多數人民の利益を奪ひて少數人民に私するの嫌ひなき能はず。されば之を以て政府の獨占事業と爲し人民をして之を營ましめざるも決して不當のことにあらず。蓋し政府の之れを營むは其人民を排除して自から特權を享有するを常とすと雖ども現今世界各國の形勢を以てすれば各國政府は縱令其領土内に在りても尙ほ無限の特權を有すること能はず。何となれば交通の事業たるや世界各國の人民を擧げて悉く其の共需する所なるを以て相互の便宜により條約を以て制限せらるゝと

多ければなり。例へば萬國郵便の如きは即ち是れなり。

第一節 郵便事務

郵便事務は其由來極めて古く政府か是れを以て行政の用に供したるは遠く古代に在り。古へ彼のサイラス王の建てたる波斯帝國に於て始めて行はれ後羅馬共和國の時代に至り海外諸國を征服するに及て其領地と羅馬中央政府との間の通信を計る爲めに共和政府は郵便事務なるものを開けり。後オリガヌス帝の時に至り大に完全を致し唯に官文書のみならず一個私人の文書をも取り扱ふに至れり。次て西羅馬帝國亡ひフランク帝國起るに及びて又之に模倣せり。然れども其最も現今の郵便事務と同じき制度の發生したるは獨逸帝國にして埃太利と伊太利との間に於ける郵便事務を以て始めとす。其後漸く擴張して佛國に及び次て和蘭に及び歐洲諸國相踵て之れを實行したり。然るに其始めは政府之れを爲さず一個私人をして特權を享有せしめ以て之に當らしめたるは恰も嘗て徳川政府の下に在りて京と大坂と江戸との間の往復か私人の手に行はれたると同一なり。

郵便事業よりして入る政府の収入は畢竟郵便行政に關する組織、人民か政府の郵便事業を請求する度合並に郵便税の多少に因りて差異あり。而して郵便税は距離、信書の重量、送遞上の手數、注意及保險の大小に依りて増減せざる可らず。嘗て郵便事務の發達せらるゝに於ては距離の遠近に従て郵税を増減したるとは恰も本邦現時の通運會社の如くなりしかこは却て行政上の手數を要するのみならず人民を以て其煩に堪へざらしめ竟に郵便事務の衰頽を惹き起したるとあり。故に現今に於ては距離に従て之か増減を爲すことなく唯重量及保險の大小に従て之れを増減するととなれり。之れを要するに郵便事務は一般人民の殆んど要する所にして殊に開明の諸國に在りては一日も缺くへからざる所のものなり。これを以て郵便税を低くすれば却て人民を獎勵して政府の収入を増加するの例あり。其他郵便行政上最も注意すべきは郵便の區域を定めて能く地方の状態に着目し努めて人民の交通に便ならしむるに在り。若し區域の設定宜しきを得ざらん乎、設令郵便の數多きも一般人民の便利を計ると蓋し難かるへし。

第二節 電信事務

電氣を始めて通信事業に用ゐたりしは一千八百四十年にして當時英國及合衆國を除く外は悉く電信事業を以て政府の獨占となせり。而して始めて之を營むに方りては鐵道と相并て之れを行ひたり。是れ鐵道は全國中繁華なる地方に達したる上に鐵道技手をして之を兼ねしむれば費用を節するを得て一舉兩得なればなり。現今にては英國と雖も尙ほ一箇私人の電信を營むを禁して政府の獨占と爲し是れに依りて得たる利益甚だ尠からず。何となれば電信事業の性質たる他の郵便事業と等しく全國何れの地方にも普及するを要し其繁華なると否とを問はず。是を以て若し政府に於て獨占せは人口の稀少なる場所にも設くることを得べし。況んや此の種の事業たる安全にして速達を要するのみならず現今の如く世界各國を擧げて同盟電信を爲すに於ては必ずや之れを政府の獨占と爲すの必要あるに於てをや。蓋し萬國郵便は其發達最も速し之れに反して同盟電信は其發達最も早し。是電信は各國政府の獨占事業にして郵便は一箇私人の營みしところなるを以てなり

第三節 鐵道事業

鐵道は交通行政中の主要なるものにして現今に於ては之れが爲めに一國經濟上の發達を左右すると少からず。是れを以て歐洲諸國に於ては私設鐵道を買ひ上げ國有と爲し或は佛國の如く年限を定めて官有に歸せしむる計畫を爲すあり或は獨逸の如く初めより官設と爲すあり。中央政府の之れに干渉せざるは唯り英國あるのみ鐵道を以て政府の事業となせしは白耳義を以て始めとす。英國或は合衆國の如く營業の自由を以て誇稱するの國に於てすら今は私設鐵道の弊害に困り。抑も鐵道行政の要旨は線路敷設宜しきを得國內に四通八達の便宜を與へ之に加ふるに其作業の整理最も宜しきを得るに在り。人或は官業は其整理甚だ困難なりと云ふものあり然れども是れ唯一二の國に就ての弊害を云ふのみ必ずしも是を以て常則となす能はず。現今佛國の鐵道は私設鐵道なり之れに反して獨逸の鐵道は國有鐵道なり而して其整理の點は孰れか完全なるかと云へば前者にあらすして寧ろ後者に在り。其利益の大なるを見ても其一斑を知るに足る可し

賃錢を定むるに至りては或る經濟學者の唱ふる如く全く之れを廢して隨意に

人民の需要に供するは甚た不可なり。何となれば手数料の原則に依るも人民をして殊更ら政府の保護厄介を受けんには之れに對して至當の報償を爲すへきは明白なることなればなり。抑も鐵道を利用するものは其利益甚た大なり。奈何そ無報酬にて之を利用せしめんや。殊に或る人民に至りては鐵道を以て一の奢侈物となし徒らに己れの快樂を爲すの具に供し便利の爲めにするの器と爲さるものあり。之を要するに鐵道の賃錢は高からず又低からず全國を通して一樣なるを要す。若し政府に於て鐵道を監理すれば其費用少き所を以て多き所を補ふか故其目的を達するとを得れども之に反して一私人に於て營業すれば或は高く或は低く全國區々の有様を爲すなり。此の如きは人民に取りて不便鮮からざるのみならず一國の經濟上より之れを見るも其交通を妨碍するに至るべし夫れ鐵道を敷設するの目的は經濟上の目的に出づるか將た政治上の目的に出づるか。彼の歐洲の如く比隣相接して常に干戈の患止むなきに於ては政治上の目的を以て軍隊運送の要に供するは勿論なり。然れども這是鐵道に屬する第二の目的なり。其最大目的は經濟上の交通を計るに外ならず。是故に鐵道を建設せ

んとせは須らく從來の經濟上の交通に若目し其地方に於ける富の集配を計らざるべからず。若し夫れ然らずして叨りに線路の通するを望み毫も經濟上の點に注目せずんば是れ宛も露西亞帝の地圖を披て鐵道を敷設すると一般なり。抑經濟上の目的を以て鐵道を敷設せんには未だ發見せられざる財源を開拓するを主とし或は交通の方便に具ふるか爲にするにあり。國に依りて或は後者を探り或は前者を探るとありて一樣なる能はず。彼の合衆國の如き國に在りて鐵道を建設するは未だ開けざる財源を開拓する爲めなり。然るに本邦に於ては歐洲諸國の如く國を建つること甚た古く其財源發達せるを以て鐵道は唯交通の方便にして既に開けたる財源を融通するに過ぎず。之に反して合衆國の如く土地廣くして未だ開けず將來人民の繁殖して新事業の起らんとする國に於ては鐵道を設け以て人民移住の便を計り以て各地を聯系するにあらずんば財源の發達得て期すべからず。是れ該國に於て千里無人の廣野を通して鐵道を設くる所以なり。然るに之に倣ひて本邦の如き古き國に於て徒らに全通を欲するは是れ虎を畫て狗に類するものならん歟

世人多くは曰く鐵道は第十九世紀の革命者なりと。實に然り。鐵道の敷設せられしに由りて或は繁華なりしもの衰微し、衰微せしもの繁華となり、僅々の間に非常なる經濟上の變動を起し殊に著るしきは地價の變動にして其騰貴下落兩なから之ありしなり。其他鐵道の影響の最も酷しきは運送の變遷に因りて生ずる勞力者の状態の變したると是なり。或は車夫は其職業を失ひ或は替て輸出入あると能はさりしものをも容易に輸出入するを得。嘗て人民の有權を變したるのみならず一地方經濟上の變遷を來せしと謗からざるなり。尙ほ鐵道の國有私有に就ては世上種々の論争あれども今日は大抵議論國有を可とするに歸着するの傾向あり。

第四篇 手数料

第一章 手数料の性質及其起原

國家の收入には純粹の收入を得るを以て目的となし行ふ所の事業より入るもの即ち政府の工業上の收入の如きものあり。又國家の事務を行はんか爲に人民より強て徵收すると恰も租税の如きものあり。蓋し租税は之を徵收するに依て直に人民に利益を興へず工業上の收入は之を納むると共に之か報酬を人民に附與す。而して今より講究せんとする所の手數料は恰も此二者の中間に位して其何れにも屬せざるものなり。中世立君獨裁制行はれて政府は其收入を得るか爲に特權を以て之か唯一の方便となしたる事は近世國家を以て一の有機的の機關とする學理より見れば決して行ふべきとにあらす。故に彼のレガリアを次第に變して現今の所謂手数料となれり。

手数料の定義 手数料とは直接に政府の保護行爲を要求したる人民の拂ふものにして其額は政府より受けたる利益と相均しきを要す。以上の定義を觀察するときは手数料は人民自ら進んで政府の保護を願ふに依て初めて之れを納むるの

義務を生ず。若し人民にして之を要求せざらん乎。然して之を納むるを要せず。故に手数料は固より一般人民の納むるものにあらずのみならず又國家の一般事務に對して拂ふものにあらず。之を納むるものは特別なる人にして又之を納むるは特別なる事務に對してなり。而して其額は先づ政府の人民に與へたる利益と大差なきを要し、政府にして十圓の利益を與ふれば人民は政府に對して十圓の手數料を納むれば即ち足れり。是政府の工業より入る収入と異なる所以にして手数料の原則に従へば政府は之に依て利益を望むと能はざるなり。然らば手数料は何に依て租税と異なるか其理由三あり

(第一) 租税は國家の目的を達する爲に強て人民より徴收する者なるか手数料は之に反して國家の目的を達するが爲に非ずして一己人の利益を保護するが爲に徴收する所のものなり。抑手数料あれば茲に政府より受けたる利益あり。然れども租税あれば茲に利益ありと云ふとを得ず。租税は實に人民か國家の爲に其利益を犠牲に供するものにして固より直に利益を受くるとを望まず。之に依て是を觀れば租税は人民か政府に納むる報酬にあらず。然るに手数料は人民か政

（第二） 租税は國家の目的を達する爲に強て人民より徴收する者なるか手数料は之に反して國家の目的を達するが爲に非ずして一己人の利益を保護するが爲に徴收する所のものなり。抑手数料あれば茲に政府より受けたる利益あり。然れども租税あれば茲に利益ありと云ふとを得ず。租税は實に人民か國家の爲に其利益を犠牲に供するものにして固より直に利益を受くるとを望まず。之に依て是を觀れば租税は人民か政府に納むる報酬にあらず。然るに手数料は人民か政

義務を生ず。若し人民にして之を要求せざらん乎決して之を納むるを要せず。故に手数料は固より一般人民の納むるものにあらざるのみならず又國家の一般事務に對して拂ふものにあらず。之を納むるものは特別なる人にして又之を納むるは特別なる事務に對してなり。而して其額は先づ政府の人民に與へたる利益と大差なきを要し、政府にして十圓の利益を與ふれば人民は政府に對して十圓の手數料を納むれば即ち足れり。是政府の工業より入る収入と異なる所以にして手数料の原則に従へば政府は之に依て利益を望むと能はざるなり。然らば手数料は何に依て租税と異なるか其理由三あり

(第一) 租税は國家の目的を達する爲に強て人民より徴收する者なるか手数料は之に反して國家の目的を達するが爲に非ずして一己人の利益を保護するが爲に徴收する所のものなり。抑手数料あれば茲に政府より受けたる利益あり。然れども租税あれば茲に利益ありと云ふとを得ず。租税は實に人民が國家の爲に其利益を犠牲に供するものにして固より直に利益を望むることを望まず。之に依て是を觀れば租税は人民が政府に納むる報酬にあらず。然るに手数料は人民が政

府より受けたる利益に對して納むる報酬と云ふも取て不可なし

(第二) 租税は強行的に徴收するも手数料は義務的なり。抑租税は人民一般の義務として必ず其國家に納めざる可らず。然るに手数料に至ては之を納むるも納めざるも隨意にして其擇ぶ所に任す。何んとなれば政府の保護行為を要求するは人民の擇ぶ所にして若し手数料を負担するを欲せされば保護若しくは行為を要求せされば即ち可なり

(第三) 租税は一般普通の性質を帯ふると雖ども手数料は之に反して特殊の性質を備ふ。蓋し租税は國民の義務として一般人民より徴收するものなれば國家か之を人民に賦課するに當りても亦人民一般に負擔せしむるを以て目的とす。然るに手数料は之に反して決して一般人民の負擔すべきものにあらず只一人一個の人民が政府に向ひて其保護手数を要求するに當りて特別に納むる所の者なり。以上述べたる點は手数料と租税との最も異なる所なり。當時の學者は皆之れを以て二者の區別とす。而して此二者を區別することは實に學理上必要なるのみならず實際亦必要なり。蓋し本邦憲法に於ても租税は國民の義務なることを規

定せられ國家か之を徵收するには必ず先づ議會の協賛を経ざる可らず。然るに手数料に至ては人民の義務たらず又議會の協賛を経るを要せず、行政部の意見を以て随意に徵收するとを得、議會の之を制限し得るの権利は憲法の明文上に存せず。去れば若し政府にして議會の協賛を経るを厭ひ少しく手数料の性質を帯びたるものは悉く以て手数料となし租税と稱せざるに於ては尙に人民の利害に關するのみならず議會の權限に影響すると少なからず。而して斯る曖昧なる場合は決して少なからず之を各種の租税各種の手数料に付て贈するに或は見て以て手数料となすべく或は租税となすとを得るもの多し。例へば取引税に屬する多くの租税は其歴史上の發達より見るも其性質上より考ふるも手数料の中に入るべき者なるは疑なし。只之を租税と稱する所以は他ならず。其賦課額大にして彼の手数料の原理たる人民の獲る利益と其政府に致す所の報酬と相平均せされはなり。

現今各國に於て眞に手数料と稱すべきもの甚數多からず。然るに尙ほ之を應ずると能はず依然として之を徵收する所以は他ならず。若し國家にして人民の要

求するに任せ其利益の爲めに事業を行はん乎之を要求する人民大に増加して政府は到處其煩はしきに堪へざらん。尙に之れのみならず經費を要すると多く國家通常の歳入を以て支辨すると能はざるへし。加之手数料を徵收するは行政上人民の習慣を矯正し其道徳心を養ふの主旨に出つるとあり。例へば裁判入費の如し若し人民をして自由に訴訟をなさしむるときは遂に健訟の風を生じて人民の道徳心を破るに至らん。然れども曲を正し直を獎勵するは國家の行政上欠くべからざるとなるを以て裁判に係る手数料を重くして之を妨くるとは宜しく避けざるべからず。其他手数料の原理に依るも尙之を徵收すべきの理由あり。凡そ警察若くは兵備に依て人民の受くる利益は貴賤貧富を論せず皆同一なり。已に人民悉く其利益を受くる者とせば特別に人民より手数料を徵收する理由なしと雖も手数料の場合には之と異なれり其は他なし人民全幹之か利益を受くるにあらすして特別の人民のみ之を享有するが故に彼等をして其利益に對する報酬を致さしむるは理に於て不可なるとなし。之に加ふるに一國の人民にして其政府の保護を受くるもの、中に付て富みたる人は貧しきもの比して國家の利益を

受くる場合多し。例へば財産の権利を確むる爲に登記を要するは財産を所有する人のみに限りて無資産者に及ばず又高等の教育を爲んか爲に要する學校及其他の設立物(美術館書籍館等を云ふ)は主として富者に必要なり。抑富者は貧者に比して其國家の爲に多く盡す所あるも不都合なし而に不都合なきのみならず之を盡し得るの資格あり。况んや富者が受くる所の利益貧者に比して多きに於ては所謂手数料を負擔するは固より當然の次第なり

手数料の起源 手数料を初て徵收せしは荷蘭にして之を徵收するか爲に切手或は證券印紙の如き者を用ひたり。其當初は單に訴訟上のみ限られしか一度其便利なるを經驗せしより以來之を諸國の手数料に及ぼし又歐洲諸國に於ても續々之れに倣ひ現今英吉利佛蘭西にては所謂印紙の制に依り徵收せらるゝもの最も多し

手数料は其初め政府の徵收したるものにあらずして人民間に行はれたるものなり。彼の羅馬帝國滅亡の後歐洲諸國は暗黒時代となり政府の権力行はれずして所謂法律なるものなく正理正道亦地を拂へり。斯る時世なりしにも拘はらず時

に裁判の必要ありたり。然れども已に條々かきの法律なく又之を裁判するの官直事ありしを以て初めは法律の價値にして羅馬法律に通したるもの多し依りて其判決を御事也。其後漸く羅馬の法律を研究する學者出てたりしか此等學者は國家を代表の裁判官にして人民の此等の人心に依りて裁判を請ふものも裁判入費者もは裁判止の手数料を納むるとになら居れり。而して此等代表者も裁判止の手数料の非納者もは是之を裁判する人々の之に依りて徴て衣食せざるを請ふもは故なり。英國に於て現今に至るも尚ほ訴訟入費の過多なるは畢竟此の時代の遺物として見るを得べき乎。之を以て是を觀れば手数料は地方に於ては裁判止に初めりて其他の種々の場合に適用せられ他方に於てはソガアア等も變化したるものあり。之を要するに手数料は此兩者に起因し漸次に改良して遂に租税となるに至ると變化の順序ならん乎

第三章 手数料の制度

手数料の制度は舊も國家の行爲と關係もて其行爲の種類に従ひ手数料の種類も亦異なるものあり。人或は學理上より之を區別をなさんとするものあり也唯と

も必ずしも必要ならず。何んとなれば手数料のものたる主として實際に關係し學理を以て之を種類を立つる程の餘地を存せざるを以てなり。故に余は國家の行爲に従ひ之を大別して二となす。曰く(甲)行政上の手数料(乙)司法上の手数料是なり。

第二節 行政上の手数料

行政上の手数料に屬すべきもの凡そ五あり。第一身分手数料第二經濟上の手数料第三免許手数料第四教育手数料第五特權手数料是なり。之を總稱して行政手数料と稱するは他なし。國家行政機關の働きに對して徵收するを以てなり。身分手数料は身分手数料は主として戸籍調査編成上徵收するものにして云は、人民の社會に於ける身分を證明するが爲なり。例へば死亡、出產、婚姻等に関して人々の身分上の出來事を證明するに當て政府の徵收及費用を要するが故に之を徵收する也。紳士等の事尤も一方に於ては國家の行政上必要なるとありと雖も其人民に對して直接の利益を蒙ると少なきが如し。加之罰金等に行はるゝ如く警察上の處分を以て労働者若くは娼婦の履歴を證明して以て善悪なる人々の

利益を保護するは等しく其身分に關するるとにして之が爲に手数料を徵收するは當然のことなりとす。

經濟上の手数料 經濟上の手数料は近世商業工業等の發達に依りて新に生したるものなると雖も現今に於ては各種の手数料中最も大切なる位置を占む。蓋し中世時代に行商興たる人民の營業に干渉するの制度額たれ營業の自由は人民の權利となりたる世にありて人民經濟上の事業より之を徵收するは其自由を妨くるに似たりと雖も是決して然らず。例へば道路、橋梁、港灣の如き之を築造して一般人民の利益に供するものなり。去りなから場合に依りては國家の政費のみを以て辨すると雖も是さるが故に多くの國々にては此等の設立物を築造して人民の自由に供すると雖も又他の諸國に於ては手数料を徵收する事少からず。殊に人民の營業を監督し若くは保護する政府の行爲に至りては全く一個人的の性質を帯び特別に利益を興ふると甚だ多し。例へば製造所を監督し或は其機械を検査し或は其製造物を保護するが如し。

免許手数料 免許手数料は手数料中古來より行はれたるものにして今尙ほ盛に

行はる。例へば鑛山の借區を許可するか如き製造工業を許可するか如き或は鑛
 坑を許可するか如き或は度量衡の販賣若くは製造を許可するか如き各國皆手
 料を徴收す。此等の場合にありては政府は單に收入を得るを以て目的とせず、一
 般社會の安寧の爲めに監督保護するの必要あるを以て其の手續と費用とを補は
 んか爲めなり。若し社會に於て火藥を濫製するものあらん乎、爲めに社會の安寧
 を破られ、又度量衡を濫造するものあらん乎、爲に人民經濟上の取引を亂さるゝに
 至らん。之に依て之を觀れば手数料を徴收するは即ち之を監督保護する所以の
 なり

教育上の手数料 英國に於けるか如く教育を以て人民の義務として政府は之に
 干渉することを欲せず。又之を以て國家の行政事務と見做さるる國にありては教
 育に關する費用は固まよ一己私人の負擔する所にして政府は手数料を徴收す
 るの必要なし。併しなかも教育を以て國家の行政事務の一部分たることを認め政
 府自ら學校を設け教員を使用せん乎、勢ひ之か手数料を徴收せざるを得ず。何ん
 となれば教育の結果は一般人民之か利益を享有するものなりと雖も、貧富貴賤の

異なるに依りて其間に大差あり。殊に高等教育に關する學校に入学するものは
 主として富者の子弟にして其力固まよ之か費用とは負擔するに堪ゆ。是教育
 上の手数料の止むへか多ざる所以にして彼の授業料の如き或は入場料の如き皆
 然り。授業料に付ては學校の種類に従ひ之を異にせざるへかならず。彼の小學校
 の如きは其目的普通教育の普及を計るに在り。而して普通教育は國家の將來に
 關するものなれば固々授業料を免除し以て一般人民の子弟をして之を受くると
 を得せしめざる可らず。大學其他専門の技術を授くる學校に至りては相當の授
 業料を徴收して以て其費用を補ふは固まよ不可なることなし

特權手数料 特權手数料とは政府か其行爲を以て或る人民に特別の權利を興ふ
 る爲に徴收する所のものなり。例へば版權の特權を興ふるか如き或は專賣特許
 權を興ふるか如き或は嘗て佛國等に行はれたるか如く徵兵の免稅を許すか爲に
 兵役稅を徴收するか如き或は商標使用の特權を興ふるか如き或は意匠を保護す
 るか如き皆是なり。此手数料は殆んど免許手数料と相類似すと雖ども其の差異
 する所以は他ならず。免許手数料は一己私人に特別の權利を興へ他人をして之

を利用せしめざるにわらず。然るに特權手数料に至りては之を一人に私して自餘他數の人民を排除する場合に多し

第二節 司法手数料

司法手数料とは畢竟司法機關の運轉に依て生ずる國家の行爲に對して人民の納むる所なり。而じて之を分て左の三種とす

(甲)民事訴訟手数料 此手数料たる民事に關する訴訟あるに當り其裁判上の勞費を償はんか爲に政府の徵收する所にして其額は裁判所の種類を異にするに依り増減すを宜じとす。例へば區裁判所の訴訟入費は最も低くし大審院の入費は最も高くするか如し。斯る差異を立るは密に裁判所の異なるに従ひ其手續其方法に輕重粗密の差異あるのみならず行政上止むを得ざるの理由あり。他なし訴訟入費を増加して以て餽養の屬を補助せんか爲なり。蓋し訴訟入費の高低は裁判所の高下に依りて増加するのみならず其事件の大小に隨ひ亦増減する所なからざる可也。然るは之を増減するに當りて果して果實の割合を以て増加すへきか或は只比例に從ひ増加すへきか或は遞減の法を以て増加すへきかは一の問題にして未だ一定の議論なし。然りと雖も近世の學者は斯る場合に於ては須らく遞減の法を以て増加すへきとを唱導せり。尙んとすれば訴訟を斷ずるは其事件の大小のみを依りて増加するをなすべからざらん

(乙)民事手数料 民事手数料は訴訟を徵收するものにあらずして裁判所の權力を以て人民に對する民事上の行爲をなすに當りて徵收する所のものなり。例へば人民の財産權を確實ならしむるか爲に登記をなし或は不能力者の財産等を保護する爲に後見人の解除認定をなすか如し

(丙)刑事手数料 此手数料たる果して之を徵收すへきや否に付て是非未だ定まらず學者或は罪人の國家の負擔となるを見て其の監獄内にあり或は監獄内にあるに當りて要する費用を辨せしめんと主張する者あり。蓋し罪人の一般公衆に榮らしむるの害は密に國庫の負擔となるのみならず有形無形の害甚た少なからず。故に正理の論議を以てすれば彼等をして監獄或は監倉内に於て要する費用を辨せしむへきは言を待たずと雖も罪人たるものは多くは貧窮者にして設令之を徵收せんとするも之か財産なきを如何せん。去れば此議論たる言ふへくして行

七五

は此弊を避けんか爲めに當該官吏に委任するに一ヶ年間の収入を以てし其の間は己れの職權を以て隨意に徴收し唯委任期の終りに於て中央政府に報告納付せしめんとするものあり

此の法に依るときは中央政府に於て時々監督の勞を避くるを得るのみならず又た之れを徴收する官吏も屢々中央政府に報告し若しくは之れを納付する手数を省くを得。然りと雖とも其弊害は手数料の徴收官吏をして殆んど獨立せしむるの點にあり

間接徴收法とは印紙の助けに依りて徴收する所の方法にして大に其の法を簡易にし實に政府のみならず人民の手数及び無益の費用をも省くことを得ん。之れを以て手数料と印紙とは殆んど同一物の如く見做さるゝものなり。然れども實際に至ては却て不便を生ずること少なからず。何んとなれば印紙を以て手数料を徴收するときには官吏は人民に對して直接に其の額其の種類等を知らしめず豫しめ法律の定むる所に従ひ人民自から之れを判断せざるべからず。之れを以て印紙の種類印紙の多少其の他印紙に係はる種々の規定等は時に依りて法律上不

都合なる結果を惹起することなしとせず。即ち之れを使用するの法を誤るに依り其法律上事業をして無効ならしむるは實際に於て屢々目撃する所にして人民の之か爲に蒙る害少なからず之を以て何れの場合に於ても間接徴收法に依ると能はず。其最も適當なる場合は人民一般の納むる手数料にして之か規定の簡易なる場合にあり。例へば郵便税の如し

然らば手数料の高低は其の種類に従つて定めざるべからず。諸々の種類の手料を徴收するに同一の割合を以てするは不都合なること言を待たず。若し一般の通則として之れを論ずるときは人民の政府の行爲より受くる利益の多少に依りて増減すべしと雖とも間々例外なきにしもあらず。例へば普通一般人民の利益を受くること多き場合に於ては之れを軽減せざるべからざること郵便税の如き場合あり。或は其の受くる所の利益は多しと雖とも人民の納むること能はざること恰かも刑事手数料の場合の如きあり。之れを以て如何なる種類の手料は最も重くして可なるやと云ふに第一は特權手数料にして經濟的手料及ひ免許料之れに次ぎ教育手数料及び司法手数料は又た其の次ぎにして身分手数料を以

て最も低くすべきなり

第五篇 租稅論

第一章 總論

政府の歳入は其私經濟的収入及國家經濟的収入の二者より成る。所謂租稅は後者に屬し其歳入の大部分を占む。苟くも政府にして國家の事務を行はんと欲せば必ずや租稅に依頼せざるべからず。殊に立憲政體の確立したる國にありて君民相和し政をなすは主として國利民福を進むるを以て主とする世に於て然りとす。人民をして國家の重きを知らしめんと欲せば其國家に對する義務を知らしめざるべからず。彼等をして國家の惠を受けしめんと欲せば又彼等をして國家の爲に勞せしめざるべからず。然るに或學者の如く國家と人民とを區別し國家と人民とをして其利害を異にせしめんとするは抑壓れり。之を要するに完全なる租稅制度は人民經濟の繁盛を致し之に反して人民經濟整頓せざれば又國家の財政及び租稅制度の完全を欠くものなり。此事たる古來各國の歴史に徴して明なり。彼の埃及の如き土耳其の如き或は外面富強の形跡を裝ひ其實衰頹の徵候ある國に於ては皆然らざるはなし。彼の西班牙、葡萄牙、伊太利の如き稍此風あり。

抑財政整頓せず租稅制度の紛亂せるは畢竟國家を維持する所以の方便不完全なるの證據にして極言すれば人民國事に勇まざるの徵候なりと云はざるべからず。又人民の經濟紛亂し租稅を納むると能はず國家をして徒に租稅徵收に勞せしむるは人民の國家を維持する力なきを證するものなり。國家を以て一法人と見做し一個人と均しく經濟を立つるものとなさん乎租稅等は所謂經濟上の収入なり。然れども租稅即ち國家の収入は一個人の収入と均しからずして大に異なる點あり。蓋し一個人の収入は其生産に従事するに依て得る所の直接の収入なれども政府の収入は然らず一度人民の得たる収入より生ずるものにして云は、第二次の収入なり。然らば租稅制度の人民の經濟と密接なる關係を有するは固より言を待たず。然り而して之を徵收する所以は如何と云ふに全く一般人民の安寧幸福を計るか爲に國家の正に行ふべき事務に費さんか爲なり。國家は如何なる權利に依り一度は人民の害となるべき租稅を徵收し以て其快樂の一部分を殺くやと云ふに他なし其主權の一部分或は主權より胚胎したる財政權を利用して以て人民の収入を取上くるものとす。

官有財産若くは官工業より入る政府の収入は之を營み之を行ふに當りて要する費用を償ひ且つ利益を得んと欲するに依り此等の収入は常に官有財産若くは官工業の事務と相伴ひ相離れず。又手数料より入る政府の収入は一私人の政府に向て要求するに依り生ずる事務の費用として徴收するものなり。夫れは以上二種の収入は必ず政府の事業と直接の關係を有して相離るゝとなく費用あれば茲に事務あり、事務なくして茲に収入あるを得ず。併しなから租税より入る國家の収入は全く之と其趣を異にし常に人民の爲に行ふ事務と直接の關係を有せず。政府の之を徴收するに當りては未た之か爲に費すへき事務は一定せず。之を費すは全く將來の計畫に屬して云はゞ國家の義務として行ふへき事務の爲なり。思ふに手数料を徴收するに當りて行ふ所の事務、官有財産並に官工業に於て行ふ事務は適當に國家の事務と稱するものにあらす。併し乍ら租税を以て行ふ事務は盡く國家の事務にして之を行ふは人民に對する國家の義務なり。之を以て人或は租税を稱して國家の純費用と稱せり。今其故を尋るに事務に對するの収入に非ずして只費すの一途なるを以てなり。古代國家の徴收せる租税は主として

其君主又は王侯の費用を辨せんか爲にして或は其快樂の用に供し或は其寵臣に私するを常とし未だ人民の利益の爲に費す所なかりし。然るに立憲國にありては其國を成すの精神上より租税を以て斯る費用に供すると能はず必ずや人民の幸福を計る所の行政上の費途に當てさるへからす。只二者の間に於て政府の歳入を費す所以の道若くは其精神に差異ある所以は他ならず。前者に於て人民の利益を計る爲に費さるゝるは其意圖と人民の利益を計るが爲にあらざして實は君主王侯の利益を計らんか爲なり。何となれば彼のルイ十四世の揚言したるか如き朕は即ち國家なりとの主義に基き人民及其財産は悉く君主の所有と認められたるを以てなり

第二章 租税の變化及歴史

佛蘭西のモンテスキエリ氏嘗て曰はく「租税は宜しく財産に課すべし。何となれば其人民自由の權利を有するか故に之に租税を課して以て束縛するを得ず。之に反して專制國の租税は其人民に課するもの即ち人頭税の如きものを探ふべし。何となれば其人民自由の權利を有せざればなり」と。此言たる畢竟英國の政跡に

心酔するの致したる所にして實際の價值なきは明なり。然り而して氏の説の如く政體の異なるに従ひ絶對的に租税の種類を變更するの必要なく又實際に於ても變遷するとなしと雖も爾かも政體の變化に連れて租税の性質變化し若くは租税徵收者の意志は漸く變更せざるを得ず。嘗て述べたる如く專制國の財政官は只收斂を主として國庫に餘裕あらんことを冀望し人民の利害休戚を忽諾に附するの弊害あり。然るに立憲國にありては其し其租税は重きにもせよ敢て人民の經濟を傷はざらんとするは現時の通慣なり。之に依て之を觀れば政體の變化は外部より租税制度の改良を促がすものにして富の増殖又は交通の進歩發達に依て起る所の經濟上の進歩は内部よりして租税制度の改良を促がすものと云ふて可なり。凡そ經濟の變遷進歩程租税改良の必要を感ぜしむるものなし經濟社會にして已に變化するも猶租税の改良を計るを知らざれば啻に政府の收入少なきのみならず人民の經濟を損ふと甚し是世の變遷に従ひ租税も亦變化せざるを得ざる所以なり。人或は曰く古代の國家に於ては租税なるものなしと。若し現今立憲國に於ける租税を以て適當に租税と稱せば古代の國家に於ては之と均しき

ものなし。何んとなれば其政體異にして人民經濟の組織亦異なるを以てなり。蓋し古來の國家に於ける租税は人民の義務として國家の政費を支辨するか爲に納むるものにあらすして多くは報償(報酬)の性質を帶ふ。例へば政府若くは君主か一國の財産權を有するに當り人民をして之を借らしめ以て租税を納めしむると恰も本邦の古代に於けるか如く或は支那の昔時に於けるか如くならしめは人民の納むるものは租税と稱するも其性質は純然たる小作料にして土地の使用に對する報酬に外ならず。或は本邦徳川政府の下に於て徵收せる運上金の如き若くは冥加金の如き或は中央歐洲諸國に於て行はれたる免許料の如き現今に於ては假令營業税と稱するを得へき種類のものたりとも爾かも當時の實際を調査するときは等しく報償に外ならず。何となれば彼の免許料の如きは人民政府若くは君主の許可を得初て營業するを得るとの原理に依り其許可を得るに對して納むる報償なるを以てなり。又冥加金の如きは人民政府の恩澤に浴し泰平を樂むとを得るは冥加の至りなりとの理由に依り泰平の世に棲息して幸福を享くるの利益に對して納むる者に外ならず。此の事たる本邦舊來の歴史に徴せんよ

りは寧ろ歐洲大陸の歴史を觀察するときは一層明なるを得ん。故にスタインの如きは現今政府の徵收する租税を稱してシトイヘルと名つけ中世若くは古代に於て徵收する租税をアブガーベと稱し二者を區別せんと企てたり。抑アブガーベなる語は租税と同一の意義に用ひらるゝとなきは非すと雖も其本來の性質を尋ねれば多くは手数料なる意味を有するものと謂ふて可なり

租税變遷の時期 租税變遷の時期を分て三期とす。此區別たる必ずしも政治の變遷のみに依らずして多くは國家の經濟の變遷に従ひ區別をなせり。其第一期を官有財産租税時期と稱し第二期を貴族的租税時期と稱し第三期を國民經濟的租税時期と稱す

第一期 各國進歩の歴史を觀るに其初に當てや土地は國王若くは政府の公有と認め土地の所有權を人民に許さるる場合多し。彼の支那政府が井田の法を施行したるか如き又本邦に於て班田の制を行ひたるか如き羅馬に於て其初め土地を貴族に貸與したるか如き或は佛蘭西獨逸諸國の古代に於て國王及び諸侯のみ其土地を所有したるか如きは皆土地財産を以て國家若しくは國王の財産と認め人

民をして之を所有せしめざるの明證なり。此時に當りて土地を耕作する人民は土地所有者にあらず又土地を所有する人は之を耕作するを得ず。然り而して貨幣經濟未だ發達せず人民皆自然經濟に依るの時代に於ては人民の従事する職業及び政府の賴て以て其收入を得る所以の道は悉く農業或は土地なりし。故に國王等は其土地を人民に貸與し若くは所有せしむるの名目を以て土地を耕作せしめ其報酬として租税即ち實際上の小作料を納めしめたり。支那の昔時に於て租と謂ひ税と云ひ或は本邦の古代に於て租と云ふが如きは皆之に外ならず。此時代を稱して官有財産租税時期と云ふは之か爲なり

本邦に於て昔時隋唐の制度に倣ひ大養の改革あり。之に依りて人民所有の土地は盡く公有となし或は天子の所有となせり。是所謂天に二日なく地に二王なしとの主義に従ひたるものなり。當時此改革をなしたるは抑理由あるとして神武天皇日本國を平定し土地は之を公有とせしめて私有となしたる以來彼の連國造縣主等は殆ど獨立にして朝廷に租税を納むるとなかりしか其後歲月の経過と共に此等の子孫は益其威權を擅にし納租の義務を怠るに至れり。

聖德太子之を抑制せんと企て天智天皇之を完成せり。其法たる諸侯の制度を減し位階ある人には位田を興へ職にある人には職田を興へ功勞ある人には功田を興へ殘餘の土地は悉く人民に頒與せり。然り而して自己の私有物たるの考を防かん爲めに六年毎に其土地を分ち換ふることせり。其の土地を分與するや壯丁は三反女子は一反八畝となし人民は之を耕作し租税を納め別に園なるものありて五丁つゝを分與し或は桑を植ゑ或は麻を植ゑ之に依りて絹帛を織り以て衣服の料に當てしめたり。此の田を班與するに第一次には良田次には悪田を興へ以て之か公平を望めり今此法の精神を講るときは土地は朝廷の所有にして人民之を借りて耕作するが爲に租税即ち小作料を納めたるものなる明なり。

歐洲昔時の有様も亦本邦と同しく彼の羅馬の昔時に於て土地は悉く國有となし貴族は土地の收穫物の五分の一乃至は十分の一を出して之を耕したり。其の後西羅馬帝國滅亡し北方の野蠻人其土地を征服したるときに於ては重に國王の財産となし忠節を盡したる隨從者に分與し人民は此等の土地を耕作する

か爲に之に對し租税として其幾分を納めたり。去れば古今東西の別なく一度は必ず此の時期を経過したると明なり。

第二期 第二期に及んては封建制度の行はるゝに依り官有財産の制度は次第に衰頽し嘗て帝王以外に獨立したる豪族及び大名等は次第に其臣下となり嘗て己れの所有したる財産も今は變して帝王より拜領せるか如き有様となれり。此に於て乎此等の豪族及び大名等は勢ひ帝王の要求に應じて其朝廷の費用若くは戰費等を支辨せざるへからず。彼の封建制産の行はるゝに當りて諸侯より其の隨從する帝王に對して捧けたる種々の貢物は適當に租税と名くると能はされども亦租税の萌芽と云ふも敢て不可なし。此の時に當てや未だ第一期の習慣及び制度は全く除去せられず諸侯の下に附屬する士若くは農民等は其君主の土地を賃借し小作料と稱すへき租税を納むるとは第一期に同じ。倩ら此等農民の納むる租税と諸侯の其帝王に對して納むるものとを比較するに自ら大差なくんはあらず。何となれば諸侯の納むる租税は實際上其帝王より拜領せる土地に對して納むる報酬と稱すると能はず幾分か之に對して忠順なるへく又義俠なるへしどの

道徳心に支配せられ喜んで納むるものにあらざるも多少義務の心を有せざるものは少なし。之に依りて是を觀れば現今の所謂租税と稱するものと多少相似たる所なくんはあらず。而して當時國王に納めたるものは如何なるものなるかと云ふに歐洲には殊に此例多く或は國王の長女婚姻に際して婚姻料を納め、諸侯の長子相続するに際して相続料を納め、國王の長子丁年に達して元服するときは元服料を徴收し又戦争の爲に敵國に捕はれたる國王を取返すか爲に徴收するもの如き又一國全軀の爲に必要ある時は種々の名目を以て強て之を取立たり。此等の徴收金たる國王の權力次第に強く中央集權の世となり政府の事務次第に増加するに及んで愈益増加せり。而して封建制度全く衰頽し彼の諸侯なるもの純然たる土地所有者となるに及ひ初て地租を負擔するに至れり。之を要するに私有土地に租税を賦課したるは第二期に初まると云ふて可なり

第三期國民經濟的租税時期 租税變遷の第二期に及び人民の私有財産に租税を課するの制度漸く發達せり。此制度にして一度芽を發したるや否や政治上及び經濟上の變遷に連れ愈益其變遷を速ならしめたり。之を以て封建制度衰頽し中

中央集權の世となりし頃には租税の性質殆んど一變して所謂國民經濟的租税時期となれり。此時代の租税の前期と異なる所以は他なし。所謂租税は國民たる者の義務となし其快樂の一部を犠牲に供し以て國民全軀の利益を保護進歩せしめんか爲に輸す所の人民財産の一部たる是なり。抑第一期の租税は人民の所有にあらざる土地を借用するに依り納むる者なるに第一期の租税は國民一般の利益を計るにあらずして君主の利益を計らんか爲なり。然るに第三期の租税は之と其性質を異にし全く人民に屬し極言すれば人民各自の利益を計らんか爲なり。而して此義務たる苟くも國家を存する以上は人民の固より免るべからざる者にして或は習慣上の制裁に依りて之を自認し或は法律の定むる所に依りて之を確認するとあり。其趣は各國同しからずと雖も其人民の義務たる所以の理に至ては即ち一なり。而して之を國民經濟的租税時期と稱するは租税を以て一般人の利益を計り國家の經濟を整へんと欲するに依る蓋古代國家に於ては政府の財政と人民と經濟とは殆ど關係を有せずして全く獨立離隔し居れり。然るに現今の國家に於て人民の經濟と政府の財政と密接なる關係を有する所以は彼の財

政治上唯一の材料たる租税を以て國民の經濟を整へんと欲するを以てなり。去れば現今國家の官能は主として經濟的の性質を帯び若くは帶ぶるに至らんとせり。第三期に於ける租税變遷の有様に付き細に觀察を下すときは又多少の差異なきに非ず。彼の中央集權の制度盛にして立君獨裁制の時に於ては未だ租税變遷の第二期を去ると遠からざるを以て多少其餘習の存するものありしが一度憲法の制定ありて立憲政體の制度確立するに及んでは純乎たる第三期の租税となれり。此時に及んでは租税に關する問題は種々發生して或は政府經濟上の政界と關係を有し或は政治上の政界と關係し或は人民の道徳或は社會の事實問題と關係するに至れり。第三期の租税の重要なるは蓋し之か爲なり。

第三章 租税の定義

租税とは國家の事務を行ふ行政上の費用を辨する爲に國家即ち強制的經濟か一個人人民即ち私經濟に向て要求するものを云ふ。蓋し財政とは最大なる政治團體の經濟を云ふものにして此經濟たる重に其收入を人民に取り以て政治上の生産を企て之か爲に支出する所のものなり。然り而して人民は國家即ち強制的經濟

下に在りて其成立の目的を達せんが爲に其收入の一部を出して以て國家の財政を維持す。抑租税なる言葉は時に依りて又所に依りて變化して又其意味も同一ならず。是時勢の異なるに依りて租税の性質も亦同じく變化するに依る。之を以て租税なる言葉の代用語甚だ多くして種々の意味を有し或は人民か或品物を社會全體に與ふるの意味を有し或は政府權力の命令に依りて納むるの意味を有するとあり或は租税を納むる標準に依りて名けらるゝとあり或は一般人民の爲に補助を與ふるの意味を有し居るものあり

以て見るへし租税なるものは時の事情に依りて變遷するものなることを。古昔日本に於ては租税を稱して力と稱せり。其意味たる人民か勞力を捧げて以て君主の爲に盡す所あるに依る。或は君主の爲に田圃を耕し或は家屋を作り或は衣服を織り或は器具を造る等君上代に於ける租税たりしものなり。而して其租税たる皆人民の力を以て納めたるものなり。然らば此意味たる人民か其君主に對して盡さる可らずと云へる觀念に基きて出てたるものなる明なり。併しながら若し之に反して主君が人民に對して要求する所あるの點ありしを觀察すれば

政をなすと云ふ意味を有せり。今其意味を尋るに當時の政治は實に簡略にして未だ教育衛生警察等の事務なくして只人民を使役して朝廷を保つに事限りし。然り而して其朝廷を保つは租税を徵收する所以にして又人民を治むると云ふ所以なり。之を證するの一例を示せば皇位の繼承は租税を徵收するの權を繼承するの意味なりし

是より進んで租税に關係する用語にして其意味曖昧時に人々の誤りを生ずるものゝ説明せんとす。若し其意味を一定し置くに於ては後に租税の原理租税の種類等を説明するに當り大に簡便なるを得ん

(第一)租税納者 租税納者とは正當なる官衙の請求に依り租税を納むる人を云ふ。故に租税納者は只法律の規定する所に依りて之を納むる義務ある者にして必ずしも自ら之を負擔するものにあらず。之を以て租税に關する法律が命じて代理者をして納めしむるとあれば其代理者は即ち租税納者なり。其の己れの爲に納め又人の爲に納むるも毫も關係する所にあらず

(第二)租税の負擔者 租税の負擔者とは租税か如何にしてか其財産若くは収入の上に落ち來りて止むを得ず其財産若くは収入の一部を減する者を云ふ。凡そ租税を拂ふ者は必ずしも租税を負擔せず租税を負擔するもの亦必ずしも租税を拂はす。此等の現象は屢々收税上起るとなり。彼の租税負擔者に假令自己の租税を拂ふと拂はさるゝに關せず遂には租税として其財産の一部若くは収入の一部を犠牲に供する者なり。之に反して租税納者は只一時己れの財産若くは収入の幾分を以て租税を拂ふのみ。其果して之を減するや否は毫も問ふ所にあらず

(第三)租税の主體 租税の主體とは法律の定むる所に從て租税を拂ふべき義務を有するものを云ふ。例へば地租條例に依り土地を所有するものは地租臺帳に從ひ之を納めざるへからざるか如し

(第四)税源 税源とは畢竟租税の據て出づる財産若くは富なり。例へば地租の税源は土地にして所得税の税源は所得なるか如き是なり。蓋し租税の據て拂はるゝ源は此等の外又別に存在せず故に税源にして豊なれば租税の収入は多く之に反して税源にして缺乏する時は収入甚た少なし。是れ實に租税上注意せざる可

らざるのことなりとす

(第五)租税の物躰 租税の物躰とは法律の定むる所に從て納税義務の原因若くは標準となるべきもの若くは働きを云ふ。抑も地租を納むる義務の依て生ずる原因は土地なり。而して地租の多少の標準となるべきものも亦土地なり。故に租税の物躰は間々税源と同一なるとありて又時に依りて同しからざるとあり。只一言に述ぶるときは租税の主躰は財産を有する人にして租税の物躰は其財産なりと云ふて可なる位なり

(第六)租税の單位 租税の單位とは數量重を以て租税の物躰を計り以て租税の多少を定むる標準とするべきものなり。例へは日本の所得税に依れば租税の單位は三百圓にして即ち數を以て定まるものなり。又或る間接税に至りては其單位量若くは重に依て定まる。例へは郵便税の場合にありては二匁か單位となり即ち重を以て定むるか如し

(第七)税率 税率とは租税の單位に從ひ計りたる租税の額なり。例へは郵便局の場合にありては二匁以下の重さを有する書狀の税額は二錢なり。即ち此二錢は

單位を以て計りたる租税の額にして之を稱して税率と云ふ

(第八)租税の割合 租税の割合とは同一種類に屬する種々の物品に對する表なり。是最も間接税に於て見る所にして例へは烟草税の場合に依て其品質上等なれば租税の割合高く品質不良なれば税率低きか如く又所得税の場合に付て云へは三百圓より千圓に至る所得は税率は一分にして千圓よりして五千圓に至る税率は一分五厘なり。此等税率の多少を即ち租税の割合と稱するものなり

(第九)租税原簿 租税原簿とは租税の主躰并に物躰を定むるに當て必要なる事實を記載するの帳簿にして例へは地租の場合に於て土地に關する種々の事柄を記載し家屋税にありては其大小結構位置等を記載するか如し

(第十)税表 税表とは租税主躰の名稱及び租税の義務をは證明するか爲に政府の作りたるものなり。是最も直接税に於て多くあることにして政府は之に依りて租税徴收の手續をなすを例とす

此等租税に關する學語は皆に租税の種類を説明し或は租税の性質を説明するに當りて必要なるのみならず租税の行政上最も必要なる者なり。若し斯る學語の

意味を明に理解し置かん乎租税の性質及種類を論ずるや多辯を要せずして明瞭なるを得へし。例へば直接税間接税の區別を説明するに當りては租税納者及租税負擔者の二學語を用ひ直に説明するを得へし。即ち租税にして之を拂ふ者と之を負擔するものとが別々なる時は間接税なり。之に反して之を納むる者と之を負擔する者とか同一の人なるときは直接税なり。此解釋たる有觸れたる説にして學理上必ずしも完全なりと云ふと能はされども大體上に於ては不都合なし。唯り之れのみならず租税の理論上此二者を區別するは大に必要なるなり。彼の租税にして人民の生産を害すると少なしと論じ、多しと難じ、或は租税にして財産及び收入を減少するや否や等の議論の出るは納者と負擔者との關係上に出つると多し

第四章 租税に關する原理

凡そ租税を納むると云ふとは常に租税負擔者に取りては將に自己の享有すべき快樂を犠牲に供するの謂なり。之を以て租税を納むるとなれば其人は必ず更に幾分の快樂を盡すを得へし。何故に租税を拂ふかと云へば國家の爲め一般人

民の利益の爲に其享くべき快樂の幾分を犠牲に供するなり。此事實たる如何なる種類の租税に於ても亦如何なる場合に於ても必ず存する者なり。此理たる實に明白にして疑なきか如しと雖も間々之に注意せざることありて屢誤りを致すもの多し。例へば衆民の負擔とならずして最も收入の多き租税を見出さんと企つるものあり、或は又善良なる租税制度を行ひ之を以て國民を教育するの方便となさんと勉むるものあり。前者は重金主義を稱ふる人の主張したる所にして後者は國家社會主義を唱ふる人の説なり。此等の説たる租税は負擔者に取りて必ず幾分の快樂を犠牲にするの事實あることを知らば決して起らざるべきなり。已に租税は人民の財源より取出すものなり、焉んそ何人の租税ともならざる租税あらんや。又租税は之を負擔する人に取りては必ずや幾分の感情を損するものなり。已に人民の感情を損するとあらん乎焉んそ之を以て教育の目的を達するを得んや。教育は人を誘導して樂ましめざるへからず。以上二説の誤謬なると亦多言を要せざるへし。抑此等の説を稱ふるは幾分か自由貿易若くは一個人主義を懐抱するの經濟學者が租税の原理を説明するに當り個人主義を應用する

の弊害を矯めんとしたる反動なりとす。例へばヘッー氏は租税は如何なる場合に於ても必ず人民に取りては災害なりと云へり。此説たる畢竟一個人の利益あるのみを知りて國家の利益一般人民の利益あることを知らざるの説なり。此理を推せば遂に吾人の生活に必要缺くへからざるの骨折も害ありと云はざるへからず。何となれば骨折と云ふとは一個人に取りて存ふべきとに非されはなり。又佛國のワアン、パブチスト、セー氏に至りては同一の原則を引き租税を論じて曰く『善き財政上の方畧は最も費用を少なくするにあり、最も善き租税は最も輕き者にあり』と。是又一個人の利益を保護するの弊害に陥りたる者なり。此説たる畢竟政府は政治上の貨物を製造して以て之を賣らんと欲し人民は又租税を出して之を買はんと欲する者とし人民と國家との關係を以て單に經濟社會に於ける賣手と買手との關係に比したる者なれば其租税の輕きは最も善き租税なる所以にして政府の費用少なきは最も善き財政なる所以なり。之を要するに前者は國家全體の利益のみに着目して一個人の利益を度外視するの弊にして、後者は一個人の利益のみに注意して國家全體の利益を度外視するの論なり。二者皆な正議

を得る能はずして極端に馳する者と謂はざる可らず。蓋租税は必ずや一個人の將に享有すへき快樂を犠牲に供する者にして此事實たる必ず存せざるへからず。然りと雖も又一方に於ては一個人の快樂を犠牲に供するに依りて生ずる國家全體の利益あることを慮るへからず。一個人の利益と國家の利益とを比較して國家の利益優れるときに當て初て租税を徵集するを得ると云ふて可なり。之を以て租税を稱して或は善と云ひ或は惡と云ふ如きは取るに足らざるの説なり。租税負擔者は國家の爲に供する犠牲は國家の形勢政體の如何に依て定まる者なり。若し國家にして特に進歩し居らんか其政府の行ふ事柄たる多くは直接に人民の利害休戚に關係するを以て政府は正當に人民の租税を要求するの權利あるのみならず人民も亦之を納むべき義務あり。去れば其犠牲に供する部分も亦大ならざるを得ず。然りと雖も政府は絕對的に此要求を増加するを得ず。此時に當て政府は一般人民の代表者となり、議會は租税負擔者即ち財產家の代表者となり、此二者間の協議によりて以て其犠牲の度合を定む。之れを以て是を觀れば租税の額には自ら制限あるものなり。然れども彼の社會主義若くは共產主義の

説に従へば租税にも制限なしと云ふて可なり。何んとなれば以上二主義に依れば一國內に成立する財産は皆人民一般の共有物にて云はし國家の所有なり。之を以て國家にして費用を要せん乎固より己れの財産を使用する者なれば多く費すも少く費すも己れの自由にして人民に於て之を拒むの理由なければなり。澳國の學者モーフレー氏の著書に於て主張したるは此説にして現今の社會に取りては通せざるの議論なり

之を要するに租税なることに付ては人民の義務てふ思想なからざる可らず。此觀念あるか故に若し國家の爲に必要なれば設令重税なるにもせよ之を負担すべきの義務あり。若し重税たるか爲に之を應せんと欲せば其不必要の理由なからざるへからず。之に依て之を觀れば現今の社會にありては一方に於て必ず租税を負担すべきの義務あると同時に一方に於ては民力に應せざるへからざる政治上の制裁あり。此二者に異なりたる理論の調和を得て初て完全なる租税を得るに庶幾あらん乎

第五章 税源及び生計の最少の費用を論ず

國家の財産上收入を得べき源泉は所謂税源にして若し永久に收入を得んと欲せば之を措て又他に求むるの道なし。嘗て述べたる如く政府の收入は支出に依て増減するものなれば若し國家急危の秋に際し或は必要缺く可らざるの事務あるに於ては税源に頼着せずして租税を徵收せざるを得ざるか如く租税上税源を穿鑿して努て人民の經濟を損せざらんとを要するとの説は斯る場合に際しては其効能なきか如し。然りと雖も斯る場合は只一時の出來事にして永久に連續すへすへき者にあらず。去れば租税制度を完全ならしめ一國經濟上の發達を計らんと欲せば宜く税源の何物たるかを究めざる可らず。抑永久間斷なく人民の租税を納め得べき資料は純收入に外ならず。所謂純收入とは人民が生活する爲に經濟上の事業を營み其事業の爲に必要な費用を除きたる殘餘を云ふものにして此收入中には未だ生計に必要な費用含蓄するものなり。而して此收入たる唯一の税源となるべきものにして若し境を越ゆれば設令如何なる方法を以てするも政府は其收入を得る能はずと云つて可なり。殊に間接税に於て之を見る彼の税率を高めて其收入を増加せんと欲して却て之を減ずるとあり。或は人

民の消費を獎勵増加して以て其収入を増加する爲に其税率を減少するとあるも却て其減少を見るは益し之か爲なり。歐洲諸國に於て戦争若くは財産の困難に迫られ間接税の割合を増加して目的を達する能はざるの例は誠に多し。其故他なし人民の純収入を攻撃すると甚しくして却て人民の消費を妨ぐるを以てなり。故に曰く租税の負擔は人民の純収入を以て其度となすべしと。夫れ然り然らば人民の租税に關する負擔を増加せしむるは只一の方法あるのみ。即ち其収入を増加するにあり。今一國の上より論し其國民の總収入増加するとなしとせん乎。更に租税を負擔せしむる道は經濟上に於ける人民の生産費を減少せしめざる可らず。若し永遠の策を講せんと欲せば租税の負擔を増加して常に政治の事務を増加するを以て足れりとせず宜しく生産事業を獎勵し之を改良せしめて以て其純収入を増加せしめざるへからず。英國の歴史に付て見るにチルソン、ウエルワントン等は英國人民をしてナポレオンと戦争せしめて以て勝を得せしめたり。然しなから余は曰はんタット、アークライト等は英國人民をして戦争に堪えしめしと更にチルソン、ウエルワントン等に譲らざるなりと。何んとなれば此等の工

學者は蒸氣機械を發明して以て英國の工業を進歩せしめ其収入を増加せしめたと甚た大なればなり。或る財政家は曰はく「戦争は國家の發達に必要ななり。何んとなれば其熱心さを惹起し生産を増加す英國のナポレオン戦争に於ける以て知るへし」と。然りと雖も英國國民かナポレオン戦争中に發達進歩したるは戦の爲めにわらすして工業商業の振起に原因し工業商業の振起はワット、アークライト等の發明の功に歸す。故に英國をしてナポレオン戦争なからしめは其富を増殖更らに大なるものあらん

一個人の純収入と國民經濟上の純収入とは同しからず。凡そ一個人の純収入に設令如何なる方法に依て其収入を得るにもせよ収入あるときには必ず其収入なるものと云ふて可なり。之に反して國民經濟上の純収入は一國の經濟上生産に依りて費したる生産費用と其生産上の總収入との差なり。故に國民經濟上の純収入は富の増加なければ決して存するを得ざるものなり。之に反して一個人の純収入は必ずしも新に富の増加あるを要せず一個人は其収入を得るに生産の方法を以てせざるも尙且純収入あり。例へば盜賊は人の財産を偷みて以て其

入を得るも尙且純収入たるとを得れども此場合にありては決して富の増加なし。又資本家は其資本を貸與し其利子に依て多くの純収入を得れども資本家は直接に富を増加して以て得たる者に非ず之を要するに此等の人々は富を増加せず富を移轉して以て収入を得るものなり。斯る収入は多くは一國の富を減少するものなり然らば收税上其標準とすへきは果して一個人の純収入にあるへきか將た國民經濟上の純収入にあるへきかは大に考慮を費すへきとなり。若し夫れ租税を徵收するに依て一國の經濟を害せざらんと欲せば固より國民經濟上の純収入を以て其税源と見做さるへからず。然れども實際租税を徵收して其一般なものと欲し又其公平ならんと欲せば一個人の純収入を以て税源となさるへからず。况んや國民經濟上の純収入は單に理論上云ふへくして實際上計るへからざるものなるに於てをや。而して一個人は如何なる方法に依て其純収入を得るに係はらず之に依て生活し若くは快樂を得るものにして且實際收税上之を計るとは甚だ容易なるの業なり

學者多くは純収入を以て税源となさすして自由収入を以て之に當てんとする

のあり。今其の所以を尋ねるに彼の純収入は未だ人民生活の爲に必要な費用を除かざるものなり。之を以て租税を徵收すると甚だ重きときは遂に人民生活の方便を奪取するに至らん。故に人民を害するとなからんと欲せば其生計の用を除きたる自由収入を以て税源となさるへからずと

若し單に理論上より之を見れば其至當なると勿論にして設令如何なる國家と雖も又如何なる暴君と雖も租税を徵收する爲めに人民飢饉に陥ることを望むものは之れあらざるなり。併しなから實際上如何なる方法に依り人民の自由収入を定むべきか是れ實に困難なり。國家多數の人民は多くは自由収入を有せずし、單に純収入のみなり。去れば自由収入を以て税源となさん乎國家の収入を得るの道は甚だ少小にして以て之れか必要な費用を辨するに足らざるや明らかなり。蓋し收税上財源と認めて以て毫も非難する所なきは自由収入なり。然れども必ずしも此理論に従ふこと能はずして設令自由収入なき人民と雖も尙ほ租税を課するの止むへからざるとあり。斯る場合に於ては純収入を標準として幾分か人民の生活に必要なる方便を奪ふも尙ほ且つ租税を徵收せざるへからず。

るに現今自由平等の説行はれ且つ收税上富者に重くして貧者に輕ふする講壇社會主義の行はれたる以來人民の生計に必要な最少費用を免除すべしと云ふものあるに至れり。若し之を文字上より解釋せば所謂自由收入を以て税源となすべしと云ふと何ぞ擇ばん。雖然生計の最小費用は人々の財産地位家族の關係及び物價の高低に従ひ變更するのみならず又人々の考慮の如何に依て増減する事なれば苟くも國家の爲に必要な義務を盡さんとするの念あらん乎假令其生計の度を低ふするも尙ほ租税を納むる事を得ん。去れば自由收入を以て生計の最少費用を除きたる純收入の餘りなりと云ふとを得ず之を以て所謂生計の最少費用なる文字の意味を確定して租税制度の基礎となすとは難し。况んや進歩せる經濟社會にありては到底人民の生計に必要な費用を計ると能はざるに於てをや。若し此理論を應用せんと欲せば只能ふべくんば租税の種類に依て以て其意味を定むるの一法あるのみ。即ち人に係る租税に於ては人民の收入の或る最少額を免除し間接税即ち消費税にありては通常生活の爲に必要なと見做さるる物口を免税せん乎稍や此原則を違するを得るに庶幾からん。然れども是唯收入税に

ひ消費税に付て言ふへくして財産に關する租税に至ては決して行ふと能はず。例へば土地は一反を所有する人と雖も租税を免除すると能はず。之に反して丁の土地を有するものと雖も割合に之に重く賦課すると能はざるなり。其他家屋税に付ても亦然り若し此原則に従ひ租税を免除せば國中租税を負担せざる財產甚だ多きを致し遂には租税制度の混亂を惹起すべし。是れ余か生計の最少費用は免除すべしとの原則は財産に關する租税に付ては行ふ能はずと云ふ所以なり。

第六章 租税の最多額

以上論したる諸原則は多くの財政學者をして收入に課せず財産其れ自からを以て課する租税は盡く排斥すべしと云ふに至らしめたり。故に其説に従へば租税の度を制定するに當りては努めて財産の本源を減する如き重税は必らず行ふべしものに非すとせり。例へば地租の場合に於て土地より入る純收入の一部分を租税として取立つるは害なしと雖ども若し之を増加し純收入を以て之を支辨するに足らざるか如き租税は決して行ふべからずとなすが如し。是又理論上に於

ては一點の間然すべき所なしと雖も實際に之を應用するに至りては必ずしも此の如くならず、或る種類の租税は設令其負擔重くして間々財産の本源を攻撃するところも未だ以て之を減少せざるとあり。之に反して或る種類の租税に至りては設令左迄重からざるも尙ほ財産の一部分を減少して資本を消耗せしむるとあり。前者は相續税若くは土地の賣買税に於て之を見、後者は資本利子税等に於て之を見る。其故何ぞや、蓋し相續税又は土地の賣買税にありては假令一度重税を課して其資本を減少するとあるも人情として其土地財産を重する爲に將來勤勉儲蓄して以て之を補ふと多し。之に反して利子税に至りては資本の性質たる因と確實ならず且つ之を使用するも容易にして若し之より生ずる利子の幾分を徴收せば遂には輕躁なる資本家をして其資本を消費せしむるの恐あり。之に依て是を見れば租税の最多額は亦租税の種類に依て變更すると明なり。抑租税は人民の財産を移轉するの機能を有す。換言すれば人民の囊中より之を國庫に移すものなり。其所業たる國民全體の經濟上より觀察すれば未だ嘗て國家の富を減少したりと云ふこと能はず。故に或る學者は曰く「租税は常に國內に

成立する富の所有を變換するのみなるを以て設令重税なりとも決して有害なるものにあらず」と。然りと雖ども是れ只皮想の見解たるを免れず。此説たる政府をして完全なるものとなし萬能を有するものとなすにあらずれば眞なる能はず。若し政府にして毫も失策なく其行ふ處は万事盡く生産的にして國家の爲に利ありとすれば假令人民の將に生産に用んとする資本を取上げて以て政府の用に供するも國民全體上大なる害なからん。然りと雖ども政府は必しも萬能なるものにあらず。之を以て其行ふ所のものも皆生産的にして利益ありと云ふことを待たず。故に間々政府人民の財産を取上げて以て事業を營むよりは人民に一任して自ら利益を得せしむるの優れるに如かざるとあり。之に依て是を見れば重税の國民經濟に有害なるは明なり。然らば重税とは如何なる標準に依て之を名くるを得べきか是次に解釋せざる可らざる問題なり。

此問題たる單に理論を以て定むると能はず人成は人民收入の十分の一を超ゆる租税は重税なり或は五分の一を超ゆる租税は重税なりと云ふものあれども未だ以て價値あるの説となすに足らず。何となれば租税の負擔は財産の種類に依て

異なり、人民經濟の有様に依て異なり、又國民の習性道徳に依て異なるものなれば、單に數學上の計算に依て租税の輕重を定めんとすは勿論能くし得べきとにあらざるなり。故に理論に依り如何なる租税が果して重税なりと云ふを得べきは、余の見解を以てすれば重税とは人民の純收入、再言すれば其生計に必要な種の費用を辨したる後尙ほ殘れる收入の部分に賦課し、人民の生計を困難に陥らしめ若くは其企業を妨ぐる結果を生ずる租税なりと。若し國家にして其境界を越えて租税を徵收せん平恰も便利に水を飲まんとして却て泉源を塞く渴者に等し。故に租税にして人民の經濟を損ふとなからしめんと欲せば人民の生活に必要な材料を減少し、若くは人民の企業より生ずる適當の利益を削減せざるを要す。若し租税を以て人民の生計を苦め或は企業の妨害をなすとあらん平遂には職を止め或は企業を廢するの結果を生ずるに至らん。今之を地税の場合に例せん。平若し地税甚だ重くして土地所有者の利益を減すると甚しければ人民は常に土地を賣却するの念を起さん。而して土地財産の移轉頻りに行はるゝに至れば、農業上所謂墾賦農業なるもの行はれて遂には土地の生産力を害するに至らん。且

唯一例に過ぎずと雖とも以て其他を類推すべし。之を以て政府は常にあらゆる租税の現況に注意して重税のなからんとを勉め、且し租税にして重税の徵候あるときは時を失はず之を除去するとを怠るべからず。然らば重税の徵候とは何んぞ。蓋し重税の徵候は租税の種類に依て差異あり。今其重なるものを擧ぐれば、第一消費税の場合にありては税率を高めたるに拘らず消費額の減少したるか爲に政府の收入以前に比して減少したる場合、第二は直接税にして未納者増加を來し政府の收入減少したる場合、第三營業税に於ては税を賦課せられ居る營業が眼前衰頹の徵候を呈する場合等是なり。其他全株の上より觀察して重税と認むべき者は第一に下等社會の衣食住次第に粗悪に至る場合、第二貧民の増加人口の増加の割合より迅速なるか然らざれば人口減少する場合、第三人民の生産次第に衰へ國家の富次勢に減少するの徵候ある場合等なり。若し此等の徵候あるにも拘はらず租税の負擔を重くせんか國家は遂に救ふべからざるの深淵に陥らん。啻に之のみならず、此等の徵候あるは國家行政の組織其宜しきを得ず憲法の運用腐敗したるとを証する者なり。若し此の如くにして

て止ざらん乎、遂には國家の覆滅を來すと疑なし。彼の土耳其埃及の財政以て之を證するに足る。

所謂重税なるものは必ずしも數學者の計算に依りて之を定むると能はず。何じなれば租税の負擔は必ずしも租税の額に依て定まるものにあらざればなり。且し租税にして人民の慣習意向に背くときは人民の心中に感ずる負擔は大なり。之に反して人民の意向に背くとなからん乎假令租税の額は大なるも其感ずる負擔は却て少小ならん。故に租税の制度を制定するに當りては成る可く此點に注意し勉めて人民の意志に反せざらしめ其感ずる負擔を軽くすべし。然らば如何なる税源を以て最も租税を負擔する力あるかと云ふに所謂人民の純收入なり之を以て人民の收入に課せざる所の人頭税或は財産税或は所爲税の如きは殊に負擔をして重からしむるの傾向あり。之を例せば物の重は直線的に荷ふことは最も軽く斜線的に荷はんとすれば必ずや力を要すると多し。古人の言にも物を運ぶに頭上に載するときは軽く鼻上に物を荷ふときは甚た重しと云へり。租税の負擔に關する原理も亦た之に外ならず。若し租税にして收入に課せず財産其他

のものに課するとあらん乎租税の額多からざるも必ずや其負擔は之に二倍す。昔時よりの財政の歴史を徴するに理論上左迄惡しからざる租税にして尙ほ人民の怒りを招きたるとあり。之に反して其負擔の輕からざる租税にして却て人民の意思に投合したる場合少なからず其然る所以のものは他なし、人民の感ずる負擔の度輕きを以てなり。之を以て立憲政體確立し人民財政を議するの權ある國に於ては常に重きを所得稅若くは消費稅に置き國家收入の大部分は之より入る。抑所得稅の人民の收入に稅するものたるは勿論消費稅に至りては假令人民生計の基本に稅するものなるにもせよ其生計の基本たる人民の財産として將來の生産の爲に保存し置くべきものにあらざれば必ずや消費せざるべき運命を有するものなるを以て租税として其一部分を徵收するも人民の感情を害すると甚た少なし。何となれば租税の爲に消費するも生計の爲に消費するも其用途は異なりと雖も消費は同じく消費なればなり。重税の避くべきは人民の經濟を損ふこと多くして爲に國家の富を減少する恐あるに依る。然れども必ず之を以て一定不變の原則となし如何なる場合に於ても

之を墨守すへしと云ふにあらず。凡そ人民經濟上の貨物の貴ふへきは言を待たずも雖も世間に尙ほ一層之より首重なるものあり。蓋し富を得るは人間最終の目的にあらずして之を達する所以の方便のみ。所謂首重なるものは人民全體の安寧幸福の進歩を計るに必要なる所以のものにして國家の如きは即ち其一なり。故に國家の危急に際して租税を要することありん平假令重税たりとも之れを納むるを怠るへきにあらず。此の如く最高の目的の爲に一時己れの利益を犠牲に供する能はざる人民は決して其利益を確保すると能はざるものなり。

第七章 租税の區分

人民經濟の度發達せず人民營業の種類甚だ簡單なるのみならず其富も亦増加せざる時に當りては租税の種類も亦簡單にして僅かに二三種に止まるものなり。例へば古代の羅馬に於ては所謂租税と名つくへきものは人頭税及び地租たりしか如く日本に於て租税と名つくへきは地租のみなりしか如し。然るに經濟の度發達するに従ひ人民の職業及び財産の種類は富の増加及び分業の發達と相伴ひ漸く密に且増加せり。之に加ふるに交通の道完備し信用益頻繁となり其區域も

益擴張せらるゝに及び人民收入の道は自ら増加せざるを得ず。此時に當ては或は土地より收入を得るものあり、勞力より收入を得るものあり、種々の經濟上の所行より入るものあり、或は精神上の所行より得るものあり。收入の道益増加し愈々繁となるに及び收税の法も亦繁雜ならざるを得ず。故に地租を以て單一税となし若くは所得税を以て單一税となすの税は過去の弊となりぬ。

人民收入の道如斯増加せり。故に租税をして一般ならしめ又公平ならしめんと欲せば一々此等の收入に税して殘す處なきを要す。然りと雖ども之れ實に難事なり。凡そ租税の思む所となるは人民の財産を減するに由ること多しと雖ども之れ賦課徴收の際其財産に干渉穿索するに依らずんばあらず。假りに是等の干渉及穿索を以て人民の思む處たるにも拘はらず其結果を生ずることありとするも實際に至ては決して人民の收入を計り難かなる秤量を爲す能はず故に收税上人民の財産及收入は其内部に立入て穿索するを避けざるへからず。若し之を避くれば如何にして課税の標準を見出たし得へき乎。他なし、耳目の見聞する處により外界の標準に由るある耳。今例を以て示さん。所得税の場合に於て人民經

濟の内部に入り精細に収入を算定するを得ず。故に此難事を避けて其人民財産の多少或は其常に生活する有様に從て概測するが如し。凡て收入税の公正なるは云ふに及はずと雖ども之を實際に行ふこと甚だ難し。故に財産税若くは消費税に依らざるを得ざる所以なり。然らば租税を購課徴收するに當り如何なる種類の租税あるか學理に據て區別せは凡そ四の方法あり

第一 租税の物事に就て之を區分すれば入税物税及所得税の三となる。經濟社會の進歩せざるに當りて人の収入を得るの道は財産のみなり。而して其財産も亦土地に限らる。乍併現今の社會にては人の収入を得る道は必ずしも財産資本によらずして人々の能力若くは技藝によること多し。彼の音樂師は口と指とを以て多くの収入を得、商業家は單に己れの信用を以て多くの収入を得。是等は皆其人の如何に由りて生ずる収入なりと云て可なり。故に租税は洩れなく國民の收入に税すへきものとせば獨り財産より入る収入のみならず此種類も又税すへきは勿論なり。其他古代に行はれし人頭税若くは庸調の如き或は日本の戸數割の如きは皆人に課するの税と云ふも可なり。換言せば人か租税の物事となるに

あらざれば則ち税源たるものなり。勿論税源若くは物事となるに直接間接の差あるも其極を推せば皆此の如し

物税とは形を備ふる財産若くは物品に課する税と云ふ。例之家屋税の如き地租の如き消費税の如き皆是也。此範圍は必ずしも財産税と全しからずして遙に廣く通常の収入を生ずる財産たらざるも尙此内に含蓋するものあり。之を物税と云ふは入税に對して云ふなり

所爲税とは有形物に課する税にあらすして人々經濟社會に營む所業に課する税と云ふ。何故に經濟上の所業に課するかと云へば租税法は常に假想を設けて經濟上の所爲は常に收益あるものと認む。例之物品を賣買讓與するか或は相場をなすに當て之に干渉する人は多少利益を收むる者となす。何故に所爲税と云ふかと云ふに財産にも課せず人にも課せずして取引若くは賣買讓與の所爲あるか爲め課するに依るなり。彼土地を賣買するに當て登記料の如き或は土地を讓與するとき徴收する相續税の如きは之れ財産に課するにあらすして讓與若くは賣買の所爲に課するものなり。人或は之れを以て財産税と云ふも其實際を觀察

すれば決して然らず。若し財産税なれば假令賣買譲與あらざるも之に課す可し。然るに通常之を課せずして賣買譲與あるときのみ課するは即ち所爲に課するの證にあらざるや

第二の租税区分法は税源の性質によりて区分せられたり。此方法によれば租税を分て生産に課するもの即ち生産税及貨物を使用するに當りて課するもの即ち使用税の二とす。蓋し生産税とは人々が經濟社會に於て生産をなすに當て課するものなり。換言すれば人民が收入を得るに際して課するものを云ふ。例之地租の如きは土地を耕作するに當りて得る處の收入ある爲に課し營業税の如きは人民が經濟上の事業を營むに當て收入を得るが故に課するものなり。是等の租税は畢竟生産あるに由て課すると云ふて可なり。是れ生産税の名に依て生ずる所以なり。使用税は之に反して生産なく只既に成立する貨物を使用する場合に課するものなり。故に又消費税と云ふを得と雖も茲に使用税の名稱を用ゆる所以のものは消費税の名は狹隘に失してあらゆる同性質を有する租税を合蓋する能はざるに依る。例へば煙草税、飲料税、鹽税の如きは皆な消費物に課する税な

るを以て之を稱して消費税と云ふも不可なきが如しと雖も世には單に使用するのみにして消費せざる者なきにあらざる。例令ば犬の如き馬車の如きは絕對的に云ふ時は消費するを免れずと雖も他の消費物とは全く其性質を異にせり。即ち是等のものは單に使用を目的として消費を目的とするものにあらず。之を以て使用税の名稱を用ゆるときは是等のものに課する租税も其中に合蓋せしむるを得ると雖も消費税の名を用ゆるときは間々之より洩るゝの感あり。是れ消費税の名を取らずして使用税の名を取りし所以なり

此二種の租税は實に大なる區別にして凡ての租税は皆此中に入ると云ふて可なり。然り而して此名稱を用ふる所以は租税の負擔及之によりて生ずる結果を論ずるに便なればなり。要するに前に述べたる租税の原理によれば生産税は最も人民に害なきものにして使用税は却て人民の利益を害するの恐ありと雖も實際は必ずしも理論と適合するを望むべからず。縱ひ使用税と雖も其結果生産税に勝ることなきにあらざる況んや人民の經濟が頻繁なるに従て租税の一般を計ると極めて難きに於てをや。之れ二種の租税を調和して其欠を補はざるを得ざる所

以なり

110

第三の租税区分法は租税を徴収する所以の方法に由て爲すものにして所謂直接税及び間接税の二種とす。此區別は今世紀の初め尚工業の盛なるに及び政府の歳入必すしも財産によりて生ぜざるに當り學者の設けたるものなり。之より以前に於ては未だ直接税及間接税なる名なく直接税の代りに財産税の名稱あり。若し夫れ論理上其明瞭なるを冀はゞ須く直間税の名を避けて財産税及消費税の名稱を取るとよしとす。請ふ之を辨せん

蓋し直接税とは租税を拂ふ者か同時に負擔者たるを云ひ間接税とは之に反して負擔者と納税者とを異にするものを云ふ。即ち納税者は先づ政府の要求を受けて之を拂ひ然る後經濟上の交通によりて其一たひ拂ふたる租税を移して以て他人をして負擔せしむるなり。故に租税納者は唯一時負擔者の爲めに代納するに過ぎず。茲に所謂經濟上の交通とは直に賣買讓與を云ふも之に依り見れば租税納者は其一たひ拂ふたる租税を經濟上の交通によりて他人より取て以て租税の義務を他人に移すものなるを以て學者之を解して曰く「租税にして實際負擔す

るの意思を以て拂はるゝ處のものは直接税にして之に反して先づ一たひ之を拂ひ而して後他人に負はしめんとする目的の存する租税は之れ間接税なり」と以上の理論は巧は即ち巧なりと雖とも之を實際に徴するに及んては大に不都合あるを免れず。若し此理論を以て各種の租税に當て果して直接たるや將た間接たるやを確めんと欲せば其時と場合とに由て變更なき能はず。是に於てか假令同一の租税なりと雖も時によりては直接たるとあり又時に間接たるとあるなり。要するに租税の負擔を移轉する事實は租税其物に固着する性質にあらすして事情に從て生ずる現象なりとす。如何なる場合に移轉するものなるやと云ふに即ち經濟上の交通あるとき之を負擔する者なり。假令は煙草の如き高く課せらるれば其税は初め製造者か拂ひ而して後其物品を賣捌くときに實際に買ふ人に拂はしむ之れを經濟上に於ける交通と云ふ。故に租税の負擔者と納者とを異にするなり。然らば何時にても移轉するを得るや否やと云に若し高きより低きには負擔を譲るを得るも高處に向て之を移轉するを得ず。左れば經濟上にて云ふ時は上位にあるも所謂需用多きものは稱して低き性質のものと云ふ。元來需要

者は供給者に依らざるべからざるものなり。故に高き地位にあるものより低き地位にあるものに移轉せしむるを云ふ。若し供給者が需要者を求むる場合は例令原價入圓の煙草に貳圓の税を課せられ總數十圓となる場合に若し需用者を供給者か求むるときなりとすれば其租税の中壹圓を消費者に課し壹圓は自ら負擔して九圓に賣らざれば物品の賣買なきに至る。故に間税とは其のものに對して云ふにあらずして其の事情によりて名付くるに過ぎず。日本の如きは法律を以て間税關税を規定すと雖も實際に當りて容易に區別し能はざるものなり。彼の地租の如きも實際上より見るときは間々以上の理由の如き場合多し穀物の價下落するか又は地價下落するときはその租税の負擔は地主に歸すれども之れに反するときには消費者の負擔となる。

第四の租税區分法は之れを賦課する方法に從て設くるものにして定率税及び配布税の二種とす。定率税とは租税を賦課するに當りて租税の單位を定め、又單位に關する租税の割合を定め以て租税物轉の大小に從て租税の義務を定むるものを云ふ。故に定率税の場合に於ては租税單位の自ふべき義務は先づ定まり

居るも租税の全額は後に定まるなり。反之配布税の場合に於ては租税の全額先づ定まり居りて之を租税の物轉に配布して以て租税の義務を定むるものなり。故に未だ始めより一定の税率あるものなし。故に配布税は變動少なき租税若くは收入の額を定むるに困難なる場合に於て用ゆるものなるも反之定率税は租税物轉を定むると容易なるのみならず且つ收入を定むるに容易なる租税に於て行ふものなり。例へば配布税は先づ全國の地租を若干萬圓と定め、其全額を各府縣に配賦し、又之を郡村に配布し、又之を各人に配賦するか如し。故に配布税は先づ租税額か定まるなり。反之定率税は先づ其租税の全額定まらずして税率か定まりて後に税額定まるなり(日本には現今配布税なるものなし)資本利子税の如きを年々變更せしむるときは人民をして資本貯蓄を嫌ふの念を生せしむるの傾向なり(定率税を新たに採用せんとするに當りて最も注意すべきとは先其果して如何なる租税に課すべきかの問題なり。已に此問題を決する以上は更に如何なる基礎によりて之を實行すべき乎の問題なり。妄に外國の例により之を採用せんとするは弊害を免れざるべし。或る人曰く地租は宜しく配賦によるべしと。世人も

又配賦法によれば公平を得へしと思へり。之れ大なる誤謬なり。若し夫れ公平を得んと欲せば宜しく配賦の基礎たる地價の精密なる土地算帳を供へざるべからずと雖も之を定むるは地價を定むると全一なる困難に遭遇せざるを得ず。唯た地租の場合に配布税を採用すべき所以は租税の物賦は永久不變にして常に減少の患あり、且つ常に賣買せらるゝものなるが故に若し配布税の法によりて其租額を定めば人民(土地所有者)をして賣買の間に不安心を感せしめざる利益あるに由ればなり。

土地は變化少く且つ改良により其價格を高むべきものなり。故に其地價を動し又は税率を高むるとあるときは其所有者の不安心を來し賣買等を阻撓するもあり。たゞは土地を買ふに當りて其地租を計算して其價を定め之を買ふものなれば後に至りて地租の上るときは大に其利益上に損害を及ぼすものなり。故に配賦税は土地の負擔を變動せずして其保證を立つるを以て可なりと云ふに在れば、税の公平を得るに於て不可なりとす。

地價増加すと雖も租税の負擔力を増加せず。何となれば地價が増加するとき其増加額を以て買入るゝを以て利益上に於ては差異なきなり。始めに五百圓の土地より五十圓の收入を得て其地價増加して六百圓となり收入六十圓となるも其買入るゝに於て

は金六百圓を出すを以て其所有者は同じく一圓の利益を得て其利益上少しも差異なし。其の他配布税を採用して便利なる場合は營業税なり。蓋し營業税に困難なるは營業の收入を測定すること能はざるにあり。故に外形の標準により若くは地方人民の意見に従ひ營業者の資力を想像して以て租税を配賦せばたゞは數理上の公平を望むべからざるも實際の公平を得るに近からん。其の他家屋税或は所得税等に関しても配賦税を行ふこと能はずと云ふにあらざるも其の結果必ず善其ならざるなり。

第八章 國民の納税力

國民の納税力は自然經濟の行はるゝ時代に尤も弱くして貨幣經濟の世に及びては漸く強く信用經濟の世には一層の強大を致せり。今其所以を考ふるに自然經濟の世に於ては人々は手より口に入ると云ふ有様なる故に租税を納むるに餘裕なし、縦し餘裕ありとするも貨幣なく實物を納むる故其が不便なり。然るに貨幣經濟の世となるに及び實物を去て貨幣を以て納むる故に運送の便あるのみならず人民の貯蓄も増加し加之分業の發達に伴ふて富も亦次第に集合し來るなり。此

に於てか租税を納むること愈々容易になれり。人若し半開國に於て租税を徴収するの困難を見は其の然る所以を知らん。現今の開化國に於て租税を納むる力を觀るに賃金高くして物價の廉なる國に尤も強く、賃金廉にして物價の高き國に於て尤も弱し。何となれば物價安ければ人民生活の費用を要すること少なきを以て自ら餘裕あり。加之賃金高ければ虎にして角あるか如し。故に合衆國の如き其の建國新にして賃金高き國に於ては人民は重き開税を負担して尙以て重しとせず。其建國古き國に於ては人民何ぞ之に堪へん。併し此大勢は種々の事情によりて變し獨り一國に於けるのみならず其一方に於ても又然り。何を加之を變更する事情と云ふか、道路開鑿、鐵道の布設、都府の盛衰、人民經濟の變動等なり。道路鐵道開くるときは便利となり新に職業を得て租税負擔力を増すべし。都府の盛衰は生産の盛衰に關す從て租税負擔力に影響す。自然經濟と貨幣經濟の變更及び大經濟と小經濟の變動并に衣服食物の變更即人民經濟の變動によりて租税納力を變更す

之を要するに一國に於ける富の絶對的の額未だ以て租税の納税力を定むるに足らず其分配の工合は尤も大切なり。然らば如何なる分配は最も適するかと云ふに賃金及小作料の多少及物價の高低等の如何にあるのみ。其他納税力を變更する原因甚だ多し。例之市場の沈滯、收穫の多少、農産價格の高低及天災地變等の如し故に國民の納税力をして健康ならしめんとするには是等の變動なきを要す抑も租税は種々の度合を以て人民生活の標準を左右するものなり。而して最も貧なるものゝ生活を害すること多し。收入の愈々大なるに從て之れを左右する力愈弱し。是れ或一派の財政學者が生活の最少費用を免除し之に加ふるに累進税を行ふべしと云ふ所以なり。

租税を徴収するに當ては人民の負擔力と納税力との有無を認めざるべからず負擔力とは何の點に存するか又納税力とは如何なる點にあるかは茲に考へざるべからず。一見すれば同一物なるか如きも余は已に之を區別して説明し置きたり茲に至りて其異なる所は如何なる所に存するかを見出たさるべからず。今之を舉げんに負擔力とは其人の力にて負ふを得ば可なり。反之納税力とは只自己一人が負ふ能はざる場合は他人より之を辨納するも差支なし。故に二者の區別茲に存すこと云はざるべからず。例之收入の内より之を出して上納すれば之れ負擔力なり、納税力とは收入のみならず他人より已れの信用を利用して借り入るゝも其他如何なる方法にても單に納め得る力さへあれば

之を納税力とは云ふなり。左れば國民經濟上長く租税を徴收せんさせば國民の負擔力に依頼せざるべからず。然れども一國の必要上より急遽租税を要するときは人民の納税力に注意せざるべからず。而して茲に考ふべきは租税の負擔は納税力の内に含まれ居るとも忘るべからず

第九章 租税負擔の移轉を論ず

租税負擔の移轉とは常に間接税にのみあるか如しと雖も細に其實際を考ふれば直接税にも亦多し。蓋し自然經濟の時代租税は貨幣を以て納めずして製造者か己れの造り出せる物品の一部を上納したる世にありては未だ曾て租税負擔の移轉なるものなし。然れども一度貨幣經濟の世となるに及んては製造者か市場を目的とし又多くの貨幣を得んとを目的とす。於是初めて租税負擔の移轉なるもの生ず。抑も租税負擔の移轉に二種あり。一は政治上の移轉にして一は商業上の移轉なり。所謂政治上の移轉とは國家の政體に従ひて一部分の人民のみ租税を負擔し他の人民は之を負擔せざるを云ふ。彼の中古封建の世貴族・僧侶は全く租税の義務を免かれ農民のみ之を負擔したるか如し。然れども之れ租税の負擔のみ免かれたるも僧侶貴族として亦國家に對して義務なきに非らず。例之僧

侶は人民の教育に従事し、貴族は國家保護に従事したるか如し。然るに現今經濟社會進歩して交通愈々頻繁なるに及び租税負擔の移轉と常に經濟社會に於ける人民の經濟上の所業によりて冥々の内不知不議租税の負擔移轉を生ずるなり。何をか斯る場合に於て租税負擔の移轉と云ふや。貨物を製造するものは之を賣捌くに當て其一度負はされたる租税を貨物の購買者に移すを云ふ。蓋し此事たる購買者か貨物を需用するの念賣捌人の之を手放さんとするの念に比して強からん乎尤も速に移轉するものなり。加之製造者か只一回にて租税を拂ふ時に在り。夫れ租税を拂ふに當て全租税を一回に拂ひ盡せば之れか爲めに其被ふる犠牲の念を感ずると甚た大ならん、人情之れか爲め己れのみ負擔するを欲せずして他人に負擔せしめんとするや明かなり。况んや移轉の原理は其負擔をして釣合はしむるに在るや。然るに只一回の徴收の爲めに一人のみ多くの租税を課せらるれば安んそ負擔の釣合を保つを得ん。之れ負擔移轉の止む可らざる所以なり。今移轉の難易を左に示さん

一般の原理市場の景況に依て難易あり

職業の種類	奢侈品等は難し
必要品は易し	
職業の性質	轉し易き職業は易し
	轉し難き職業は難し

右解釋するか如く奢侈品に至ては移轉尤も難く必要品は移轉尤も易し。而して職業の性質に至りても亦然り。其性質上轉業し難き場合は他人に移轉するとも難しとす。其尤も轉し易き職業に至りては負擔移轉の易きこと右に例せるが如し

負擔の移轉はあらゆる租税に就て必ずしも之ありと云ふを得ず。唯之あるは消費税のみ。人税に至りては全く之れなしと云ふも可なり。彼の人頭税の如き果して如何なる方法により如何なる人に移轉せしむるを得べきかと云ふに二者共に移轉を見ると難し。由是觀之負擔の移轉は租税に因て異なり加之一の租税にして多くの人か數回に納むるときは其移轉自ら難し。蓋し租税負擔の移轉の原理(主意)によるに多くの人をして其負擔を平分せしめんとするに在り。故に若し

多數人民一租税を支拂ふとすれば何ぞ移轉の必要あらんや。而して一租税を納むるに數人の囊中よりすれば其負擔の度は自ら輕し其輕きか爲に自ら移轉の必要なきに至る。之れ理論に背くの嫌ひなきにあらざれども實際上止むを得ざるなり

實に租税負擔の移轉に關する理論は煩雜にして之を論ずるに躊躇せざるを得ず。然れども現今租税制度の上にては是より大切なるはあらざるべし。故に此困難を以て廢するを得ず。蓋し負擔移轉の方法に三あり

第一 負擔を前方に移轉する(前轉)

第二 負擔を後方に移轉する(後轉)

第三 租税の負擔を資本に組入るの法(財本とする事)

前轉とは租税を一度賦課せられて之を拂ひたる人は更に經濟上の取引によりて負擔者に移すを云ふ。假令は製造者が其一度拂ひたる租税を物品の價に加へ購買者をして實際負擔せしむるか如し

後轉とは納者か他人に移すと能はすして己自ら負擔せざるべからざるを云ふ假

尾えり

令は製造者は其製品の下落によりて自ら其租税を負担せざるべからず
 租税の負担を財本とするに云ふに二法あり。一は租税の負担が重くなりたるか
 爲め資本の價格が減少するとなり。一は租税の負担軽くなりたる爲め資本の價
 格増加するの謂ひなり。是等は地租の場合に於て往々見る處なり。地租重くな
 れば地價下落し之に反するときは地價騰貴するが如し。之れ則ち租税の負担を
 財本にするに云ふとなり

經濟學の原理によれば人民の收入に三種あり。一は土地より入る小作料にして
 二は勞力者の賃銀三は資本家の利子なり。然らば此等三種の收入の原因に租税
 を課するに當りて租税の移轉上果して如何なる現象を生ずるか。是れ大に熟慮
 すべきことなり。先づ小作料より述べん
 小作料の小作料の說に従へば地租か小作料に賦課せらるれば農産物の價は變
 動するとなし。故に地租は土地所有者之を負担し到底他に移轉する能はず。若
 し地租にして土地の總收入を税するときは農産物の價は騰貴す。故に地租は農
 産物の消費者に移轉せざるを得ず。又土地の總收入に課するも同じ。然り而し

て地租にして若し收入を標準とするとなく外形上の標準等に從て賦課するとき
 は假令永久租税の負担を見ざると能はずとするも當分農産物の價格は騰貴せず。
 是を以て負担も亦移轉することなしと云はざるを得ず。
 勞力者の賃銀は直接若くは間接に税するを得。直接とは勞力者の收入の一部
 を徴収するの謂にして間接とは消費税によりて税するものを云ふ。此時に當り
 て若し勞力者の一部のみか租税を賦課せらるゝに至り其の負担は前轉して一般
 人民若くは一般勞力者の負担とならざるを得ず。何となれば一部分の勞力者の
 み殊更に租税を課せらるゝときは是等の勞力者は其收入を減少するを以て勢ひ
 他の職業に移て其數を減せざるを得ず。勞力者減少すれば其賃銀増加す。之れ
 一般人民若くは勞力者全體が負擔するものなり
 之を要するに一國に於ける勞力者賃銀の割合高くなるときは勞力者自ら之を負
 担せざるを得ず。若し賃銀低くなれば資本家が負擔せざるを得ず。勞力者の賃
 銀か其生活の費用を償ふに充分にして其割合を適當ならしめは之に租税を賦課
 する結果は物價の騰貴を促すものなり

總ての資本が課税せられて只鑛山に用ゐる資本のみが唯り免除せらるゝときは生産物の價は騰貴するものなり。故に租税負擔の前轉なきを得ず。之に反して鑛山に用ゐらるゝ資本も等しく他の資本と共に課税せらるゝときは物價は依然として舊の如し。故に租税負擔の前轉はなくして後轉あるのみ。換言せば資本家は租税を負擔せざるを得ず。何となれば前の場合に在ては鑛山のみ租税を免るゝか故に其生産費は依然として舊の如し故に之か爲めに費さるゝ資本は又依然たらん。故に之によりて生ずる産物の價格は毫も變更なし。然るに他の生産に至ては皆租税を賦課せらるゝか爲めに生産費は自ら増加す。若し此生産費の増加せる生産物を以て之を増加せざる金銀貨幣と對照せば其結果果して如何。一は生産費増加するも他は然らず。然らば二者の交換上の關係は従前に比すれば一は多くを出し一は少なきを出さゝるを得ず。然るに都て生産が皆課税せらるれば何れも皆生産費を増加する譯なり。故に其價値は依然として舊の如くなるべし。然らば租税負擔の前轉なきは明かなり。若し又一種の資本のみ税せられて其生産物の需要舊の如くならば租税の負擔は購買者即ち消費者に移らざるを得ず。

之を要するに資本に關する租税負擔の移轉は資本の種類によりて異なれり。流通資本の場合に於ては移轉容易にして固定資本の場合に於ては却て難し。何んとなれば流通資本は租税を賦課せられたるか爲めに容易に其業を轉じて生産物の供給減を減價値を騰貴するを得と雖も固定資本の場合には斯く容易ならされはなり。租税負擔の移轉の結果は必ずしも善悪なりと云ふを得ず。人或は移轉あるか爲め租税の負擔を一般ならしめ若くは公平ならしむると云ふものありと雖も必ずしも然らず。以上の説明によれば租税の前轉即ち豫め望む處の結果は常に經濟社會の景氣宜しき時のみにして却て移轉の爲めに利益を受くるものは將に受けざるも阿なもものにて經濟上の力弱きものは却て之か爲に困難を見ると多し。之を吾國の例を徵するに租税負擔移轉の目的を以て課する租税の多き時は其物價は騰貴之に反して斯る租税少なければ其物價安し。彼の米國の物價貴くして英國の物價は之れか爲なり。

第十章 租税の原理

一三六

租税の原理はアダム・スミス初めて説明したるを以て最も著明なるものとす。之れが爲めに歐洲諸國の租税制度を改良したること少なしとせす。現今國民經濟主義若くは國家主義を主張するものは稍、此原則を輕視するものなきに非らずと雖も蓋し正當と云ふへからず。思にスミスの説きたる原則は主として人民の利害休戚に關せり。次で國民の經濟を亂ださるに在り。又一國の生産の道を塞き若くは富を減少せざらんとするにあり。夫れ國家は國民の幸福を計らざるべからず。故に租税を徵收するに當りては勢ひスミスの命する原則に従て其性質を供へしめざるべからず。學者之を非難するは常に人民の利害にのみ注意して政府の便不便に注意せざるにあり。蓋し國家には適當の事務あり。故に必要なの收入なかるべからず。若し人民の利害にのみ注意するときは眞に必要なの收入を得る能はざるの結果を生ずるとなきにあらざ。されば國家の租税を徵收するには實に人民の優否を計るのみならず又併せて政府の便否に注意せざるべからず。前に關する原則を道德上の原則と云ふ、後に關するものを財政上の原則と云ふ。

租税に關して道德上の原則と他の原則と異なる所以は主として人民の經濟の内部に於ける利害休戚に注意するにあり。蓋し法律は人間若くは行爲の外部を支配するものなり。而して其制裁は實に惡人のみならず又善人にも達するなり。故に法律の眼中には彼此の區別を立てず極めて公平に其行爲を支配し又思想を支配するものなり。されば租税行政上の法律は元惡人を支配するを目的とする雖も之れと共に善人を支配するものなり。之を以て法律の結果を和けて眞に人民の利益を計る爲めに道德上の原則を立つるを要す。政府の租税を徵收するに當りて實に法律の命する處に準據するのみならず一方に於て其爲す所果して道德に違背するとなき乎否やを察せざるべからず。所謂道德に關する原則に三あり。

第一 租税は公平なるを目的とすべし

如何なる方法を以て租税の公平を得るか。財政學者は財産若くは收入に比例して以て租税の大小を究むるときは公平の目的を達すべしと云ふ者あり。然れど

も此主義は法律上の公平にして未だ道徳上の公平と云ふべからず。法律は常に假想を設くる者なり故に収入の大小等に由りて租税の高を定むるときは其負擔は平等なるを以て不公平の患なかるべしと云ふにあり。然れども世間の事は必ずしも斯の如きとを得ず。縱ひ同一の財産を有するも實際經濟上の方に至りては異なれり。加之同一の財産を有するも其人の異なるにより其地位の異なるにより國家に對する關係も全しからず故に比例主義は未だ以て道徳上の公平を得るに足らず。されは此欠點を補ふ爲めに平均主義を唱ふる者あり。其説に曰く「人民の政府に收むる租額は其政府より受くる利益と平均にすべし」と之れ都ての租税を以て手数料と見做すの説にして國家を以て一の保險會社と認むるも之か爲なき。現今の國家に於ては斯る觀念實際社會の方則に背くものにして租税を以て手数料とするの説は誤れるの甚たしきものなり。故に之を補ふ爲に財産主義を主張するものあり。此主義たる前の二主義に比すれば稍々道徳の思想に基けり。其意に照る國家は實に凡ての人民に必要なるものにして貧富貴賤の別なく必ず其保護を受けざるべからず。故に之を維持するは國民たるもの、盡すべ

き義務なり。已に國家にして如何なる方法を以てしても必ず維持せざるべからざるものとせば人民は其爲し得る方に従て國家の爲めに盡さざるべからず。何ぞ其國家より受くる利益の多少を問はん、何ぞ其財産の大小を問はん。茲を以て財産主義に従へば富者は貧者に比して國家に盡すと多きを得べきか故に割合に道徳上の觀念に基て盡すを要す。貧民は元より國家に盡さんとする意思充分なるも盡すと能はざるが故に止むなく其國家に對する犠牲少なし。以上は財産主義の重なる理由なり。此主義實際上決して行ふと難きものなり。何となれば人間の道徳心未だ至善の域に達せされは只其感情のみに支配せられて動作せざるを以てなり

租税行政上の結果を觀察するに却て大なる者に利して小なる者に災すると多し。是れ力あるものは其負擔を減し得ると雖も力なきものは止むを得ず社會の壓制の爲めに負擔せしめらるゝか故なり

財産主義によりて租税を制定せんとせば彼の學者の所謂累進税法に由らざるを得ず。蓋し人民生活の費用は其富に従て割合に少なし故に割合に多くの殘額を

るへし。故に貧人に比して割合に多くの租税を負担し得へし。故に租税を徴収するに當りて假令同一種の租税にても貧人には其税率を低くし富人には之を重くして必ず不都合ありと云ふを得ず。是れ累進税の依て生ずる所以にして如何なる租税にても此主義を實行し得へきかと云ふに尤も容易なるは所得税なり。而して奢侈税に至りては假令税率を變更して累進の目的を達すると能はざるにもせよ富者にのみ租税を課すれば自ら實際上累進を得るならん。蓋し直接税殊に財産税に至ては累進の目的を達すること能はず。例之一反を有するもの、地租は十町を有するもの、租に比して其税率を變更すると難きのみならず若し之を實行するときには實に租税行政の煩雜を生じて政府は其弊に堪へざらん。獨乙經濟學者の説を見るに間接税は一般に貧民に重きの弊あり。故に他の租税に於ては累進税を採用して以て負擔の平均を計るを善しとすと云へり。然るに之を非難するものあり曰く「國家が累進税を行ふときは遂には不測の災害を生ぜん。何となれば富者は己れの勞動に依り常人の爲し能はざること爲し粒々辛苦の結果として富を致せり。若し國家にしてかゝる勤勉の人に課するに重税を

以てせんか其結果良民を虐待して怠民を養むるに等しからん。加之富の大なるに從て租税を進めは遂には全收入を以てしても其租税を拂ふことを得ざるに至る」と。之れ佛國のボリュイ等の主張する説にして累進税の行ふべからざる所以を説明する有力の論なり。其の主とする所は財産或は收入の多きに從ひて税率が直に高くなるか故に遂には此等を以て拂ふこと能はざるほど其額増加すると云ふにあり。然りと雖も是れ必しも患ふるに足らず。ボリュイの計算に依れば斯る弊害を生ずるやも知れざれども累進税を行ふは必ずしも氏の云ふか如くなるを要せず。之を實行するには斟酌折衷して巧みに其弊を去るとを得るなり。只累進主義を行ふて尤も憂ふべきは民主主義の國にして下等人民勢力を有し財産家を壓制するの時代にあり。彼の羅馬の末路に於けるか如く兵隊が實際の權力を有して其帝王及政府が兵士の手にあるか如き時に於て斯る租税を行ふときは實に言ふべからざる災害あらん。然しなから是れ稀に見る所にして常にあるべからざるとならん。現今社會の有様如き中等社會勢力を有して多數の下等人民を壓するか如き時代には之を行ふも大なる弊害をからん。抑も累進税を行ふ

は絶対的の累進に依るを要せず、或は財産の階級により税率の高低を斟酌して以て公平を得るに在り。故に累進税を行ふは先づ貧者に課する租税の税率を低くして其富を増加するに從ひ漸く高くするにあり。若し財政上の便を計らんとするに富者の多數を占むる所の階級に課する税率を重くすべし、之より上りて巨万の富を有する富者に課する租税は必ずしもポロリーの云ふ如く税率を増加するを要せず。是れ富者の數は甚だ少きか故に縱ひ之を増加するも其甲斐なければなり。尙ほ此主義を達するには生活の最少費用を免除するを勤むべきなり。

第二、租税を徵收するには秩序なかるべからず

封建時代に於ける如く縱し租税の額は一定せるも實際之を徵收するに當りて不確定なるのみならず大に其順序方法を誤るは人民經濟に害あり。唯り經濟に害あるのみならず又人民の感情を害ふと少なからず。蓋し一個人は其生活するに當りて必ずや其費す所と收むる所を比較して計算するものなり、又事業を企つるに當りても其損益を計りて豫しめ其計を爲すものなり。故に租税を徵收するに當ては成るべく是等の計番を害せざらんことを要す。若し又政府にして是等を

意とせざるるときは道徳上人民に對して不義なりと云はさるべからず。然らば政府の費むべき秩序は如何なるものか曰く租税徵收の時期租税徵收の方法及租税の額はなり。若し政府にして徵收時期を変更して一定するとなくんば人民は之か爲めに安するを得ず。其方法を變更するとあらんか人民之に慣れざるか爲め遂には法律上の罪人たるとあらん。况んや其税額を定めずして單に政府の意見に從て増減するをや。其及ぶ所の弊害果して如何。蓋し財政上の不整頓は重税より遙に大なる害を生ずるものなり。日本の如きは數百年以來農民に重税を賦課し來りたるも左途弊害を生せざりしは蓋し之か爲めならん。租税徵收上の秩序を維持するは法律を以てし兼ねて徵收時期及其税額を確定し之を徵收賦課するに當ては成るべく秘密を去りて公明ならしむるにあり、加之租税の種類を擱扱して其税源の確乎たるものを費むべし。

已に法律及び制度の完全整密なるを得は後に望むべきは收税官吏の實直公平なることを要するにあり。凡そ國家の行政は任命に關すると少なからずと雖も租税程實際の影響を生ずるものはなし。古人の云へるあり「法律規則は如何に美ならず

にもせよ之を應用するは其人に存す。假令法律規則は不完全なりと雖も其局に當る人にして賢良公平ならば人民は却て幸福ならん。故に租税に關しても收税官吏の良否は人民の利害に關すると甚だ大なりとす。法律は常に大體の規定に止まり細密の事柄に至りては收税官吏の胸中に存すると多し。故に或種類の租税特に間接税に關しては監督及徴税の爲めに多くの官吏を要すると遙に他の租税に勝れり。國家は眼前の費用を制限せんとして体給少なき官吏を使用するを常とす。然れどもこは却て不經濟なり若し收税に關する行政をして弊害なからしめんと欲せば教育及經驗ある高給なる少數の官吏を使用して事務を取扱はしむるに如くはなし

第三租税は成るべく人民の經濟を害せざらんとを勉むべし

如何なる方法を以て其目的を達するを得るかと云ふに租税を徴收するに當りて無用の費用を省き人民をして迷惑なからしめんとを務むるに在り。租税は多少人民の經濟を直接若くは間接に害すると前述せるか如し。然れども收税の方法に由りて之を妨くるに種々の差別あり。特に收税官吏の善良ならざるときは

人民の迷惑を惹起し之れに加ふるに政府の費用を増加して其收入を減するの恐れ多し。蓋し人民の經濟を害するとなからんと欲せば宜しく徴税の時期に注意して人民の爲めに最も便利なる時を撰はざるべからず。獨り便利の時を撰ぶのみならず徴收の度数に注意して成るべく人民をして納税の便利を得せしむるに在り。尙之に留まらずして徴税の場所を定め納税者をして無益の奔走に疲らしむるとなきを要す。抑も生産者の租税を納むるは生産の爲めに使用する資本を以て納むるにあらず生産上得たる結果を納るものなり。故に彼等の便利を計り其經濟を害するとなからんとせば徴税を生産後に爲さざるべからず。又人民の職業に依りて納税の度数多きを利とするものあり或は少なきを利とするものあり。彼の農業者の如きは其收入は一年一回に限るも反之商工業者の收入は一年數回のみならず日々之あり。故に後者は收入を得るに従て納税するを便とするを以て徴税の度数多あるべく前者に至りては一年に唯だ一回得る收入を以て租税を納むるとせば徴税の度数少なき方却て利あり

納税の場所に至りては左まで大なる關係を有せず。通例直接税は地方自治體を

利用して之を徴收し間接税は特別の收税官衙を設け専門の官吏にあらされは不可なり。蓋し間接税は其徴收及檢稅皆煩雜なればなり。故に各國皆間接税の爲めに特別の官衙を設くるも直接税は之を徴收するの容易なるを以て地方自治體に委任す。而して間税を徴集する官衙は主として地方に於ける人口の配分に注意して人民の便利を計るへし

既に租税は多少人民の意思に反するものなれば其の感情を害することは到底避くるを得ず。之を害すると愈々甚しきときは終に人民の道徳を破り犯惡を獎勵する結果を生ずるならん。若し茲に至らば假令租税の收入多しとするも其害は却て大ならん。故に國家が租税を徴集するに當ては善く租税の種類性質に注意して經濟上の害と道徳上の害とを避けざるへからす。是れ勿論租税の種類のみならず人民の經濟及道徳心に關すると大なりとす

道徳上の租税原則は必竟人民の利益を計る標準に過ぎず。然るに國家は種々の目的を有するを以て必ずしも常に之れのみを注意する能はず。若し國家にして更に高尚なる目的を有するときは一時人民の利益も犠牲に供せざるへからす。

已に述べたる如く財政上の最大原則は支出主にして収入は之に従ふ。換言すれば収入は支出に由りて定まる。而して租税は収入を供する最大方法なるか故に之に關する事項は又一國の財政上の形勢に従ひて左右せられざるを得ず。今租税に關し財政上必要な原則を説明せん

第一租税は屈伸力を有せざるへからす 抑も國家の事務は永久不變なるものにあらず年々内外の事情に依りて變動常ならず。是を以て之を行ふの費用も自ら減せざるを得ざるなり。况や經濟及び政治の進歩によりて變動常なき現今の社會にありて國家歳出の變更又古代の比にあらざるをや。此時に當りて國家の收入を辨する處の租税が一定不變にして歳出の増加に従て變更すると能はずとせば政府財政の不便實に甚しからん。其歳入歳出に増加するは不可なり其歳出歳入に超過するも亦不可なり。後の場合は以て政府の信用を減し國家の權力を害せん。前の場合には以て政府をして無用の業を企てしめて濫費の弊を生し終には政治の腐敗を起さん。由是觀之過不足共に國家の爲めに害なき能はず。特に現今の各國の形勢は政務次第に煩多にして歳出次第に増加し時としては人民

税力若くは負擔力を超過して租税を徴収するとあり。此時に當て租税屈伸力を有せずして歳出の増加に伴ふと能はざらんか之れ實に危険なるとなり

第二租税は巨額の收入を生ずるものならざるべからず。是れ前の原則と關係ありと雖も然れども其應用に至りては異なる所あり。歐洲に於て財政困難を極めたる國にては政府の歳出を補はんか爲めに濫りに租税の種類を増加する傾きあり。然れども之れ大に注意せざるべからず。何となれば租税は常に善良なるものに非らず租税にして收入を得ると少なからんには之れ徒らに人民の感情を害し人民の經濟を破るに過ぎず。故に政府は租税制度を定むるに當りて可成少額の勞力費用を以て可成多くの收入を得る租税を選擇せざるべからず。况んや現今の如く國家の歳出日に月に増加する社會に於てをや。必ず之を支辨する税淵を備ふるを要す

以上の二原則は租税の種類に由りて之を充たす度に差異あり。先づ例を以て說明せば消費税は第一の原則に合すると難しと雖も第二の原則に至りては社會の形勢に従ひて之を合するとあり。何となれば凡そ政府の歳出増加するは必ずや

戦争、飢饉、災害等の場合なればなり。然れども消費税は此等の場合に於ては收入依然たる能はざるのみならず却て減少するものなり。戦争あれば輸出減し其他の場合に於ては物品の需用減するか如し。而して消費税は國民の富増加するに當りて其收入常に増加す。之れ人民の消費増加すればなり。反之國家の經濟が次第に衰へて其富次第に減少するに當りては必ず減少すべし。然るに一國の歳出は斯る危難の時に際して多く増加すべし之に依りて見るも消費税は二個の原則に適合すと云ひ難し

財産税は消費税の如く收入は時勢に従つて變動する恐れなし。故に一國の變動なき行政費を支辨するには尤も適當なり。况んや此種類の租税は人民の富の大部分を爲すものなれば其收入も自ら大なりとす。然れども凡そ財産なるものは人民の權利なるを以て屢租税の額を變動するは之れ常に人民の財産權を害するに同じ。されば第一の原則たる屈伸力に至ては必しも充分に其効能を備へたりと云ひ難く第二の原則に至りては如何なる國に於ても亦如何なる場合に於ても適合するものなり。先づ第一地租の場合に於て財産税が屈伸力なきときは人民

の財産の安固を害すると多く而して之を害する時は結局人民の感情を害するを以て屈伸力なし。第二は配分税の場合にあり此場合に租税を重くするときには財産を賣拂ひて之を納めざるべからざるに至るべし然るときは人民財産権を危くするを以て又屈伸少し

現今の社會に於て國家の財政を支辨するに最も便利なるは所得税なり。此の租税は財政上の租税原則何れにも適合し其税率を上下して容易に收入を増減するを得るのみならず又人民の富發達したる國に於ては巨額の收入を得べし。特に所得税は財産にのみ課するものなれば租税の負擔力も其納税力も其甚大なり。例へば戰爭飢饉災害等に逢ふも直に其收入を減するの恐れなし之れ納税者の收入か直に其影響を受けて消失するとなきを以てなり。而して所得税は財産に課するものにあらざるを以て人民の財産権を害するの憂なし。是れ英國に於て一度ビッドが採用せし以來多數の政治家等が屢々人民に向て之を廢せんとを約束せしも尙ほ之を廢するに能はざる所以なり。特に英國の所得税は其財政を整頓するに與りて大に力あるなり。彼のバルマリストンが奈翁三世と合同してクッミ

ヤの戰爭を起し其戰爭費を支辨シグラッドストーンが所得税の力に依頼して巧に財政を調理せしは最も適例なりとす

要之租税の公平は實際上望むと難く或は財政家に重くして貧者に軽く或は動産に重くして不動産に輕し。是時に當りて人民をして等しく國家の爲め納税の義務を負はしむると能はず。唯能くすべくんは種々の租税を設けて以て種々の義務を有する人民に課せしむるを必要とす。之れ即ち間接税は有害無益なるも尙ほ之を存し財産税は所得税に比して便利ならざるも尙ほ之を課する所以なり

第十一章 租税の承認論

專制國に於ては未だ租税の承認と云ふものなし。之れあるは議會の設けある國に於てのみ。故に租税の承認に關する理論の變遷は必ず議會の發達と相連繫するものなり。彼の中世時代に於て日耳曼諸侯が其君主若くは皇帝に對して租税を承認するの權力を有したるは蓋し國民たるの義務に基きて租税を出たすにあらすして其租税を寄附献上したるに依れり。然れども現今の立憲國に於ける租

税の承認に關する人民の權力は之と同しからずして全く憲法政治の觀念に基つ
けり。蓋し立憲國の人民は先づ政治上の原則として相共に國務に従事せざるべ
からず已に従事するとすれば又自ら國家の事に關して評議するの權利なかるべ
からず。之れ理論の免かれ能はざる所なり。夫故に國家の事業を行ふに當りて
必要欠くべからざる租税を徵收するとは元より政府一個の意見に任すと能はず
人民は之を評議し之を承認するの權利あるは立憲國の組織に徴して自らなかる
べからざる權利なりとす。然るに頻りに中央政府の權力を主張し之を高めんと
する政治家等は人民の租税承認權を非難して元來此權利は人民の有するものな
らすとなし或は政治上左まで必要にあらすと云ふものあれば之れ未だ慮らさ
るの甚しきものなり。此權利を重視したるの結果は收斂の世となりて苛税に苛
むの例少なしとせず。然れども又此權利を誇大にし之を重視するは却て曲れる
を撻めて直きに過さるの弊害あり。抑も人民は元より國家の爲めに負擔せざる
べからざるの義務あり而して之を承認するの權利を并有するに外ならず。是れ
畢竟政府若くは官吏の專斷に對して其財產權を保護せんか爲なり。蓋し義務は

本にして權利は末なり故に此權利を妄用して却て國家の成立を危くするは國家
の爲め人民の爲め取らざる所なり

本邦に於て人民の承諾權の發達せる形跡を索むるに甚だ遅々として發達したり。
其原因たる種々ありと雖も先づ第一の最大原因は彼の大寶令の大改革によりて
地主を廢止したると是れなり。凡そ租税を承認するは財產家が己れの財產の一
部を割きて之を國家の用に供する故なり。而して古代に於ては人民の財產は殆
んど土地に限れり。是時に當り政府は私有土地の制度を廢せしかは何によりて
租税承認の事實を生せん。何となれば土地は政府に屬するか故に其收穫物を徵
收するは政府に於ては己れの財産を處分するものにして人民の財産には關係な
ければなり。後皇綱漸く弛みて莊園の制度起るに及び實際土地は莊主の私有に
歸せり。然るに此等の莊主は舊時にして封建の諸侯に變じ己れ土地所有者の資
格にて朝廷に對せず己れ自ら君主の地位に立て土地の所有權なき農民よりして
租税を徵收せり。此時に當りて曷そ租税の承認權の發達を望むべけん。此に於
てか租税の負擔は毫も權力を有せざる農民又は奴隸の肩上に落ちて權力を有し

租税に關して利害を主張する地主は却て租税を徵收する地位に立てり。數百年の久しきを経て人民靦然として之を怪ます。殊に徳川氏に至ては中央集權の爲めに土地を以て悉く皇室の所有の如く考へ將軍又は諸侯は之を預かりたる如く諸侯は將軍の徵求に逢ひたるときは其多少を論せずして之に應し人民は其領主の徵求に逢へば又多少を問はず之に應せざるへからざりき

租税の承認權に關して尤も發達したる國は英國なり。英國にては往古より議院政治の行はれたるのみならず人民の財産に關する權利も又發達したるを以て自ら租税承認權も亦完全ならしめたり。今其起原を尋ねるに一千二百九十七年に其國內の貴族が國王ジョージ第一に迫りて大憲章を要求するに當りて主として又人民の租税承認權を保證したり。降りてエドワード第三世に及び頻りに戰爭に従事して多くの國費を要したる爲め自ら人民に要求せざるを得ざるに至れり。是に於てか法律の條文に記載せし空文は約變して實際の習慣となれり。人民は其代議士をして租税を承認せしむるの權利を認めたり。後ヘンリー四世及五世に至れば租税は議會の勅命せる財政官にて取扱はしめ且人民には租税に關して議會

の手を経て國王に請願するの權利を與へたり。是に於て國王は其徵收せる租税を以て自己の隨意に消費するを得ずして議會の推選したる財政官に委ねるに至れり。而して間接税に至ては年々之を承認し且つ議決するの煩勞を避けヘンリー五世以後國王の一代中は國王に委任するとせり。英國にては大陸諸國の如く貴族並に僧侶が租税の負擔を免かれざりしか故に會議にて租税を承認するは之れ人民全体に關するとなり。若し大陸諸國の如く只下等人民にのみ租税を負擔せしめ貴族僧侶の價は其負擔を免かるゝに於ては租税の承認權は單に一部人民に過ぎざるべし。英國は然らざりしを以てチュードル王朝の暴君と雖も未だ曾て人民の權利を侵害せざりき。ステュワート朝の諸王は之を侵したる爲めに或は人民の爲めに罰せられ或は他國に流寓して遂に王室を覆へせり。一千六百二十七年の權利請願及び一千六百八十七年の權利證明は等しく人民の租税に關する權利を確めて現今に至る迄依然として變せず今に其美を稱せり。現今の立憲國に於ては人民の租税承認權は憲法を以て規定せられたり。而して國家の性質に従ひ從來の歴史に従て各同しからざる處あり。今我邦の制度を見るに

日本憲法第二十一條に人民の義務を規定して法律の定むる處に從て租税を負擔する義務を有せしめたり然れども其義務たる絶對的にあらず。多少制限せられたる處あるのみならず亦己れの意志に出づる場合あり。憲法第六十三條に法律を以て新たに改正し若くは制定せざる租税は從來の如く將來尙負擔するとなれり。然れども租税を變更し或は新税を起すに當りては必ず法律を以てせざる可らず。而し法律は議會の協賛を要するか故に新税等に關して人民の租税承認權あるは云ふを待たず。由是觀之一方には納税の義務あり一方には又權利あり。苟も法律の定むる處に非されは其權利は害せられざるなり。是を以て歐洲諸國に比すれば稍異なる處なきにあらず或國にては人民納税の義務は永久にあらずして年々歳々新に生ずる場合あり。議會は毎年其開會の初に當りて國王をして租税を徵收せしむるの權利を得せしめたり。然るに本邦の制度たる之に反して人民の納税義務は永久不變にして之れに關する權利は多くは君主の厚意に依りて附與せらるゝ有様なり。然りと雖も之れ憂ふるに足らず苟くも國家ある以上は國民たる者は必ず納税の義務を負擔せざる可らず而して一個人の其々一定の

國家に屬するものは己れの隨意に由りてするに非ずして其必要若くは社會の制裁によりては必ず屬せざるへからざるなり。故に納税義務は國家の成立上元より之れなかる可らず。而して之を承認するの權利あるは必重行政官の不正を豫防するにあり。彼の外國の如く租税に關する人民の權利を先として義務を後とするは自由共和の理想に迷はされ社會を以て契約に基くと爲すの弊害なりとす。假令納税の義務を以て永久不變のものとするも之により生ずる行政官の不正を防止する道亦多し。本邦憲法第六十四條に「國家の歳出入は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を経べし」とあるを以て人民の權利充分なりとす。近頃海關税を以て租税の内に入れず或は手数料とし或は君主の大權に屬する條約の一事と主張し以て議會の協賛を要せず則ち人民の承認を要せずと云ふものあれど之れ大なる誤りなり。蓋し其初めに當りては海關税は手数料の性質を帯びたるとなきにあらずと雖も現今に於ては誰れか之か租税たるを疑ふものあらんや。而して海關税にして議會の協賛を要するは天皇の大權を制限すると云ふものあるは疑も亦甚しと云ふべし。彼の外交に關して秘密を要し又之を君主の意見に任する必要

あるは主として宣戦講和の事にして商賣に關する條約に至りては決して秘密を要せず、況んや國稅徵收規則に依れば海關稅の負擔を以て明かに租稅と見認めたり憲法の定むる所に從ひ内國稅と等しく議會の承認を経へきや明かなり歐洲中或二三の國に在りては租稅の承認に關する原則は我邦と異なり政府若くは其主權者は法律に由り年々舊租稅を徵收する權利を有せず若し議會にして年々之を承認せざるに於ては政府若くは其主權者は之を徵收するを得ずして假令其歲入なきにせよ依然として政府の局に當らざるを得ず。之れ租稅は年々承認せらるゝ者なるに依る。斯る制度の起りたるは國王若くは中央政府の權力弱きにあり。されは曾て憲法の制定あるに當りて國王等の權力を制限せんとするの主旨に出で議會にして政府に向ひ租稅を承認せんとなくんば人民は必ず之を負擔するの義務なきものとす。是れ重に民主主義の國に行はるゝなり。由是觀之此主義の行はるゝ諸國にては租稅は全く人民の意に從ひて納むるものなり。然るに日本の憲法上の主義によりて見れば人民は初めよりして租稅を負擔納附せざる可らざる主義を有せり。而して變更若くは新に制定するに當りて人民の

承諾を経ざるへからざる所以は他なし、只人民の財産に關する權利を重んじて政府の過酷なる請求を豫防するにあり。蓋年々議會にて租稅を承諾するは名に於て好しと雖も實際に於ては却て不便なるのみならず實行し難き場合なしとせず。年々政府に向て從來實行せる租稅に對して之を承認するも亦實際上却て煩ひ少なからず。例へば内亂外寇に際し議會を召集すると能はざる場合に至りて人民か此權利を行とを得ざるが如き又は海關稅の如く外國との條約に基きて一國の權力のみを以て隨意に變更するを得ざる租稅に對して年々議會か承認するは又法律上爲し能はざるが如き是なり。故に海關稅の場合に於ては直稅間稅換言せば内國稅外國稅の區別を立て、内國稅は年々議會にて承認するも之に反して外國稅は之を承認するとなし便利方法を以て國王に委任し其在位の間國王をして擔當せしむるあり。例へば伊太利、羅馬、葡萄牙、ハルランド等の如き是なり。然れども此等の諸國に於ては人民か外國稅を承認し議會をして之に協賛せしむる方法は日本と異れり。日本に於て外國稅も他の内國稅と同しく先づ議會の協賛を要するも此等の諸國は國王か決したる後議會に報告すれば可なり。

之を要するに人民の租税承認権は至重至大のものなり人民に取りては實に政治上有する重大の権利なりとす。之を以て其財産を保護し其國家の政治に參與し國家をして隆昌ならしめ或は衰亡せしむるものなり。人或は此權利の重要なるを知らず却て之を妄用したるものあるは歎息の至りなり。彼の英國に於て曾て議員カヌチエロート及びチニール朝の國王に對して租税を承認せず國王をして政費の支出に苦辛せしめたるは英國の歴史上明かなる事實なり。斯る覆轍は國家の爲め慍むべきことらわらず

抑も義務と權利は必ず並行せざるべからず、殊に現今の立憲國にては人民たるものは其權利あるを知ると同時に又義務の存する所を慮らざるべからず。徒らに其權利を妄用せんとするは之れ國家を屬りて衰亡の深淵に沈淪せしむるものなり

第十二章 租税制度

國家の隆盛富強人民の幸福安寧を望まんとすれば財政の整理其宜しきを得ざるべからず。而して財政の整理を求めんと欲せば必ずや租税制度の完備を計らざるべからず。

るべからず。今其れ租税制度にして善良ならんか人民をして納税に容易ならしむるのみならず中心喜んで國家の爲めに奔走し愛國心も亦自ら發達するものなり。然らずして嚴法苛律を以て人民を要し其財産を押領せんとする傾きあるは獨り人民の不幸のみならず國家又其害を受けざるべからず。是を以て財政の肩に當るものは先づ租税制度を改良し其完備せんとを企て且之を勉めざるべからず。然らば如何なる制度こそ完備なるものか又善良なる租税制度とは如何なる意味を有するかを知るを要す。蓋し善良なる租税制度とは總へての租税を負擔すべき力ある收入に對しては獨り所なく課税し一般國民に對し一人たりとも負擔に苦まざる制度を云ふ。此目的を達せんとせば尙に理論及經驗上に関する事情が完全に於て分明なるのみならず而かも善く發達して人民の法律及道德に関する思想感情高尚ならざるべからず。己に漸く條件を具備し次に實際租税に関する技術及財政及智識道徳進歩して後始めて租税制度の完全を期すべし。熟ら各國の形勢を察するに多くは租税の徵收困難なるものに依頼して人民を苦しむると多く其意に反すると甚たしきも財政の便宜上之を廢すると能はざると

似たり。加之種々の租税を制定して以て他の不足を補ひ長短相混し廣狹相補ひ以て公平一般なるを望めり。之れ從來歴史上の發達に依ると多しと雖も亦租税制度の不完全なる誹議を逃るゝと能はざるなり

嘗て述べたる租税に關する原則に適合せる租税のみを以て其制度を規定するときは善良なるは云ふ迄もなしと雖も人事の不完全なる未だ之れを許さざるなり。徒らに最善最美の注文多くして之れに應ずるの物品なしとは豈現今の有様ならん。曾てレニエフレー氏の單一税の説は理に於て間然すへき所なきも實際上甚た困難にして其の理由たる所得税を以て單一税とすれば納税力に應ずる條件はあれども未だあらゆる國民の納税に堪ふべき條件具備せざるにあり。佛國三世ナポレオンの宰相として大蔵の全權を握りたるチーダイ、ブレイ侯の單一税は不平等なりと云ひ獨乙のラケナルも之を以て決して行ふへからざるものと云へり。故に現今發達の有様を以てすれば勢ひ種々の租税を斟酌折衷し以て租税制度を規定せざるへからず。折衷の程度と人民に對する關係とによりて或は善良となり或は不完全となるなり。抑何れにしても一國の財政を整理して常に政治上の

緩急に應せんとするには租税制度をして伸縮する資格を備へしめざる可らず。而して之れを備へしむるには種々の租税を配合して以て其剩餘ある場合には之を減ずると容易ならしめ不足あるときは之を補充するとも又容易ならしむるは實に財政上の秘訣なり。殊に政治の變動常なく社會の形勢日に月に進歩する時に於て尤も然りとす。此目的を達せんには元より單一税を以て行ふへからず又同種の租税のみを以て行ふへからず。故に勉めて其異なるものを取り長短相補ふを要す。然らば其配合すべき租税の種類は如何と云ふに消費税、財産税及所得税なりとす(所得税を廣く云ふ時は人税)。此三者中消費税は屈伸力甚少なく財産税は稍多きも人税特に所得税の如く多からず。抑も消費税並に財産税に關して税率を變更すれば一は却て其收入を減ずるの虞あり一は人民の財産を侵害するの恐ありて孰れも政府の緩急に應ずると能はず。然るに所得税に至ては税率を變更するとか却て都合により人民を喜ばしむるあり。何となれば所得税は取りて尤も應ふべきは人民が其所得高を詐るとなり。然るに其税率を減し又は増すときは其間に於て税率變更の爲めに誘はれて却て正しき申告を得る望みあり

り。之れ英國獨國等に於て經驗したる實例なり。總ひ所得税の税率を変更するも人民の財産を侵害するの恐れなく又收入を防止する思なし。

歐洲各國の財政制度を按ずるに多くは三種の租税より成る。(一)直接税(二)間接税(三)取引税是なり。直接税とは主として財産を標準として賦課徴收するものにして若し政治上人民は悉く平等なりとすれば毫も間然する所なし。而して直接税中重なるものは地租にして夫の國民の富未だ發達せず財産の種類多からざる時代には土地は殆んど單一なる租源たりしと疑なし。殊に農業の法簡單にして資本を要すると大ならされは土地豊饒を調製するも亦容易なり。之れ地租は最も古き租税にして又重なる租税たる所以なり。古代の地租を觀察するに土地に課する税にあらずして人に附屬する財産税たる性質を帯びたると多し。夫の羅馬或は中古の歐洲諸國の有様を見るに地租を納むるものは不自由民にして自由民は之を納めず曾て地租を納めたる土地にして一度自由人民の手に歸せは其土地は直ちに變じて地租を負擔するとなきものとなれり。人に附屬する財産税と云ふは之か爲めなり。後農業法漸く完全に租税制度從て發達し地租を賦課するに

土地收入に基き其標準を求むるに及んては地租の性質一變して殆んど所得税の軀殻を具ふるに至れり。現今の地租多くは是れなり。次に直接税中の重なるものは家屋税にして其初めは都府に發達し漸く田舎に及ひたり。其發達の順序は殆んど地租と同じく不自由人民にのみ賦課し自由民は全く其義務を免れたりき。現今經濟社會の發達により家屋は財産中重なるものにして開明諸國に於ては其の價格は却て土地に超過するの傾向あり。故に家屋税は租税中尤も重なるものゝ一となれり。而して家屋税地税の如き財産税と相共に行はれたるは人頭税にして始めて羅馬に於て行はれ獨乙に於ては十五世紀の頃より財産税と相合して以て徴收せり。日本の古代に在て所謂庸調は人頭税と地租と相混合したるものと云ふも不可なからん乎

蓋し人頭税は其始めに當り人民の勞力に課するものにして所謂經濟社會の發達し工業製造業亦起るに及んでは人頭税は變じて商業工業營業所得の諸税となれり。現今財産税にあらずる直接税は多く之に胚胎せり

間接税は其初め直税の不足を補ふか爲めに生じ來りし者なり。然れども工業未

た發達せず家内工業の行はれたる時代に於ても毫も大切なる租税に非ざりき。然るに分業の法行はれて機械工業進歩せし以來其收入次第に増加し今日は却て財政上直接税を減輕するに至れり。始めて之を行ひたるは古代フランス帝國の時外國の商人に課税せんか爲め輸入税即海關税を設けしを以て嚆矢とす其目的たる外國商人より收入する者にして内國消費を目的とせざりき。降て中世時代に至り都府四方に起り地主たる王侯の羈絆を免かれて其獨立をなすに當りて其財政を支へん爲亦之を徵收したり。然るに歐洲の諸帝國が間接税として消費税を徵收するに至りたるは遙かに後世の事なり。佛國に於てはフヒリッヅ四世始めて海關税を徵收せんと企てしも終にならざりき。然るに十四世紀に至りては飲料税及鹽税の收入甚だ多く獨逸諸邦は之を模倣せんと企てたる程なり。英國に於てはエドワード一世に始まり同第四世に至り完全なる羊毛税を課したり。チャールズ二世の時に及び議會は國王に對して其封建上の特權をは廢止せし報酬として内國消費税の半を以て永久徵收する權利を與へ其半を以て同王の在位間徵收するを許せり。要するに十七世紀以來政治家學者等は大に間税に注目し

て便利なる政府の財源となし殊に商科學派の行はれたる以來各國政府が一は其收入を得んか爲め一は内國の製造工業を獎勵して外國品の輸入を防かん爲め大に之を鼓舞せり。蓋し間接税は下等人民即ち財産なき國民を壓すると甚たしきを以て若し民主主義の發達して中等社會以上の國民より租税を徵收せんとするに至ては自ら衰頹せざるを得ず。現に英國に於て千八百四十一年以來立法の精神次第に間接税を退け直接税を採用せんとせり

直接税及間接税の足らざる處を補ひ國民中不意に又僥倖に利益を得るものあれば其收入に税せん爲めに取引税なるものを設けたり。蓋し取引税は元と手数料より發達したるものにして最新の租税なり。然るに現今の如く交通の道次第に發達して國內に於ける地價の變動及經濟上の取引漸く盛なるに及んては是尤も欠くへからざるものと云はざるを得ざるなり

現今租税制度を制定するに當りて最も注意せざるべからざるは所謂國際間の租税問題なり。交通の道發達し人民の移轉頻繁なるに當ては一國民か他國に往て營業する者あり又他國より來住するものあり或は他國に於て財産を所有するも

のありて爲めに租税行政をして彌々困難ならしむ。是れ獨り政府の收入を得るに必要なのみならず曾て陳述したる如く租税は一般ならざるべからずと云へる原則を實行するにも又必要なりとす。但し豫め注意せざるべからざるは一方に於て租税の脱漏を防ぐとともに又た一方に於て租税の重複を豫防せざるべからず。後者は人民國際間の交通を妨げ前者は外國人民を惠むの思あり二者共に不可なり。之を要するに國際間の租税問題を決せんとするには五種の場合を規定せざるべからず

第一 内國人にして外國に住し且外國に於て財産并に收入を有する場合に於ては租税を徴收すると甚だ困難なり。蓋し歐洲諸國の人民は外國に移住して營業するは内國に於ての如く密も憂とせず故に斯る場合甚だ多し。此時に當て租税を徴收するは大に困難なり。何となれば是れ他國に於て自國の主宰權を實行するの傾向あるか故なり。故に不得止只内國に歸り來る場合に於て一定の手数料を徴收するの外策なきなり

第二 内國人にして外國に住し而して内國に於て收入の財源を有する場合に於

ては元より其財産に課税するは勿論なり。只少しく注意すべきは徒らに外國に漫遊して内國の富を外國に於て消費するを防かんとせば其税率を重くし若くは旅行税を課するを要す。彼の露國政府が外國殊に佛國に行き其花月を樂むを防かんか爲めに重き旅行税を課するは之か爲めならん

第三 外國人にして内國に住し且つ財産を有する場合には之をして其財産税及び消費税を負擔せしむるは勿論なり。只注意すべきは所得税なり。若し外國人の本國政府が彼れに課する所得税を以てするとあらば租税の重複を防かん爲めに之を免除するを至當とす

第四 外國人内國に住し其自國に於ける收入を消費する場合に於ては元より直接税を課するは不都合なり。消費税に至ては内國人と毫も異なるとなし

第五 内國人にして外國の收入を有する時は其外國に於て課せらるゝ所得税を除き以て更に内國の所得税を課するを至當とす

之を要するに一國の租税制度を完全ならしむるには國際上の租税を課せざるべからず。然るに之を行ふと密に過るときは外國政府と國際上の問題を惹起す

るとなしとせず是れ避けざるへからず。故に之を簡易ならしむるには各國政府の間に適當の條約を設け以て自他の便利を計るを要す。國際租税問題は國と國との間に起るものなるか之を小にすれば地方團體の間にも起ることあり。一縣の住民にして他縣に於て營業し或は財産を有するもの又は中央政府にして地方に財産若くは製造場を有するとあり。此時に當りて地方税又は國税に關して問題起るときは之を決するに左の原則に依るを要す

第一 人税に關しては其人の住所に於て課税すべし

第二 物税に關しては其物の所在地に於て賦課徴收し所有者の住居地に於てすへからず

第三 使用税に在ては使用の起る場合に於て賦課徴收し使用者の居ると居らざるとは問ふ所にあらず

第十三章 所得税を論ず

若し租税行政上人民の收入を調査確定し得べくんば所得税は他の租税に比して最も完全なるものなり。然るに實際と理論とは必ずしも常に相并行せず之れ人

事の不完全なるによると雖も之れか爲めに收税上生ずる弊害甚た多し。故に所得税徴收に當て其税額常に人民の收入に比例するを要すれども其比例たる唯大體に止まる。若し之をして人民の收入に比例し收入多きときは租税を多くし少ければ之を減せんとするは必ずや資本の區別を立て、以て其償還又は危険に對する保険料をも算定せざるへからず。然るに各國の所得税法は毫も其間に區別を立てず唯概算の推定を爲すに過ぎず。抑も收入に數種ありて或は之を子孫永久に傳へ得へき固定のものあり或は一生涯を限りて入るべきものあり或は人の勞働に依り得るものあり或は只暫時のものあり此等種々の收入を有する人は其租税を負担すべきものなり。永久の收入は永久之を負担すべきものなり而して永久不變の固定收入を有するものは將來其子孫の計を爲す爲めに之を貯蓄し或は不時の災害に備ふる爲め豫め準備を爲すを要せず。然るに一時若くは其一生間のみある收入は之を以て管に現在を支ふるのみならず將來子孫の計を爲し若くは不時の用意を爲さざるへからず。抑も勞働者の收入は勞働する間のみなり故に現在の收入を貯へて老後の計を爲さざる可らず故に人民の所得税負擔力

は収入の異なるに従て大差あるを知る可し。去れば經濟學者等か地租其他の財産税を目して他の租税より重からしむると云ふも決して無理ならざるなり。所得税の利益以上云ふ所に止まらず他の租税の如く負擔移轉のなき爲めに經濟上の交通を妨くると甚た少なし之を拂ふ所のものは將來他人をして己れの替て爲せる負擔をなさしむると能はず。之を以て消費税の如く經濟上の交通に際して少しも之を妨くるとなし况んや此等の税の如く其生産を監督検査するの必要なきを以て人民の營業に干渉して直接に其生産を妨くるとの弊少なし其のみならず他の租税の如く其負擔曖昧ならずして明に之を知るとを得。例へば消費税を拂ふものは貨物を消費するに當り賾々の間不知不識租税を負擔するを以て一人の租税を負擔するの額は容易に知ると能はず從て人民の經濟上に及ぼす影響を確むるとも亦難し。然るに所得税は明かに収入の幾分を徴するを以て其負擔の確實なるとは地租其他の直接税若くは間接税の比にあらず從て其人民の經濟上に及ぼす影響を知るとを得るなり。加之ならず多くの財産税若くは消費税は其財産所在地若くは其住居する地に於て賦課徴収するを以て若し内國人にして

外國に住し又は内國人にして外國に於て土地其他の財産を所有すれば勢ひ租税の脱漏を生ず。然れども所得税は之に關せざるを以て此等の税源を見逃す患なし。人或は所得税は人民の貯蓄心を害するの恐れありと云ふ者あるか多少之あるにせよ其誇張するか如くならざるへし。所得税は其善美なるに拘はらず之を實行するに當り甚た困難なり。如何なる困難ありやと云ふに他なし租税臺帳を製するとなり若し官吏の手を以て人民の所得額を知らんと欲せば勢ひ嚴密なる検査監督の法を設けて人民の囊中を探らざるへからず加之人民の財産は常に増減するか爲め年々之を新調せざるへからず是れ人民獨り其煩はしきに堪へざるのみならず政府も亦然りとす。凡そ人民の所得額を調査するに其申告額を低くするは人の常情なり又時により却て之を長大にするを少しとせず特に經濟社會か活潑にして競争甚しき社會に於ては徒らに世人の信用を博せんか爲め之を長大にするとあり英國の如きは其例なり。凡そ所得税は富者に課して貧者を惠むの制なり故に民主主義の行はれて上等社會を壓せんとするの世にありては之を主張するの例甚た多し

人民所得の調査は收税官の手のみを以てす可らず其始めにありて勢ひ納税者をして自ら之を申告するの義務を負はしむへし然るに之を偽り可成租税の負擔を減せんとするは人情にして上流社會には少なくして中等并に下等社會に多し。如此きは強ち人民の不正直なるのみならず下等人民には其經濟上の關係により勢ひ正確の計算を爲すと難し何となれば彼等の家政だに帳簿を製して出納を整理せざるのみならず其家政たる自然經濟を脱すると多からざるを以て其出納をは一々貨幣を以て計ると難し人若し之を疑はば田舎農民の經濟を見は其一斑を知るとを得ん。而して中等社會に在りては斯る困難なきにせよ常に其同輩か詐偽の申告を爲さんとを慮りて已れも終に之に陥るの弊多し故に所得の申告正確なるを得るは只少數なる上流社會のみなり。既に人民の申告ありたる以上は直ちに之を以て正確なるものと認むると能はず故に之を検査監督するの機關なかるへからず。而して此機關は政府收税官の手を以てし或は納税者の内より撰舉せられたる委員を以てするとあり然るに兎角官吏風は人民の意に逆ふを以て寧ろ納税者自らをして監督せしめ之を助くるに官吏を以てするに如くはなし。併

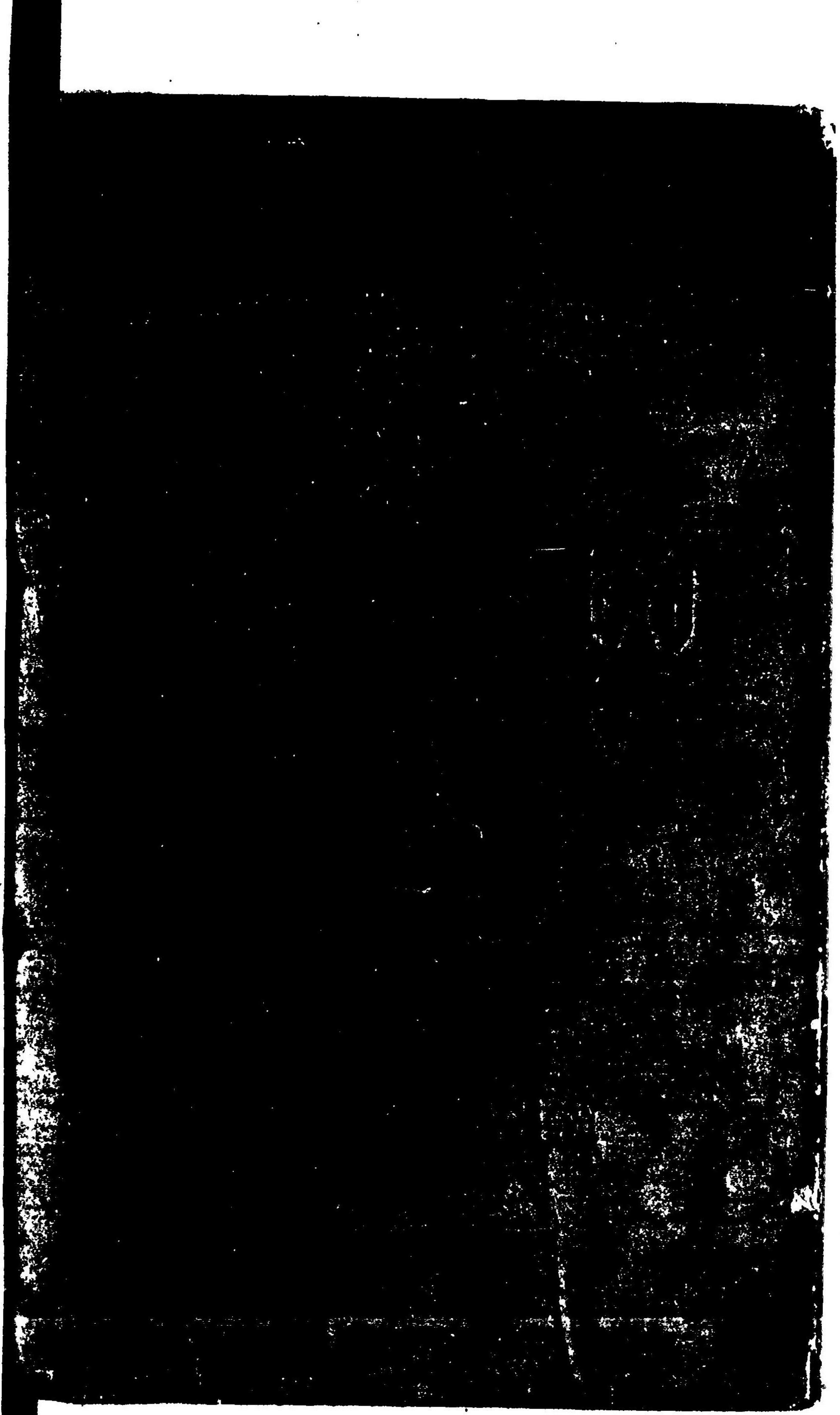
しなから所得の申告額を調査するは勢ひ人民の囊中を探くるの傾きあるを以て充分の權力を附與せされば充分の結果を望むべからず。日本の所得税法律に依れば只申告者を調査するに止まりて未だ申告せざるものを調査するの權力なし之れ大なる欠點なり。本邦の如く人民の富未だ發達せず最下級に居るもの甚た多きを見れば所得税調査委員をして常に申告者のみを調査せしめず更に三百圓の收入ありと認むるものをも等しく調査するの權力を與ふれば多少其欠點を補ふを得へし。調査委員官に定束の調査は未だ以て充分の結果を見ると難し若し之を精密にせんとせば行政處分を以て詐欺者に刑罰を加ふるの法を設くべし人或は租税に關する犯罪を増加するは國家の爲め尤も避くべきとなりと云ふと雖も之れ租税によりて異なるなり。貧民の負擔する租税に就き刑罰を設くるは犯罪人の増加するや明かなりと雖ども已に財産あり多少地位ある人民の負擔する租税に於て刑罰を課するも其實犯罪人甚た多からず之れ刑罰を以て其地位を失ふの恐れあるを以てなり

惟ふに人民の公共に關する道徳心の低きに當りて租税を完全に徴收せんとすれ

ば勢ひ刑罰に依るの外亦他に途なかるべし

歳入論完結

2/7
1/15
1/15



東京大学経済学研究所
蔵入論

工

(M)

040635-000-9

ユ-5ハ

歳入論

松崎 蔵之助/述

[M28?]

BDE-0286

